

令和元年九月定例会

令和元年第3回

菊陽町議会9月定例会会議録

令和元年9月3日～9月17日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和元年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 3	火	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告 議案審議（認定第1号～認定第6号、議案第34号）質疑・委員会付託
9 / 4	水	一般質問
9 / 5	木	一般質問 全員協議会
9 / 6	金	休会（議案調査）
9 / 7	土	休会
9 / 8	日	休会
9 / 9	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 10	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会
9 / 11	水	休会（議案調査）
9 / 12	木	休会（議案調査）
9 / 13	金	議案審議（議案第35号～議案第51号）質疑・討論・表決（報告第4号、報告第5号）質疑
9 / 14	土	休会
9 / 15	日	休会
9 / 16	月	休会
9 / 17	火	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

令和元年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	坂本 秀則 (P50～)	1. 原水工業団地について	(1) 事業の進捗状況と今後の事業計画は。 (2) 町道里道等の変更及び畑灌施設についての説明会並び意見交換会を適時に関係者等に対し開催する考えはあるか。 (3) 更に悪化が見込まれる原水工業団地周辺の交通渋滞に対して多面的なインフラ整備が必要だと思うがどのような考えがあるのか。
		2. 原水駅・三里木駅周辺の地域振興と発展について	(1) 原水駅周辺及び三里木駅北側の農地等を区画整理し市街化区域に移行できないか。 (2) 原水駅周辺及び三里木駅周辺の活性化と将来像を町民、行政、企業等で語り合う協議会を立ち上げる考えはないか。 (3) 北小学校並び西小学校は新校舎建設並び用地の確保を直ちに行うべきでないか。
		3. 原水地区(新町)基盤整備事業及び新町井手について	(1) 事業の進捗状況と今後の事業計画は。 (2) 各地区及び地権者等の代表者と行政で構成する推進協議会等の設立の考えはあるのか。 (3) 事業活動の期限は設定するのか。 (4) 新町井手取水口から未整備区間は農地水事業で、各支部を超えて新町井手整備だけの新設支部で雑木伐採等の事業はできないのか。
		4. 白水久保田地区の発展と活性化について	白水久保田地区に定住者が増え発展活性化のためにも通学通勤者が公共交通機関まで利用できるように配慮する考えはあるのか。
		5. 通学路の安全確保について	旧国道57号の南方地区内南側歩道及び路側帯沿の大小の雑木からの害虫や枝で通学等に支障がある。枝伐採等の対策はとれないか。
		6. 公用車の設置と職務で使用する私用車について	(1) 出先施設への公用車設置の基準は何か。 (2) 公用車がない施設で職務上私用車を利用する場合保障等はあるのか。
		7. 北校区の発展と活性化について	北校区には町民センターは建設しないのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
2	中岡 敏博 (P65～)	1. 交通安全対策等について	(1)小中学校の通学路の安全対策について ①菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく取り組みはどのようなものであるか。 ②過去の点検で問題になった危険箇所等の改善、対策の進捗状況及び新たな危険箇所や課題に対してどのように取り組むのか。 (2)飲酒運転撲滅や現在、問題視されているあおり運転等の危険運転に関する町の考えや取り組みはどのようなものであるか。 (3)カラーベルトの設置に関する現状、ゾーン30の推進その他に道路管理者及び交通管理者が設置する工法についてどのように考えているのか。 (4)高齢者の交通事故防止のために町はどのように考えて取り組んでいるのか。
		2. 学校の安全対策について	校門の管理、不審者訓練等に関する教育委員会の答弁と各学校の現状について問う。
		3. 子ども議会について	過去に中学生を対象として子ども議会が本町においても開催された。熊本県議会や他の自治体でも開催されているが、どのように考え、今後予定や計画はあるのか。
3	廣瀬 英二 (P79～)	1. 光の森駅と立体駐車場を結ぶ自由通路計画について	(1)駅の利用状況（駐輪場・横断歩道・駅）及び周辺道路の交通状況について問う。 (2)昨年のイズミ（ゆめタウン光の森）と地域住民との意見交換内容について問う。 (3)検討の進捗状況について問う。 (4)いつ頃の完成を目指すのか問う。
		2. 新駅の設置計画について（図書館付近）	(1)新駅設置についての基本的な考え方について問う。 (2)JR、関係機関への要望書提出について問う。 (3)要望書の内容について問う。 (4)いつ頃の完成を目指すのか問う。
		3. 鉄砲小路踏切の改良計画について	(1)地域のスムーズな通行・アクセス確保が必要と考えるが当踏切の現状について問う。 (2)地域からの踏切改良の要望書について問う。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(3) 要望書を受けて、当踏切改良の基本的な考え方について問う。</p> <p>(4) J R、関係機関との協議について問う。</p> <p>(5) 目途として、いつ頃の改良を考えているのか問う。</p>
		4. 防災行政無線の設置計画について（北新山区）	<p>(1) 北新山区の防災行政無線については、予算措置もできているが、今後の設置計画について問う。</p> <p>(2) 設置場所について問う。</p> <p>(3) 区の行事等の放送も利用できる機能となるか問う。</p>
4	甲斐 榮治 (P92～)	1. 本町内で展開される熊本県の事業（J R 三里木駅分岐及び菊陽空港線延伸）について	<p>(1) 本事業を町はどう位置付けているか。</p> <p>(2) 本事業について、令和元年6月時点から今日までに町は熊本県から新たな情報を受け取っているか。</p> <p>(3) 本事業に関して、町は熊本県と日常的または定期的な意思疎通のチャンネルを持っているか。</p> <p>(4) 本事業に関して、熊本県は町にどのような対応を求める可能性が考えられるか。また町はこの事業に関連して町の発展をはかるために、どのような施策を考え、熊本県にどのような働きかけをするつもりか。</p> <p>(5) 菊陽空港線延伸事業（熊本県及び菊陽町の分担区域それぞれ）の進捗状況はどうなっているか。</p>
		2. 町の事業について	<p>(1) (仮称) 光の森多目的広場の東側 1 ha の土地をどう活用するのか。</p> <p>(2) 町民総合体育館建設事業について</p> <p>① 建設予定地への交通アクセスの改善についてどう考えているか。</p> <p>② J R 三里木駅分岐事業及び菊陽空港線の延伸事業との相乗効果についてはどのように考えているか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(3) 菊陽町公共交通の改善について</p> <p>① 市街化が進んだ西部地区でも公共交通の利便性に欠ける地域もある。そのような地域には乗り合いタクシーを導入すべきではないか。</p> <p>② 現在の計画は、令和2年1月から試験的に運用されるが、その試行期間中でも改善すべき点は改善する柔軟な姿勢を持っているか。</p> <p>③ 町域を超えたバスやタクシーの運用を実現すべきではないか。</p>
5	小林久美子 (P110～)	1. 公共交通体系の見直し計画案について	<p>(1) 巡回バス・乗り合いタクシーの計画の概要についてどうなっているのか。</p> <p>(2) 試験運行後は、町民の意見を十分聞いて検証し、本格実施をめざしていくべきではないか。</p>
		2. 小・中学校の教育の環境整備について	<p>現在の猛暑の中で、体育館に空調設置が必要ではないか。 (体育館は災害時の避難所としても使用するため必要ではないか。)</p>
		3. 保育料の無償化に伴う問題について	<p>(1) 10月からの保育料の無償化に伴って、町の保育関係への財源に変化はあるのか。</p> <p>(2) 給食副食費への町の補助ができないか。</p>
6	佐々木理美子 (P117～)	1. 幼児教育の無償化について	<p>(1) 0～5歳児における待機児童と3月末と現在の推移はどのようになっているのか。</p> <p>(2) 住民税非課税世帯の0～2歳児はどのように把握しているのか。</p> <p>(3) 住民税非課税世帯の0～2歳児に対してどのように周知活動を行うのか。</p> <p>(4) 待機児童の解消についてどのように取り組んでいくのか。</p>
		2. 運転免許の自主返納制度のその後について	<p>(1) 運転免許自主返納者に対する取り組みの啓発はいつの時期に行うのか。</p> <p>(2) 過去自主的に免許返納された方もいる。どこまでさかのぼって手数料、タクシー券の補助をするのか。</p> <p>(3) 後期高齢者（75歳以上）にタクシー券を配布する計画はないのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 将来の原水地区道路改修計画について	(1)町道下原堀川線の延伸計画はあるのか。 (2)町道杉並木公園線の延伸計画をどう考えているのか。 (3)原水駅東側踏み切りの道路計画の方向性を問う。
7	西本 友春 (P129～)	1. きくよう健康倶楽部について	(1)会員全体の推移と男女別・世代別の現在の会員数はどのようになっているのか。 (2)貯まったポイントで、ポイントのつく食事の協賛店でも利用が可能にすることの検討結果はどのようになっているのか。 (3)きくよう健康倶楽部のポイント交換は3月31日までの期限となっており、交換をし忘れた人の救済措置はできないのか。 (4)ポイント交換は500ポイント単位での交換となっており、残りのポイントは翌年度に繰り越すことができない現状となっているが、繰り越せるようにシステムの変更はできないのか。
		2. 自転車保険加入促進の取り組みについて	(1)菊陽町の自転車事故は平成30年は13件ですが、自転車事故対策と、その周知についてはどのように取り組んでいるのか。 (2)小中学校における安全教育についてはどのように取り組んでいるのか。 (3)町民の自転車保険の加入状況とその周知についてどのように行っているのか。 (4)自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せていますが、どのように認識しているのか。 (5)自治体の自転車保険加入の促進の取り組みについてどのように考えているのか。
		3. 消防団の充実強化について	(1)消防団設備整備補助金に対しどのように取り組んでいるのか。 (2)救助用資機材積載型消防ポンプ自動車の無償貸付事業に対しどのように取り組んでいるのか。 (3)消防団車両へのドライブレコーダ搭載を提案するが町はどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(4)消防団の情報収集活動としてドローンの必要性を提案するが町はどのように考えているのか。
		4. ピロリ菌検査の助成について	5月13日～9月30日までが実施期間となっているが、検査の実施状況はどのようになっているのか。

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和元年9月3日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和元年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和元年9月3日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出認定第1号から報告第5号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 決算審査報告

日程第8 認定第1号 平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 平成30年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第3号 平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第4号 平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第5号 平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第6号 平成30年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第34号 平成30年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(委員会付託)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣瀬英二君

2番 矢野厚子君

3番 大久保輝君

5番 西本友春君

6番 那須真理子君

7番 佐々木理美子君

8番 中岡敏博君

9番 布田悟君

10番 福島知雄君

11番 坂本秀則君

12番 渡邊裕之君

13番 佐藤竜巳君

14番 甲斐榮治君

15番 岩下和高君

16番 小林久美子君

17番 北山正樹君

18番 上田茂政君

3. 欠席議員

4番 阪本俊浩君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	吉 野 邦 宏 君
教 育 長	上 川 幸 俊 君	教 育 部 長	吉 永 公 紀 君
総 務 部 長	阪 本 浩 徳 君	福 祉 生 活 部 長	阪 本 章 三 君
健 康 保 険 部 長	服 部 誠 也 君	経 済 部 長	士 野 公 典 君
土 木 部 長	小 野 秀 幸 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	酒 井 章 彦 君
総 務 課 長	板 楠 健 次 君	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	西 本 一 浩 君
健 康 ・ 保 険 課 長	東 桂 一 郎 君	介 護 保 険 課 長	宮 川 照 之 君
経 済 部 次 長 兼 商 工 振 興 課 長	川 上 一 弘 君	下 水 道 課 長	丸 山 直 樹 君
総 務 課 総 務 法 制 係 長	小 泉 秀 和 君	学 務 課 長	矢 野 信 哉 君
施 設 整 備 課 長	山 川 和 徳 君	菊 陽 町 代 表 員 監 査 委 員	橋 本 輝 也 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和元年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番佐々木理美子君、8番中岡敏博君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおりと報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査5月、6月、7月分の結果報告は、議席に配付しております。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和元年第3回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況などについて行政報告をいたします。

月日がたつのは早いもので、平成28年の熊本地震から3年5か月が過ぎようとしております。

最初は、熊本地震の復旧・復興対策についてであります。

現在も引き続き、災害義援金や一部損壊家屋に対する義援金の支給、そして非課税世帯に対する義援金などの事業を行っております。

また、応急仮設住宅の光の森仮設団地は、全ての入居者が退去され、建物も県による解体撤去が進んでおります。なお、アパートなどのみなし仮設住宅には、8月末現在で8世帯が残っておりますが、全ての世帯が自宅再建の見込みが立っております。町では、今後も被災者の生活支援を継続してまいります。

次は、固定資産税の課税誤りと個人住民税、町県民税であります。個人住民税の課税業務における免税牛売却所得の入力漏れによる課税誤りについてであります。

納税者の皆様はもとより、町民の皆様、そして議会の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしました。改めて深くおわび申し上げます。

それでは、現時点での対応状況について御報告いたします。

固定資産税につきましては、還付件数76件、還付金と加算金の合計が2,204万1,000円で、現在対象者の方々へ謝罪文を送付するとともに、訪問謝罪を行っているところで、76件中60件の方に説明が終わりました。

なお、還付に必要な補正予算を本定例会に提出いたしております。補正予算を御承認いただきましたら、速やかに還付の事務手続を進めたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

一方、個人住民税、町県民税であります。の課税におきましては、町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に影響を及ぼしています。

賦課漏れにつきましては、遡及賦課を26件、計505万9,940円、過払い金につきましては返納請求を7件、計90万9,811円を行います。対象者の方々へ訪問謝罪を開始しており、18世帯の方全てに説明が終わりました。今後は、チェック体制を強化するとともに、職員の資質の向上を図り、再発防止に努めてまいります。

次に、（仮称）光の森多目的広場における防災広場整備の進捗状況を報告いたします。

まず、防災備蓄棟については、基礎工事がほぼ終わり、これから鉄骨を組み上げていくところです。防災広場については、中央部の整地を継続して行っており、防災井戸の掘削は終わりました。また、現在マンホールトイレの設備を設置しているところであります。今後、芝張りの発注も行い、3月の完成に向けて工事を進めてまいります。

次は、災害関係についてであります。

本町では、梅雨から現在にかけて、大雨警報の発令や台風の接近がたびたびありました。7月上旬の大雨で馬場地区内で新町井手の護岸の一部が崩壊する被害がありましたが、そのほか大きな被害はあっておりません。今後も台風等による災害には十分警戒してまいりたいと思っ

ております。

次は、熊本県女性消防操法大会についてであります。

熊本県女性消防操法大会が8月18日に八代市で開催され、本町から本部機動隊の女性消防隊員チームが出場しました。大会には、県内から13チームが出場し、5月から練習をしてきました本部機動隊チームは、初めての出場ではありましたが、練習の成果を十分発揮し、見事な競技を行うことができました。女性操法大会を通じて、消防団員の操法技術の向上と消防団活動に対する意識の向上が図られたものと思っております。

次は、熊本空港の民営化についてであります。

国は、コンセッション方式による空港運営の民間委託の進め、今年5月に三井不動産を代表とし地元企業が参画する熊本国際空港株式会社と運営に関する契約を締結しました。今年7月から新会社による空港ビル施設の運営が始まっており、来年4月には滑走路とターミナルビルの一体的な運用が開始される予定です。民間の知恵や経営ノウハウを活用した空港運営が期待されることから、本町としましても運営会社と連携し、さらなる地域の活性化を図ってまいります。

次は、熊本空港へのアクセス関係についてであります。

熊本県において、JR三里木駅から分岐する空港アクセス鉄道の整備に向けた取組が進められています。事業のスケジュールや計画の詳細は明らかになってませんが、今年度は鉄道整備に関するルート検討や需要予測などの詳細調査が進められる予定です。本町としましては、事業主体である県や関係機関と密に連携しながら、本事業が町のさらなる発展につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次は、高齢者運転免許証自主返納支援事業についてであります。

高齢者の事故対策として、今年度に事業化を予定しておりました運転免許証自主返納支援事業につきましては、支援事業の要綱を定め、またタクシー券を取り扱う事業者との協議も調いましたので、10月から事業を開始する予定であります。支援の内容は、65歳以上で運転免許証を自主返納され、運転経歴証明書の交付を受けられた方にタクシー利用券3万円分の交付と運転経歴証明書の申請手数料の補助を行うものであります。

次は、コンビニ交付とコンビニ収納についてであります。

町民等の利便性向上を図るため、個人番号カードを利用して、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなど各種証明書を取得できるサービスを令和2年2月から開始する予定です。また、町県民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、公営住宅使用料、下水道使用料などのコンビニエンスストアにおける収納業務も、令和2年4月から開始する予定で、その事務を進めています。

次は、プレミアム付商品券事業についてであります。

10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、住民税が非課税の方や3歳未満の幼児がいる世帯に対して、地域の消費を下支えすることを目的にプレミアム付き商品券事業を実施しま

す。対象者は、住民税非課税者が5,800人、子育て世帯が約1,600世帯です。対象者の方には、9月中旬に購入引きかえ券を発送し、10月1日からプレミアム付商品券の販売及び商品の購入を開始する予定です。

次は、放課後児童健全育成事業についてであります。

菊陽南小学校区の放課後児童クラブについては、現在社会福祉法人菊陽会に委託し、白菊保育園内において運営を行っていただいておりますが、当クラブのより広い専用区画を確保するため、既に退去されました光の森仮設団地みんなの家と他市町村で不要となった同等施設を解体、移築し、菊陽南小学校区の学童クラブの施設として活用できるよう準備を進めております。

なお、当クラブの施設整備に必要な予算については、本議会の補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次は、馬場楠井出の鼻ぐりを含む白川流域かんがい用水群についてであります。

6月の行政報告において、馬場楠井手の鼻ぐりのさらなるPRを図りながら、熊本市や大津町と連携し、地域の活性化や観光振興に向けた事業を展開してまいりたい旨の御報告をさせていただいておりましたが、具体的には現在3市町の連携により、テレビ熊本、TKUのドキュメンタリードラマ「加藤清正～民とともに生きた土木の神様～」の制作が進んでおり、今後現地ロケなどを含む番組制作と連動して、鼻ぐり井手祭の中でパネルディスカッションを行ったり、番組のメイキング映像を独自に制作するなど関連事業を実施することとしております。

次は小・中学校の整備についてであります。

校舎の老朽化に伴い、平成29年度から3か年計画で実施してまいりました菊陽北小学校校舎の大規模改造工事及び武蔵ヶ丘中学校給食室増築・改修工事につきましては、8月に着手したところでございます。

次は、町の体育施設についてであります。

町民の皆様から高い関心が寄せられている町民総合体育館建設につきましては、昨年12月に有識者やスポーツ関係団体の長などで構成する菊陽町総合体育館施設整備検討委員会を設置し、施設建設場所、施設の規模や整備内容について検討協議が行われ、5月の建設場所に関する答申書の提出に続き、8月13日付で施設の規模、施設内容及び機能に関する答申書をいただいたところでございます。町としましては、この答申に沿って設計作業を進めていきたいと考えております。今後、一日も早い工事着工を目指して進めてまいりますので、皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。今後も町民の皆様方とともに、「生活都市 きくよう」の実現に向けたまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出認定第1号から報告第5号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出認定第1号から報告第5号までの26件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和元年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は26件ございます。内訳は、決算の認定が6件、条例の改正や制定、補正予算等に係る議案が18件、報告が2件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から認定第6号は、平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算5件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法第96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第34号は、平成30年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

平成30年度の下水道事業により生じた未処分利益剰余金の一部を地方公営企業法の規定により自己資本へ組み入れる処分について議決を求めるものであります。

またあわせて、平成30年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて決算の認定を求めるものであります。

議案第35号は、菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、印鑑登録証明書へ旧の氏の記載を可能にするため、また個人番号カードと利用者証明用電子証明書を利用し、コンビニ等の民間で設置している多機能端末機で証明書の申請、交付を可能にするため、菊陽町印鑑条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設され、この会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関し必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第37号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行さ

れることに伴い、会計年度任用職員制度の創設等に係る9つの関係条例を一括して改正するものであります。

議案第38号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、働き方改革を推進するための関係法規の整備に関する法律の施行及び人事院規則の改正により、職員の時間外勤務命令を行うことができる上限を定める等の措置を講じるための改正と、会計年度任用職員制度の創設に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第39号は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例中の文言を整理する必要があるため、改正を行うものであります。

議案第40号は、菊陽町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人と被保佐人を消防団員の欠格事項としない改正を行うものであります。

議案第41号は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税が引き上げられることを考慮し、町の各施設の使用料等の消費税相当額を改正するものであります。

議案第42号は、菊陽町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

固定資産税の課税誤り及び個人住民税の免税牛売却所得に係る事務処理誤りについて、特別職としての責任をとるために、私と副町長の給料の減額を本条例の改正により行うものであります。

なお、職員については、現在処分の内容を検討しております。

議案第43号は、令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に6億5,543万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億552万7,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、町税を4,201万8,000円、地方特例交付金を1億5,342万1,000円、財産収入を2億1,616万円、繰入金を8,885万4,000円、繰越金を4億2,106万6,000円、それぞれ増額し、地方交付税を9,897万3,000円、国庫支出金を5,030万2,000円、町債を1億4,720万円、それぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を3億1,131万4,000円、民生費を1億1,640万4,000円、農林水産業費を3,463万円、商工費を6,255万3,000円、土木費を1億212万2,000円、

それぞれ増額するものであります。

議案第44号は、令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に8,138万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,227万2,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金金を88万3,000円、町債を8,050万円増額するものであります。

歳出は、諸支出金、武蔵ヶ丘北小学校用地購入費を8,138万3,000円増額するものであります。

議案第45号は、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4,706万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,491万2,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を6,506万4,000円増額し、町債を1,800万円減額するものであります。

歳出の主なものは、事業費の公有財産購入費を4,700万円増額するものであります。

議案第46号は、令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億4,939万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,889万4,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を1億4,939万4,000円増額し、歳出は一般会計繰出金を1億円、予備費を4,939万4,000円増額するものであります。

議案第47号は、令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,989万4,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を210万円増額し、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金を210万円増額するものであります。

議案第48号は、令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に9,263万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億9,931万8,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金金を5万3,000円、繰越金を9,258万6,000円増額し、歳出は総務費を3,647万1,000円、予備費を5,616万8,000円増額するものであります。

議案第49号は、令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を420万6,000円増額し、13億5,710万6,000円と定め、事業費用を420万6,000円増額し、13億299万4,000円と定めるものであ

ります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を830万円増額し、9億7,649万3,000円と定め、支出を830万円増額し、13億6,287万1,000円と定めるものであります。

議案第50号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、菊陽第二土地区画整理事業の施行に伴い、事業者より引き継ぎを受けました道路、町が寄附を受けました開発道路と24路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第51号は、町道路線の変更についてであります。

内容は、三里木区内のイオン菊陽店東側において町道駄飼代久保線の完成に伴い、町道三里木廣街道線の終点位置が変わったことにより変更するものであります。

報告第4号は、平成30年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、同法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第5号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

内容は、町が出資している法人であります有限会社さんふれあについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度決算に関する書類及び令和元年度予算に関して報告するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 決算審査報告

○議長（上田茂政君） 日程第7、認定第1号から認定第6号及び議案第34号の7件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員橋本輝也君。

○菊陽町代表監査委員（橋本輝也君） おはようございます。代表監査委員の橋本でございます。

平成30年度菊陽町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書と、平成30年度菊陽町下水道事業会計決算審査意見書について報告いたします。

初めに、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書について説明いたします。

資料1ページの審査の概要でございますけど、審査対象としましては1番の平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算から8番の平成30年度菊陽町基金運用状況調書の8つとなります。

審査実施期間でございますけど、令和元年7月8日から8月1日までのうち11日間、菊陽町

役場監査委員室及び関係出先機関において決算審査を実施しました。

審査の方法及び決算の概要でございますけど、審査の方法としましては資料2ページを参考にしてください。決算審査に当たっては、町長から付されました平成30年度の各会計決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況調書等の書類について計数の確認を行い、さらに会計課保管に属する諸書類、その他各課担当職員からの関係書類の提出を求め、必要に応じまして説明を聴取し、予算の執行の可否並びに会計処理が適正で合理的に行われているかを審査いたしました。

決算の概要でございますけど、一般会計につきましては、平成30年度の菊陽町一般会計決算の状況は、歳入総額177億4,980万1,000円、歳出総額166億3,438万9,000円で、差引残額11億1,541万2,000円となっております。このうち5億4,434万6,000円が翌年度に繰り越すべき財源となるため、実質の収支額は5億7,106万6,000円の黒字となっております。そのうち繰り越すべき財源5億4,434万6,000円の詳細な内訳につきましては、資料ページの8、9の表の10、令和元年への繰越額明細、繰越明許費を参照してください。

また、平成26年から30年までの各年度別決算の推移につきましては、資料2ページに記載しております表のとおりでございます。

次に、資料3ページの歳入についてでございます。

平成30年度の菊陽町一般会計歳入決算は、予算現額が185億710万3,000円、調定額180億1,777万8,000円、収入済額が177億4,980万1,000円となっております。収入済額は、前年度より5億2,881万8,000円の増加となっております。歳入の詳細な内訳につきましては、表2を参照してください。

本町の自主財源割合につきましては、64.28%となっております。その大半を占める町税は39.5%であり、他市町村に比べ割合が高い状況となっております。詳細な内訳につきましては、資料4ページの表3の自主財源と依存財源を参照してください。

歳入のうち、収入未済額は2億6,164万6,000円、不納欠損額は633万1,000円となっております。その内訳につきましては、資料4ページの表4の収入未済額の状況と、表5の不納欠損額の状況を参照してください。

資料5ページの町税徴収実績についてでございますけど、調定額は72億1,530万6,000円で、前年度の72億6,848万6,000円から5,318万円の減少。収入済みも70億1,086万3,000円で、前年度の70億3,878万1,000円から2,791万8,000円の減少となっております。収入率は、予算現額に対し95.91%、調定額に対して98.51%となっております。資料5ページの表6、過去3年間の内訳を見ますと、町民税、固定資産税、軽自動車税の徴収率は、前年度より微増ではありますがアップしております。

資料6ページの表7、菊陽町税収未済額の各年度別内訳については、記載しています表のとおりでございます。

また、平成29年度菊陽町税不納欠損額の内訳については、資料7ページの表8のとおりでござ

ございます。

次に、資料7ページの歳出について説明いたします。

平成30年度の菊陽町一般会計歳出決算は166億3,438万9,000円で、予算現額185億710万3,000円に対して、支出総額166億3,438万9,000円で、執行率は89.88%となっています。その内訳は、表9に記載しているとおりです。

また、支出済額は、前年度より6億6,014万9,000円増加しております。構成比を見ますと、民生費が31.32%、総務費が22.15%、次いで教育費が11.16%で高く、土木費が8.54%、公債費が8%、この5項目で全歳出額の81.17%を占めております。その内訳につきましては、表9を参照してください。

また、次年度への繰越額は、繰越明許費が23事業の13億4,896万3,000円となっています。繰越し内容の詳細につきましては、資料8ページ、9ページに記載しています表10のとおりでございます。

次に、資料10ページの特別会計について説明いたします。

1番、国民健康保険特別会計の概要につきましては、平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計決算の状況につきましては、歳入総額38億918万8,000円、歳出総額36億3,979万4,000円で、差引残額は1億6,939万4,000円となっています。

各年度別決算の推移については、表11に記載しているとおりです。

歳入につきましては、平成30年度国民健康保険税の歳入決算額は、決算書1ページの予算現額7億125万2,000円に対し、収入済額は8億800万1,000円でございます。収入率は115.22%となっております。また、調定額11億214万3,000円に対して収入率は73.31%となっており、収入済額は前年度より2,860万円の増となっております。

国民健康保険税の各年度別推移表、表13でございますけど、30年度の収入未済額は2億8,352万8,000円、不納欠損額は1,061万2,000円となっています。その詳細な内訳につきましては、資料11ページの表14、15を参照してください。

資料12ページの歳出の内容につきましては、平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計歳出決算は、36億3,979万4,000円で、予算現額37億2,092万7,000円に対し、執行率は97.82%であり、前年度より5億7,352万4,000円の減少となっております。これにつきましては、平成30年度から新国保制度となったことがその要因の一つとして推測されます。歳出の構成比を見ますと、保険給付費が66.34%、国民健康保険事業費納付金が25.64%となっています。その詳細な内訳につきましては、表17に記載しているとおりです。

次に、資料13ページの後期高齢者医療特別会計について説明します。

平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計の状況は、歳入総額3億7,553万1,000円、歳出総額3億6,543万1,000円で、差引残額は1,010万円となっています。

歳入でございますけど、平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入決算は、決算書1ページ、予算現額3億8,123万1,000円に対し、収入済額は3億7,553万1,000円で、収入率は予算

現額に対して98.5%となっています。

各年度後期高齢者医療保険料の収納状況の詳細な内容につきましては、表18に記載しているとおりです。

次に、歳出でございますけど、平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計の歳出決算は3億6,543万1,000円で、予算現額3億8,123万1,000円に対し、執行率は95.86%となっています。歳出の執行状況の詳細な内容については、表19に記載しているとおりです。

また、平成30年度保健事業の状況につきましては、資料14ページの表20のとおりとなっています。

次に、資料15ページの介護保険特別会計について説明します。

平成30年度菊陽町介護保険特別会計決算の状況は、歳入総額25億709万1,000円、歳出総額は23億9,995万6,000円で、差引残額は1億713万5,000円となっています。

歳入につきましては、決算書1ページの予算現額25億1,249万3,000円に対し、収入済額は25億709万1,000円で、収入率は予算現額に対し99.78%となっています。また、調定額25億2,034万6,000円に対し、収入率は99.47%となっております。歳入の執行状況を見ますと、介護保険料で収入未済額1,295万5,000円、また不納欠損額29万9,000円が生じております。

各年度別の介護保険料の収納状況につきましては、表23に記載しているとおりです。

歳出決算は23億9,995万5,000円に対し、予算現額25億1,249万3,000円に対し、執行率は95.5%となっています。また、前年度の23億2,287万円よりも7,708万5,000円の増加となっております。歳出執行状況の詳細な内容につきましては、表24に記載しているとおりです。

また、介護保険給付費の各年度別推移と要介護者数の各年度別の推移については、資料16ページの表25、26に記載しているとおりです。

次に、資料17ページの土地取得特別会計について説明します。

平成30年度菊陽町土地取得特別会計決算の状況は、歳入総額11億4,187万1,000円、歳出総額11億4,187万1,000円で、差引残額は0となります。

平成30年度は、先行取得した土地を西部地区の防災広場として一般会計で買い戻し、これまで一般会計が先行取得債の償還のため負担していた額を繰り出したことから、歳入歳出ともに大幅な増となっております。

(2)の歳入、(3)の歳出及び歳入の状況、歳出の状況については、表27、表28に記載しているとおりです。

次に、資料18ページの工業団地造成事業特別会計について説明します。

平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計決算の状況は、歳入総額3億4,054万9,000円、歳出総額3,374万8,000円で、差引残額3億680万1,000円となっております。このうち1億4,173万7,000円が翌年度へ繰り越すべき財源となるため、実質収支額は1億6,506万4,000円となります。

(2)番の歳入、(3)番の歳出及び歳入の状況、歳出の状況の内容については、表29、表30に記

載しているとおりでです。

資料19ページの財産に関する調書について説明します。

公有財産について、総務大臣通知の統一的な基準による地方公会計の整備促進に基づきまして、固定資産台帳を整備し、毎年資産の調査を実施しております。この調査により判明したものが、土地については414平米の増となっております。平成30年度の詳細な内容については、4行目から13行目に記載している内容と表31財産総括表、表32財産総括表のとおりとなっております。

公有財産、その他の財産のいずれにおいても、審査の結果、おおむね適正に管理運用がなされているものと認められますが、台帳精査による修正は今後とも関係課と連携を図り、整備に努めていただきたいと思います。

次に、資料20ページの第4基金運用状況調書について説明します。

基金の運用状況は、財政調整基金で平成30年度事業との財源調整で4億8,928万5,000円の減の20億1,530万5,000円となっております。減債基金は、利子積立により18万3,000円増加し3億8,874万1,000円となっています。

その他、今後の施設の老朽化に伴う更新費用や施設整備のため、公共施設整備基金が2億7,813万2,000円増の7億9,134万3,000円、新たな総合スポーツ施設整備のための総合スポーツ施設整備基金が5億14万円増の10億38万円となっております。

特別会計においては、国民健康保険特別会計の国民健康保険財政調整基金が1億円増の2億1,099万3,000円、介護保険特別会計の介護保険給付費準備基金が5,485万8,000円増の2億9,064万2,000円となっております。全17基金の総額の増減については、資料20ページ、表33のとおりでございます。

基金の設置趣旨により適正かつ効率的に運用されているか、また計数は正確であるかについて審査した結果、いずれの基金も目的に沿った、おおむね適正な運用がなされているものと認定しました。

資料21ページの第5、本町の財政構造と財政指数について説明します。

歳入の構成で、自主財源と依存財源に区分し、年度別に比較しますと、表34に記載しているとおりとなります。

平成30年度の自主財源と依存財源の構成比は64.3%対35.7%となっており、自主財源比率が高くなっております。熊本県内の市町村及び全国平均と比べても、自主財源の割合は高い状況となっております。

平成30年度の経常的収入と臨時的収入の構成比は63.7%対36.3%となっており、年度別に比較しますと、資料21ページの表35に記載しているとおりであります。

資料22ページの歳出の構成について説明します。

歳出決算額を性質別に区分し、前年度と比較すると、表36に記載しているとおりであります。

その内訳につきましては、義務的経費が64億9,543万2,000円で、前年度と比較しますと2.41%、1億6,071万5,000円の減となっており、歳出総額に占める割合は39%となっております。この主な原因は、公債費の減でございます。

投資的経費は31億8,061万7,000円で、前年度と比較しますと40.36%、9億1,452万5,000円の増となっております。主な要因は、都市防災総合推進事業等の増でございます。

その他の経費につきましては69億5,836万9,000円で、前年度と比較しますと1.33%、9,365万1,000円の減となっています。主な要因につきましては、災害ごみ処理費等の減でございます。

一方で、経常経費に充当された一般財源は76億98万3,000円で、前年度と比較しますと3.18%、2億3,426万1,000円の増となっております。

次に、資料23ページの財政指数について説明します。

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら経済的変動や町民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければなりません。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財政指数、アの財政力指数、イの経常収支比率、ウの公債費負担比率、エの標準財政規模の年度別推移につきましては、表37に記載しているとおりです。

本町の平成30年度のアの財政力指数は0.96で、前年度から0.03ポイント増加しています。この指数が1に近いほど財政に余裕があるものとされており。

本町の平成30年度のイの経常収支比率は93.1%で、前年度から9.2ポイント増加しております。この要因につきましては、平成29年度法人町民税の急増による影響で平成30年度普通交付税等が大きく減少したことによるものであります。類似団体との比較を行いますと、大体2.4ポイント高くなっております。

本町の平成30年度のウの公債費負担比率は11.1%で、前年度より2.2ポイント減少しております。これは、平成29年度に繰上償還を実施したため、繰上償還を除きますと平成29年度が10.9%で、前年度よりも0.2ポイント増となります。この公債費負担比率は、一般的には財政の硬直化を招かない15%以内の範囲が望ましいものとされており。

エの標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態での通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、ここ数年は町税が増加しており、普通交付税等は減少しているものの、全体的には増加傾向にあります。

最後に、資料24ページの審査の結果と意見について説明します。

審査に付された平成30年度の一般・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されております。上記書類の記載の計数は、関係諸帳簿や証憑書類等と照合し、金融機関残高証明の金額とも合致したため、予算執行及び関連事務処理はおおむね適正に行われているものと認めます。また、個別的な細部の指摘及び是正事項については、例月出納検査、定期監査を含め、その都度協議、改善を指導しております。

一般・特別会計の予算執行に関する総括的意見としまして、財政運営はおおむね適正に運営されているものと認識しております。これに連動し、財政運営の実態をあらわした財政構造、財政指数については、多少数値に増減はあるものの、過去の数値推移から問題はないものと判断してます。

財産や基金に関する運用状況は、行政財産の取得・処分及び債権・物品の移動等について関係台帳や証憑類と照合し、おおむね適正な管理運営がなされているものと認めます。

続きまして、下水道事業会計決算審査意見書について説明します。

資料1ページの第1でございますけど、法適用の経緯につきましては、平成26年度の予算、決算から地方公営企業法施行令等の大幅な会計基準の見直しがございます、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を連結された会計処理についてセグメント区分による表示等を行うこととされました。したがって、本審査もこの連結による下水道事業決算報告書をもとに審査を行い、必要に応じセグメント区分の実態にも配慮した決算内容について審査を行っております。

審査の概要ですけれども、平成30年度菊陽町下水道事業会計決算報告書について、令和元年7月12日に菊陽町役場監査委員室において審査を実施しました。

第3の審査の手続でございますけど、審査に付された決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については、関係法令に準拠して作成され、計数、当該事業の経営成績及び財務状況等が適正に表示されているかどうかについて検証するため、決算審査においては勘定別仕分伝票、会計帳簿及び関係証拠書類との照合等を実施している出納閉鎖後の例月出納検査調書と審査に付された決算報告書の各計数との突き合わせを行い、必要に応じて担当職員から聴取する方法で審査を行っております。また、当該年度の経営成績と財政状況が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されているかを検討するための事業経営分析の検証審査も行っております。

審査結果でございますけど、審査に付された決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については関係法令に準拠して作成されており、当該事業の経営成績及び財務状況はおおむね適正に表示されているものと認めました。また、個別的な細部の指摘及び是正事項等については、例月出納検査、定期監査等を含め、その都度、協議、改善を指導しております。

資料2ページの下水道事業の概要でございます。

総括事項でございますけど、熊本北部流域下水道関連の公共下水道については、平成30年度末の行政区域内人口に対する処理区域内人口普及率は98%となっております。

ただ、本事業施設は昭和58年に着手しておりますが、それ以前に民間開発等により整備された40年を経過した污水管等もあり、経年劣化による腐食等も見られる状況です。これらの施設の維持、更新について、下水道長寿命化計画及びストックマネジメント計画に基づき、優先順位を決めた効率的な清掃、修繕及び更新を行い、閉塞、陥没等による事故が発生しないよう、今後とも努めていただきたいと思います。

(2)の業務量、(3)の建設改良工事の詳細な内容につきましては、資料2ページの表1から表4に記載されているとおりでございます。

次に、予算の執行状況でございますけど、(1)収益的収入、(2)の収益的支出、(3)の資本的収入、(4)の資本的支出について、詳細な内容は資料3ページから4ページの表5から10に記載されているとおりです。

その中で、資料3ページの中ほどの収益的収支については、当該年度は9,997万9,000円の黒字となっており、前年度に比べ5,495万5,000円の増となっております。今後とも収益増が継続し、健全な業務運営ができるよう慎重な運営をお願いしたいと思います。

次に、資料5ページの経営成績についてでございます。

損益計算書、これはページ6の表11をもとに、平成30年度の下水道事業活動による純利益は8,714万9,000円となっております。内訳は、ページ6の営業収益①の8億9,697万9,000円、ページ6の営業費用の②が10億8,760万9,000円で、差引1億9,063万円の損失が発生しておりますが、これは国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上していることが影響しております。

過年度に築造した建物、構造物等の償却資産の財源である国庫補助金等は、長期前受金として減価償却に合わせて収益化された営業外収益として計上しているため、6ページの営業外収益③でございますけど、4億2,443万8,000円となり、企業債支払利息等の営業外費用1億5,310万3,000円の差額2億7,133万5,000円と営業収益の差引により、経常利益は8,070万5,000円となっております。

さらに、特別利益644万4,000円を加えた8,714万9,000円が当年度純利益となります。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた平成30年度末の未処分利益剰余金は1億6,112万円、7ページの表13を参照にしてください、となり、下水道企業経営の成績判断としては問題ないものとして認定しております。

しかし、これには約2,754万1,000円の一般会計からの基準外繰入金による資金が含まれた結果であり、今後も経営及び資金運営上の留意が必要と思われます。

次に、資料6ページの表11、下水道事業会計損益計算書、ページ7の表12、下水道事業剰余金計算書、表13の下水道事業剰余金処分計算書の詳細な内訳につきましては、資料の6、7ページに記載しているとおりです。

次に、資料8ページ、財政状況についてでございます。

平成30年度末の財政状況は、表14に示したとおりです。今回の決算審査において、例月出納検査調書中の決算処理後の月次合算残高試算表と提出された貸借対照表について照合した結果、財政状況の各計数は適正に処理されているものと認定します。

また、下水道事業の経営が安定してるかどうかにつきましては、資料9ページの資本の部は38億8,626万1,000円と、前年度36億7,798万4,000円と比べますと2億827万7,000円の増となっております。また、負債の部は、償還額よりも借入金額が少ないため、4億6,186万2,000円の

減となっており、財政状況は債務超過の傾向はないものと認めます。

今後において、既存施設の老朽化に対する改築更新事業につきましては、長寿命化計画、ストックマネジメント計画を活用し、更新費用の平準化を進めていく必要がございます。

また、地域活性化のための新たなインフラ整備に対する交付金の推移次第では、下水道運営にも大きな影響が考えられます。したがって、これらに対しても十分な配慮をお願いするとともに、中・長期的な下水道事業計画についても再度の検証が行われ、下水道事業の継続的な健全経営ができるようお願いしたいと思います。

資料10ページのキャッシュフロー計算書、間接法の詳細な内容につきましては、資料10ページの記述内容及び表15に記載しているとおりです。

最後に、決算審査の結果と意見についてでございます。

決算審査は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を統合させた連結決算書をベースに資産の状況及びその財源とされた負債、資本の状況などを一体的に把握した審査を行っております。審査結果は、平成26年4月の新会計基準に基づいて審査を行っておりますが、当該事業の経営運営及び財政状況は、これまで述べたとおり、おおむね適正な運営がなされているものと評価しております。

今回の審査において、総務省公表の経営分析指標を基準とした施設及び経営の効率性、財務状況の健全性についても全国値と比較した結果、表16の施設の効率性、表17経営の効率性、表18財務状況の健全性についても比較しております。その値の比較では、総体的に見ても遜色のない値を示しております。

本町におけます汚水処理の原価や使用料回収率の公共下水道事業と農業集落排水事業を比較しますと、値は全国平均よりもいい数値ではありますが、公共下水道事業と農業集落排水事業では約1.5倍の格差が見られます。したがって、これらについても要因分析を行って、効率性の改善の必要がないか、検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員さんには、決算審査の結果説明、お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成30年度決算認定の件について、各課長に説明を求めますが、決算については、この後各委員会に付託を予定しております。質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いをします。

日程第 8 認定第 1 号 平成 3 0 年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第 8、認定第 1 号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） おはようございます。

それでは、認定第 1 号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、本日代表監査委員から決算審査報告がなされ、また議長が今申されましたように、各委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際、各担当課から説明させていただきます。

関係書類は、歳入歳出決算書、主要な施策の成果及び引き上げ分の地方消費税収入の用途並びに平成28年熊本地震関係経費、財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから本日代表監査委員から報告がありました決算審査意見書、さらに添付資料として歳入歳出決算参考資料の 5 種類になります。

財政課からは、添付資料の歳入歳出決算参考資料を用いまして、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入済額または支出済額の前年度との比較を中心に御説明申し上げ、その後、歳入歳出決算書についてポイントとなります項目を御説明申し上げます。

それでは、歳入歳出決算参考資料の 1、2 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、平成30年度の収入済額については、前年度との比較を中心に説明させていただきます。

款の 1 町税は、収入済額が70億1,086万3,799円で、前年度との比較は2,791万7,334円、0.4%の減となりました。歳入合計に占める構成比は39.5%で、一番高い比率です。

その中で、項の 1 町民税は30億3,843万1,080円で、7,349万8,430円、2.4%の減となりました。個人町民税は増加、法人町民税は減少しています。

項の 2 固定資産税は35億961万2,280円で、4,853万8,840円、1.4%の増となりました。このうち、土地償却資産は増加、建物は減少しています。

款の 2 地方譲与税は 1 億9,988万7,000円で、117万6,000円、0.6%の増となりました。地方譲与税は、国税として徴収され、都道府県及び市町村に一定の基準をもって譲与されるもので、項の 1 地方揮発油譲与税は増加、項の 2 自動車重量譲与税も増加、3 の航空機燃料譲与税は減少しました。

款の 6 地方消費税交付金は 7 億8,868万6,000円で、2,530万7,000円、3.3%の増となりました。平成26年 4 月に消費税率が 5 %から 8 %に引き上げられ、このうちの地方消費税率が 1 %から1.7%に引き上げられています。

なお、引き上げ分の地方消費税収入の用途については、関係書類の主要な施策の成果及び引

き上げ分の地方消費税収入の用途並びに平成28年熊本地震関係経費に整理しています。

款の12地方交付税は1億6,706万円で、2億9,924万7,000円、64.2%の減となりました。このうち、普通交付税が2億7,801万円減の1,519万9,000円、特別交付税が2,123万7,000円減の1億5,186万1,000円になります。

款の14分担金及び負担金は3億2,314万150円で、3,313万5,199円、9.3%の減となりました。保育料をはじめとする児童福祉費負担金が約90%を占めています。

款の16国庫支出金は23億9,738万9,066円で、2,487万1,997円、1.0%の減となりました。構成比は13.5%で、2番目に高い比率です。

そのうち、項の1国庫負担金は290万5,886円、0.2%の減、項の2国庫補助金は2,275万6,083円、2.8%の減になりました。主な要因は、社会資本整備総合交付金、防災安全の増があったものの、臨時福祉給付金等給付事業や子ども・子育て支援整備交付金、社会資本整備総合交付金、災害等廃棄物処理事業費補助金の減によるものです。

款の17県支出金は12億4,608万2,808円で、3億2,146万3,910円、20.5%の減となりました。主な要因は、災害救助費負担金や被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、平成28年熊本地震復興基金交付金の減が大きく影響しています。

款の18財産収入は4億192万5,395円で、1億4,506万9,625円、26.5%の減となりました。主な要因は、第二土地区画整理地区の土地売払収入や町立保育所建物売払収入の増があったものの、原水工業団地ほか土地売払収入の減によるものです。

次の3、4ページをお開きください。

款の19寄附金は、1,344万1,750円で、577万8,050円、75.4%の増となりました。ふるさと寄附金の増によるものになります。

款の20繰入金は21億1,069万5,866円で、15億5,146万4,866円、277.4%の増となりました。構成比は、3番目に高い11.9%を占めています。土地取得特別会計、国民健康保険特別会計からの繰入金や財政調整基金繰入金の増によるものになります。

款の21繰越金は12億4,674万3,850円で、1億682万187円、9.4%の増となりました。この中には、繰越明許費分、事故繰越分の繰越金が含まれております。

款の22諸収入は1億3,560万1,189円で、8,875万3,230円、39.6%の減となりました。主な要因は、財団法人熊本県市町村振興協会市町村交付金と後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金の減になります。

款の23町債は14億1,420万円で、2億2,030万円、13.5%の減となりました。主なものは、都市防災総合推進事業債、総合交流ターミナル整備事業債、菊陽北小、菊陽西小及び菊陽中、武蔵ヶ丘中学校施設整備事業債、南部町民センター施設整備事業債になります。

以上、歳入合計は、平成29年度からの繰越分を含めて177億4,980万948円となり、前年度から5億2,881万7,554円、3.1%の増となりました。

5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1議会費は支出済額が1億1,812万3,571円で、前年度との比較は215万9,863円、1.8%の減となりました。

款の2総務費は36億8,382万8,274円で、13億8,795万4,083円、60.5%の増となりました。歳出合計における構成比は22.1%を占めています。増加した主な理由は、項の1総務管理費の中で公共施設整備基金積立金、総合スポーツ施設整備基金積立金、(仮称)光の森多目的広場用地購入費の増になります。

款の3民生費は52億1,028万9,652円で、2億7,709万7,241円、5.0%の減となりました。歳出合計における構成比は31.3%と、最も高い比率となっています。

項の1社会福祉費は22億7,509万6,045円で、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金や障害者福祉費の扶助費などが主なものです。減少した主な理由は、臨時福祉給付金の減になります。

また、項の2児童福祉費は29億3,519万3,607円で、児童手当、保育園費などが主なものです。減少した主な理由は、中部小、西小放課後児童クラブ建設工事の減になります。

款の4衛生費は11億6,909万3,300円で、2億712万3,667円、15.1%の減となりました。子ども医療費助成や予防接種委託料、菊池環境保全組合負担金などが主なものであります。菊池環境保全組合負担金が増となりましたが、平成28年熊本地震による災害ごみの仮置き場運営管理業務、災害ごみ処理、損壊家屋解体撤去業務委託の減により減少となりました。

款の5労働費は287万6,769円で、7万4,093円、2.5%の減となりました。勤労青少年ホームと働く婦人の家の管理運営費になります。

款の6農林水産業費は5億8,756万555円で、4,488万9,459円、8.3%の増となりました。増加した主な理由は、総合交流ターミナル整備事業や同施設への運動用備品購入費の増となります。

款の7商工費は5億8,102万4,338円で、2億8,367万2,660円、95.4%の増となりました。工業団地造成事業特別会計繰出金の増が影響しています。

款の8土木費は14億2,070万9,834円で、1億5,040万3,009円、11.8%の増となりました。増加の主な理由は、道路の修繕費や清掃費、道路改良工事、区画整理事業、下水道事業補助金などの増によるものです。

また、項の4住宅費の減少の理由は、古閑原団地建設事業の減によるものです。

款の9消防費は4億8,147万4,021円で、3億4,863万9,307円、42.0%の減となりました。主なものは、菊池広域連合負担金になります。減少の主な理由は、平成28年熊本地震の災害ごみに関する事業管理運営業務、災害ごみ処理、家屋解体等の減になります。

款の10教育費は18億5,619万409円で、2億2,535万2,959円、13.8%の増となりました。歳出合計における構成比は11.2%を占めています。主な理由は、菊陽北小学校大規模改造事業や菊陽西小学校給食室増築改修事業、武蔵ヶ丘中学校校舎改修、運動場拡張事業などが増加したこ

とによります。

款の11災害復旧費は1億9,193万8,855円で、3億5,430万58円、64.9%の減となりました。平成28年熊本地震による災害復旧費事業分になります。

款の12公債費は13億3,127万8,882円で、2億4,272万9,025円、15.4%の減となりました。公債費の内訳は、元金が12億1,802万3,051円、利子が1億1,325万5,831円になります。

なお、平成30年度末の地方債現在高は、一般会計で165億5,746万円となり、防災広場整備事業債や総合交流ターミナル整備事業債などの借入れにより、前年度末から約1億9,617万円増加しました。

最後は、款の14予備費で、支出済額はありますが、他の款項に充当しており、決算書に充当先を記載していますので、後ほど御説明いたします。

以上、歳出合計は平成29年度からの繰越し分を含め166億3,438万8,460円で、前年度から6億6,014万8,916円、4.1%の増となりました。

以上で参考資料による説明を終わりました。次に歳入歳出決算書の中でポイントとなります項目を説明いたします。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の事項別明細書を11ページから、最後に3の実質収支に関する調書を255ページに掲載しています。

それでは、1、2ページをお開きください。

まず、歳入歳出決算書の歳入ですが、収入済額は先ほど説明したとおりです。

次に、不納欠損額ですが、款の1町税と款の14分担金及び負担金にあります。また、収入未済額は、款の1町税と款の14分担金及び負担金、款の15使用料及び手数料、款の16国庫支出金、次の3、4ページの款の22諸収入にあります。

なお、町税に係る徴収率や不納欠損処分の内訳などについては、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されております。

右端の予算現額と収入済額との比較との項目を御覧ください。数値がマイナス、△表示となっているものは、款の13交通安全対策特別交付金、それから一番下の款の16国庫支出金、次の3、4ページをお開きいただき、款の17県支出金及び款の23町債で、これは令和元年度への繰越明許費に係る財源の未収額などになります。

5、6ページをお開きください。

次は歳出になります。

支出済額等は、先ほど説明したとおりですので省略させていただきますが、6ページ中央の列の翌年度繰越額は繰越明許費でありまして、6月議会において繰越明許費に係る繰越計算書で報告させていただいた内容になります。なお、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されております。

10ページをお開きください。

ここからは決算の認定をいただくための書類であります事項別明細書になります。

大まかな内容は、先ほど歳入歳出決算参考資料で説明いたしましたので、省略させていただきますが、記載項目等について説明させていただきます。

11、12ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款項目節ごとに予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しています。

少し飛びますが、45、46ページをお開きください。

次は、歳出になります。款項目節ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しています。

以上、事項別明細書の項目を申し上げましたが、歳入歳出の詳細な内容につきましては、各委員会に付託される予定ですので、その際、各担当課から詳しく説明させていただきます。

次に、最後の方の251、252ページをお開きください。

款の14予備費については、支出済額はありますが、251ページの右から2番目の列の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、4,424万6,000円を充当しました。内訳は、252ページと254ページの備考欄に記載のとおり各科目に充当しています。

最後に、255ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額177億4,980万1,000円に対し、2の歳出総額が166億3,438万9,000円ですので、3の歳入歳出差引額は11億1,541万2,000円となります。ただし、4の翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の5億4,434万6,000円が必要ですので、5の実質収支額は5億7,106万6,000円となります。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、監査委員の決算審査意見書に記載されていますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 歳入歳出決算参考資料の2ページです。2点質問がございますので、よろしくお願いいたします。

1点目は、町民税が対昨年度比で減少しております。先ほどの説明では、個人町民税は増加しておると、しかし法人町民税が減ったと、その結果が減となってここに出ておるという説明だったと思いますが、この法人町民税が減少したという原因は何でしょうか。つかんでおられたら、それをお聞きしたいと思います。

それともう一点は、同じ2ページの地方交付税、これは町の財政がいいのでだんだん減っているという、そういうことですが、私の記憶も少し正確でないかもしれませんが、(仮称)光の森多目的広場、そこを当時、これは会計を一般会計の方に移して、結局土地代と、それから実施設計費を含めて11億7,200万円、それを一般会計の方に移して、そしてこの半分、5億8,600万円については国庫補助金としても既に対応されているという答弁でございました。残りの5億8,600万円については、これは地方債で対応すると。この地方債については、将来的に交付税で措置をされると。どういう措置のされ方かという、その当該年度の償還額の8割が交付税が算出される基準、それに算入されるという説明であったと思います。

お聞きしたいのは、この5億8,600万円、前の国庫補助金の分、これは既に納入、入ってきたかどうか。それから、あとの5億8,600万円は償還が始まっているかどうか。始まっているとしたら、当該年度の8割を基準財政額に算入するということですが、補助金の減り方、交付税の減り方からすると、ほとんど算入をされても影響がないんじゃないかという気持ちを持つんですが、その付近はどうなっております。この2点、説明よろしくをお願いします。

○議長(上田茂政君) 総務部長。

○総務部長(阪本浩徳君) それでは、税のことにつきましては私の方からお答えさせていただきます。

菊陽町の町税は、今現在70億円ということで、県内の町村では一番多うございます。県内市を含めても5番目ぐらいに今多い金額でございます。

町民税でございますけども、おっしゃったとおり、個人と法人がありまして、個人は所得とも増えております、人口も増えておりますので、基本的には年々個人の分は増えてます、個人町民税はです。法人町民税も去年は10億円近くあったんですけども、法人町民税は均等割と法人税割と2種類がございます、均等割は最低でも5万円は入ります。大きいところが300万円です。問題が法人税割、こちらにつきましては法人の景気にもよりますので、調子がいいときは当然法人税割も入ると。調子が悪くなれば下がるということは一応ありますので、法人町民税につきましては毎年右肩上がりです上がっていくというわけじゃなくて、増減が結構あるというふうに御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長(上田茂政君) 総務部財政課長。

○総務部次長兼財政課長(西本一浩君) 御質問が、5億8,600万円の借入額について、昨年30年度に借り受けておりますけども、その後の返還について、今の交付税の金額からすると基準財政需要額に算入されても影響がないほどに交付税額が少ないから、言ったように算入される部分が大きく交付税として来るかというようなことだと思いますですけども、普通交付税の目的につきましては、御承知だと思いますけども、基準財政収入額、いわゆる町の方で収入できる収入額があるんですけども、まずは基準財政需要額と申します、どれだけ町の需要が必要かというのを国の平均的なものから比べまして、補正等をしながら基準財政需要額を算出しまし

て、先ほど申しました基準財政収入額を引いた不足分につきましては、これは国の制度といたしまして、全国どこにおいても同じような福祉サービスが受けれるようにということでの財源不足分を交付されるということでございますので、算定の数字といたしましては、この元利償還金分が基準財政需要額に含まれるということでございますので、補助金と違いまして、その分が直接交付されるかという、そういうものではございませんので、算入の一つの要素となるということで御了解いただきたいと思っております。

償還につきましては、翌年度になりますので、令和元年度からということになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体分かりましたけど、要するに1番目の質問については、法人の景気に左右されて余りよくなかったということですかね。そういうふうに理解すればいいですか。

それから、2番目の質問ですが、国庫補助金の5億8,600万円については、これは交付されているのかどうか1点ですね。このお答えがありませんでした。

それから、基準財政需要額に算入されるというのは、よく分かります。分かりますが、私の頭の中にあるのは、仮に算入されたとしても、このような減り方ならば、結局ほとんど算入されても実際上の影響はないんじゃないかと、その辺についてお聞きをしたわけ。もう一回よろしくをお願いします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） すいません。国庫補助の5億8,600万円の歳入があったかどうかということでございます。

こちらにつきましては、平成30年度に歳入があつてございまして、決算書の21ページ、22ページの方に国庫補助金というところがございまして、一番下の方になりますけども、備考欄のところに社会資本整備総合交付金の項目のところに5億8,600万円とございます。こちらが歳入になっているところでございます。

それから、交付税の金額からして、この5億8,600万円の起債の償還につきましての国からの手当てが見込めてないといえますか、そういう御指摘と申しますけども、これは重ねてでございますけれども、町の基準財政需要に対しての基準財政収入を不足するものについて、全国一律にどこにおられても住民のサービスが受けられるようにということでの算入の基礎というものがございますので、この分だけをというような、先ほどの21、2ページの国庫補助金というものと性質が異なりますので、そちらの方は御了解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（後藤三雄君） 交付税の関係のことについて申し上げます。

地方債を起す場合、交付税の方の需要額に算入できるものについてできるだけ起すようにしておりますが、交付税につきましては基準財政収入額と需要額の差ということでありませ

ので、本町の場合は県内でも一番財政力が高いということで、この基準財政収入額の方が0.92ぐらいまで来てますので。ただ、さっき言いましたように、法人税の税割の分が減った分もありますけども、これが町民税の個人分等についてもどんと落ち込んできて、税収が落ち込んだ場合は、基準財政需要額の中に交付税に算入されるもので、借りた分については償還のときの需要額の中に入ってきてますので、収入の方がどんと減れば、借りとった分についても交付税の方の中に入って来るといような仕組みになってますので、できるだけ借金をする場合は交付税に算入できるものの地方債を起こすようにしとるといことでありますので、今は非常に税収等が増えて財政力が高いといことと交付税が減額になってますけれども、これが収入の方がどんと落ちてくれば需要額に入るとる分が交付税の方で交付される、そういうふうなことで理解していただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） ほかに質疑なしと認めます。

これで認定第1号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 認定第2号 平成30年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第9、認定第2号平成30年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 認定第2号平成30年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけていますが、この特別会計は用地先行取得事業に係る歳入歳出を経理するものでございます。また、1枚めくっていただきますと、平成30年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をつけております。

決算の内容は、歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

7、8ページをお開きください。

まずは歳入ですが、款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は、収入済額が2万9,106円で、土地開発基金の利子になります。

次に、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入は、収入済額が11億4,095万2,866円で、（仮称）光の森多目的広場の一般会計への土地売払収入になります。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、収入済額が88万8,651円で、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費分を一般会計から繰り入れて財源を確保したものです。

以上、歳入合計は、収入済額が11億4,187万623円となります。

次の9、10ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1 土地開発基金積立金は、支出済額が2万9,106円で、歳入で受け入れた土地開発基金の利子を積み立てたものです。

款の2 諸支出金、項の1 財産取得費、目の3 土地・建物管理費は、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費に88万8,651円を支出しました。

次に、項の2 繰入金、目の1 繰出金は、（仮称）光の森多目的広場の用地先行取得のため地方債を借り入れており、その償還の財源が一般会計からの繰入金であったため、地方債償還金を一般会計に繰り入れるため、11億4,095万2,866円を支出しました。

以上、歳出合計も11億4,187万623円となりました。

11ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額は0円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も0円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 認定第3号 平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第10、認定第3号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 認定第3号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。その次が平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を11ページに掲載しています。

工業団地造成事業特別会計の決算につきましては、産業建設常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額について御説明いたします。

款の2繰入金、項の1他会計繰入金は、原水工業団地の売却や貸し付けた金額で、一般会計から繰入金として3億2,654万9,000円を繰り入れています。

款の5県支出金、項の1県補助金は、熊本県市町村工業団地整備促進補助金で、基本設計、地質調査に要した経費の補助金1,400万円であります。

以上、歳入合計は、収入済額3億4,054万9,000円でございます。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、歳出済額について御説明いたします。

款の1事業費は、3,374万7,035円で、基本設計や地質調査など工業団地整備に要した費用であります。

以上、歳出合計は、3,374万7,035円でございます。

最後に11ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の収入総額が3億4,054万9,000円に対し、2の歳出総額が3,374万8,000円ですので、3の歳入歳出差引額は3億680万1,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源が1億4,173万7,000円でありますので、実質収支額が1億6,506万4,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 認定第4号 平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第11、認定第4号平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 認定第4号平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。また、2枚め

くっていただきますと、平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を27ページに掲載しています。

国民健康保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税は8億800万1,818円で、前年度より2,860万800円の増となりました。不納欠損額は1,061万2,346円、収入未済額は2億8,352万8,873円になります。

なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は93.4%になります。

款の6県支出金、項の1県補助金は、24億8,623万8,116円で、保険給付費等交付金になります。

款の10繰入金は、一般会計から法定分の繰入金として2億5,048万2,475円を繰り入れました。

なお、平成30年度は法定外の国保財政調整繰入金はございません。

款の11繰越金は、2億5,155万2,184円で、平成29年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が38億918万8,758円となり、不納欠損額1,061万2,346円、収入未済額2億8,487万602円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は20億9,275万6,823円で、療養給付費と療養費になります。

項の2高額療養費は3億349万5,336円で、1か月の医療費が高額となり、自己負担限度額を超えた額について高額療養費として給付するものであります。

項の4出産育児諸費は1,786万7,362円で、被保険者が出産したときの出産育児一時金になります。

款の3国民健康保険事業費納付金は、9億3,349万886円で医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分で、熊本県に納付するものであります。

款の6保健事業費、項の1保健事業費は1,902万7,902円で、人間ドック補助金など被保険者の健康保持、増進のための費用であります。

項の2特定健康診査等事業費は2,168万9,266円で、生活習慣病に関する特定健康診査及び特

定保健指導の費用であります。

款の7基金積立金は1億247円で、平成30年度からの新たな国保制度による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足など、財政運営に支障が生ずる場合に備えて国保財政調整基金として積み立てています。

款の9諸支出金は1億3,326万7,715円で、項の1償還金及び還付加算金は過年度分の療養給付費国庫負担金の返還金などになります。

項の3繰出金は、一般会計への繰出金8,188万円で、このうち8,000万円は平成28年度に一般会計から繰り入れしました法定外の財政調整繰入金の返還分であります。

以上、歳出合計は、支出済額が36億3,979万3,912円となりました。

最後に、27ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が38億918万8,000円に対し、2の歳出総額が36億3,979万4,000円ですので、3の歳入歳出差引額は1億6,939万4,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越す財源はありませんので、5の実質収支額も1億6,939万4,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 認定第5号 平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第12、認定第5号平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 認定第5号平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。また、1枚めくっていただきますと、平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を15ページに

掲載しています。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料は2億6,487万5,820円で、前年度より2,649万8,800円の増となりました。収入未済額は180万9,040円になります。

なお、後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率は99.5%になります。

款の4繰入金は、一般会計からの繰入金8,930万2,623円で、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金になります。

款の5繰越金は981万8,441円で、平成29年度からの繰越金になります。

款の6諸収入は1,149万9,390円で、熊本県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金や健診受託事業収入などになります。

以上、歳入合計は、収入済額3億7,553万1,154円となり、収入未済額180万9,040円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は3億4,946万9,834円で、前年度より3,723万9,226円の増となりました。

款の3保健事業費は1,159万9,119円で、健診費用負担金や人間ドック補助金などになります。

以上、歳出合計は、支出済額が3億6,543万463円となりました。

最後に、15ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が3億7,553万1,000円に対し、2の歳出総額が3億6,543万1,000円ですので、3の歳入歳出差引額は1,010万円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1,010万円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 認定第6号 平成30年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（上田茂政君） 日程第13、認定第6号平成30年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 認定第6号平成30年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。次に、3枚めくっていただきますと、平成30年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を29ページに掲載しています。

介護保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1、第1号被保険者である65歳以上の方の保険料収入は5億8,739万3,254円で、前年度より4,177万9,353円の増となりました。不納欠損額は29万9,840円、収入未済額は1,295万5,815円になります。

なお、介護保険料の収納率は97.8%になります。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は3億658万875円で、介護給付及び予防給付に対する国の負担金になります。

項の2国庫補助金は1億426万3,325円で、財政調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業の補助金になります。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金は5億8,611万4,467円で、第2号被保険者である40歳から64歳までの分27%を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

款の6県支出金、項の1県負担金は3億2,552万5,595円で、介護給付及び予防給付に対する県の負担金になります。

項の2県補助金は1,894万4,720円で、介護予防事業、包括的支援事業の補助金になります。

款の9繰入金は、介護給付及び予防給付に対する町負担金として、一般会計から3億1,545万2,304円を繰り入れました。

以上、歳入合計は、収入済額が25億709万1,219円となり、不納欠損額29万9,840円、収入未

済額1,295万5,815円となりました。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを説明いたします。

款の2 保険給付費、項の1 介護サービス等諸費は20億4,115万631円で、介護保険給付に対する費用になります。

項の3 高額介護サービス等費は4,913万4,592円で、要介護者等が1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときに払い戻されるものです。

款の4 地域支援事業費、項の1 介護予防・生活支援サービス事業費は4,951万7,819円で、介護予防に関する啓発や通所による運動教室を行う事業費です。

項の3 包括的支援事業・任意事業費は4,038万9,147円で、高齢者が住みなれた地域で暮らすために、総合相談や権利擁護などを行う事業費です。

以上、歳出合計は、支出済額が23億9,995万5,882円となりました。

最後に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が25億709万1,000円に対し、2の歳出総額が23億9,995万6,000円ですので、3の歳入歳出差引額は1億713万5,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1億713万5,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第34号 平成30年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議案第34号平成30年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第34号平成30年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

本日は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた決算報告書（連結）と損益計算書（連結）により、企業の経営成績、そして貸借対照表（連結）によって下水道事業の財政状態

を報告させていただき、平成30年度下水道事業剰余金処分計算書（連結）により利益処分の議決事項について御説明いたします。

会計決算報告書の2ページをお開きください。

まず、公共下水道事業の(3)業務の状況についてですが、平成30年度末の水洗化戸数は前年度より468戸増の1万6,672戸、水洗化人口は前年度より592人増の4万218人となっております。

また、下水道使用料金を計算するもととなる有収水量は697万5,744立米で、前年度より31万8,837立米増となりました。主な理由としましては、人口増によるものと企業からの排水が増加したものによるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

(3)農業集落排水事業の業務状況ですが、平成30年度末の水洗化戸数は前年度より5戸減、265戸、水洗化人口は前年度より6人減の703人となっております。有収水量は7万4,987立米で、前年度よりも1,219立米減となりました。主な理由としては、農業集落排水処理区域内での人口減と思われまます。

次に、5ページを御覧ください。

下水道事業決算報告書（連結）でございます。

それではまず、下水道維持管理の部分であります収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては、下水道事業収益の決算額は13億8,966万6,798円で、内訳は以下のとおりでございます。

次に、支出で、下水道事業費用の決算額は12億8,968万7,426円で、内訳は以下のとおりでございます。

続きまして6ページ、下水道の建設改良部門であります資本的収入及び支出でございます。

まず、収入におきましては、資本的収入の決算額は5億5,067万2,239円で、内訳は以下のとおりでございます。

次に、支出では、資本的支出の決算額は9億1,456万4,472円、翌年度繰越額は1億1,528万円でございます。

なお、この表の下段に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する3億6,389万2,233円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しております。

続きまして、7ページの損益計算書（連結）を御覧ください。

ここで、下水道事業の経営成績を説明いたします。

まず、1の営業収益は、下水道使用料や他会計負担金等で8億9,697万9,192円であります。

次の2の営業費用は、管渠費やポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で10億8,760万8,325円、営業利益はマイナス1億9,062万9,133円となっております。これは、国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上しているからであります。

次に、3の営業外収益は、他会計補助金や長期前受け金戻入などによりまして4億2,443万

7,660円の収益がございました。

4の営業外費用は、支払い利息等で1億5,310万3,005円を支出しております。営業外収益と営業外費用の差額は2億7,133万4,655円となり、営業利益と合わせた経常利益は8,070万5,522円となっております。

また、特別損益で644万3,519円の利益がございましたので、経常利益と合わせた当年度純利益が8,714万9,041円となります。その額に前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を合計した当年度未処分利益剰余金は、1億6,112万230円となっております。

続きまして、8ページの剰余金計算書（連結）を御覧ください。

この表は、資本金及び剰余金について年間の増減を明示しております。次の9ページの平成30年度の下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）で議会に議決を求める利益処分の根拠となるものです。

30年度末の資本合計額は、この表の一番右下に記載のとおり、38億8,626万981円となっております。

それでは、次の9ページの下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）について御説明します。

この計算書において、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金の処分について議会の議決を求めますのは、未処分利益剰余金1億6,112万230円のうち3,574万3,684円を自己資本への組み入れ金として処分することについてでございます。この組み入れ額は、平成30年度に資本的収支決算の補填財源として減債積立金を処分しております。既に処分された剰余金ということで、新しい補填財源としては使用できないものであるため、議会の議決を経て、資本金に組み入れるものでございます。

そのほか、本町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条による処分として3,000万円を減債積立金に積み立て、残高9,537万6,546円を未処分利益剰余金として令和元年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、10ページ、11ページの貸借対照表（連結）について説明いたします。

貸借対照表は、継続的な下水道事業の財政状態を把握するためのもので、平成30年度末時点を報告するものです。

左側10ページに、借方として資産の部が資金の使い道で表示され、右側の、11ページになります。右側の貸方で、負債の部と資本の部で資金の出どころを示しています。したがって、左の資産の合計と右側の負債資本合計は一致することになります。

10ページの資産の部の内訳は、1の固定資産は、下水道管渠費やポンプ場等の設備投資に関するもので、合計の230億7,771万109円となります。

2の流動資産につきましては、現金預金や未収金などで合計2億5,258万9,910円となっております。借方の資産合計は一番下二重線の233億3,030万19円となります。

続いて、11ページの負債の部の内訳ですが、3の固定負債は令和2年度以降に償還予定の企

業債で、69億130万4,227円であります。

4の流動負債は、1年以内に償還を行う企業債や工事請負費等の未払金などで、合計は6億6,016万1,581円となっております。

5の繰り延べ収益は、国庫補助金などで償却資産の財源である長期前受け金につきまして、営業外収益として収益化された累計額を引いて、118億8,257万3,230円となっております。

以上、負債の合計は194億4,403万9,038円となっております。

次に、資本の部の内訳でございますが、6の資本金の自己資本金は、合わせて27億3,320万6,032円であります。

7の剰余金は、国庫補助金等の資本剰余金と、その下の減債積立金等の剰余金を合わせ、11億5,305万4,949円となり、資本金と合わせた資本合計は38億8,626万981円となります。

また、貸方である負債の部と資本の部の合計は、一番下の二重線の233億3,030万19円となり、10ページの借方である資本の部の合計額と同額になります。

平成30年度末の下水道事業の財政状態は以上のとおりです。

12ページから予算関連資料と公共事業、農業集落排水事業、事業別の決算報告書を附属明細書とあわせて掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第34号について質疑を終わります。

以上、認定第1号から認定第6号及び議案第34号の質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第6号及び議案第34号は、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時52分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和元年9月4日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和元年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和元年9月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 廣瀬英二君  | 2番  | 矢野厚子君   |
| 3番  | 大久保輝君  | 5番  | 西本友春君   |
| 6番  | 那須真理子君 | 7番  | 佐々木理美子君 |
| 8番  | 中岡敏博君  | 9番  | 布田悟君    |
| 10番 | 福島知雄君  | 11番 | 坂本秀則君   |
| 12番 | 渡邊裕之君  | 13番 | 佐藤竜巳君   |
| 14番 | 甲斐榮治君  | 15番 | 岩下和高君   |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 北山正樹君   |
| 18番 | 上田茂政君  |     |         |

3. 欠席議員

4番 阪本俊浩君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                  |       |                |       |
|------------------|-------|----------------|-------|
| 町長               | 後藤三雄君 | 副町長            | 吉野邦宏君 |
| 教育長              | 上川幸俊君 | 教育部長           | 吉永公紀君 |
| 総務部長             | 阪本浩徳君 | 福祉生活部長         | 阪本章三君 |
| 健康保険部長           | 服部誠也君 | 経済部長           | 士野公典君 |
| 土木部長             | 小野秀幸君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 酒井章彦君 |
| 総務課長             | 板楠健次君 | 総合政策課長         | 矢野博則君 |
| 総務部次長兼<br>財政課長   | 西本一浩君 | 経済部次長兼<br>農政課長 | 古賀直之君 |
| 経済部次長兼<br>商工振興課長 | 川上一弘君 | 建設課長           | 矢野和幸君 |
| 都市計画課長           | 井芹渡君  | 総務課総務法制係長      | 小泉秀和君 |
| 学務課長             | 矢野信哉君 | 施設整備課長         | 山川和徳君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

今日は、阪本俊浩君から病気のため欠席届が出ておりますので、お知らせをしておきます。
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） おはようございます。早朝よりの傍聴、誠にありがとうございます。議席番号11番の坂本秀則です。

まず、私が約4年前に起こしました不祥事の件に関しまして、町民の皆様、また執行部の皆様、職員の皆様、議会関係者の皆様方には多大な御迷惑をおかけいたしましたことに対し、深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。今後は謙虚な姿勢で、町民の声、要望を町政に届けるかけ橋になるというモットーにし、議員活動に邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は、選挙前、また選挙中、また選挙後に私に寄せられました町民の皆様からの町政への疑問、意見、要望の中から質問いたします。

それでは、質問事項に従って、質問席より質問いたします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 質問事項の1、原水工業団地について。(1)事業の進捗状況と今後の事業計画について質問いたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） おはようございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

（仮称）第二原水工業団地整備事業につきましては、現在、耕作物等の補償調査や基本設計業務を発注しております。工業団地の区画割りや道路、雨水調整池、それから給排水施設、整地計画などの基本的な事項につきまして、関係機関と協議を進めているところです。また、用地交渉につきましても進めております。約65%の地権者の方から用地承諾書をいただいております。

今後は、今行っています補償調査が終わりましたら、残りの方への用地交渉を進めまして、現況測量や実施設計を行ってまいります。あわせて、開発行為の手続を進めまして、その後、造成工事に着手してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 第二原水工業団地整備事業用地売り渡し関係補足資料とありまして、この中で、タイムスケジュールの中で、令和元年6月オア9月議会、6月にはもうアンダーラインが引いていますが、町議会土地買収承認、米印で5,000平米以上の売買は議会承認が必要です。議会承認後、自動的に本契約となりますと。その後、令和元年9月以降、用地費手付金の支払いと明記されております。地権者の多くの方は、要望として、スケジュールどおりに、このスケジュールをもとに、本定例会内に承認をしてもらい、9月以降の用地費手付金の支払いを切に熱望されておりますが、本定例会での上程をぜひ望みますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） お答えいたします。

今現在、用地交渉を進めておりますけれども、補償調査を現在やっております、補償の額が決まらないと契約ができないという方もおられますので、補償調査費、補償調査の額が出ましたら、早急に契約を進めまして、今のところ12月議会上程するということ考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） その補償費はコンサルに任せているともお聞きしています。それ9月に出ますね。地権者の中には、これを当てにしてという語弊がありますが、なるべく早く用地手付金の支払いをしてもらいたいという意向ですが、12月議会以前にもうちょっと早くできることは考えられないですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） 議会案件の方が13名ほどおられまして、全員の契約ができれば、12月の議会上程したいというところで今のところ考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） どうしても12月にしかできない。町長、その辺いかがですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 一応予定に入ったところは、いろいろそういう思いでおられる方もおられるかと思いますが、できるだけ早くできるように、事務を進めるように指示しておりますので、それができ次第ということで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） なるべく早く臨時議会でも開いてもらって、速やかな支払いをお願いいたします。

続きまして、(2)町道、里道等の変更及び畑かん施設についての説明会並び意見交換会を適時に関係者等に対し開催する考えはあるのかについてですが、拡張予定地を横断して、畑や山

林並びに通勤等で利用している町道、里道もあります。畑かんについても、今後、将来使用する考えの農家もおられます。9月には畑かん施設の補償等が明確になるとも聞いております。いろいろと地域住民の方は不安なところもありますので、地域にかかわることが決定したならば、随時、説明会を開催して、丁寧な説明をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） お答えいたします。

（仮称）第二原水工業団地の予定区域には、町道中尾護川線ほか3本の町道や里道があります。町道、里道の変更につきましては、関係者の同意が必要となりますので、関係者の皆様に説明をした上で進めてまいりたいと思っております。

次に、畑かん施設については、本予定地区を含む受益面積が約32ヘクタールありまして、おおきく土地改良区において管理されております。現在、町では、本予定地区にあります配水池など、畑かん施設の補償調査を行っているところでございます。調査終了後、おおきく土地改良区に補償額の提示をすることになります。おおきく土地改良区は、町から配水池などの用地代や畑かん施設の移設補償額の提示を受けまして、地権者の方を対象に、今後、畑かん施設の利用につきまして説明会を開催すると伺っております。そのときに町も同席するようにしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） どういう形になるか、本当にまだ全然見えてないし、地域の方はかなり不安もありますので、どうぞ丁寧な説明をよろしく願いいたします。

次に移ります。

(3)さらに悪化が見込まれる原水工業団地周辺の交通渋滞に対して、多面的なインフラ整備が必要だと思うが、どのような考えがあるかについてですが、これまでも交通渋滞緩和には、ハード面、ソフト面とさまざまな対策が行われてまいりましたが、新たな企業誘致並び工場拡張等で、渋滞解消には至っておらず、悪化の傾向にあると思われま。地域住民の方からも、どうにかならんかいとの要望等があります。今現在、原水駅北口からセミコン通勤バスが、朝7時3分から8時40分の間に8便、夕方16時43分から21時34分の間に8便運行されていますが、運行状況を見てもみますと、時間帯によってはぎゅうぎゅう詰めの満員状態です。便数を増やし、企業にはJRを利用できる方には積極的にJR、通勤バスを利用してもらい通勤を後押ししてもらいなどの対応はできないか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 御質問についてお答えいたします。

セミコンテクノパーク周辺道路は、セミコンテクノパーク、原水工業団地、本田技研工業及び室工業団地等への通勤車両が多いことにより、慢性的な交通渋滞が発生している状況であり、今後、（仮称）第二原水工業団地も計画しているところから、さらに交通量が増加するこ

とが予想されるところであります。

交通渋滞については、これまで県道については、県道辛川鹿本線の福原バイパスや大津植木線の左折レーンの設置など、渋滞緩和に向けた取組がされております。また、大津植木線の4車線化については、これまでどおり要望を続けてまいります。

町の取組としては、町道南方大人足線の道路改良、新町合志線の交差点改良及び古閑原上堀川線の交差点右折レーンの新設に取り組んでおります。

交通渋滞に向けては、菊陽空港線延伸道路を整備することにより大きく改善されることが期待されますので、その進捗を見ながら、杉並木公園線の延伸の検討に入り、渋滞緩和に取り組みたいと考えております。そのほかの交通渋滞対策については、セミコン交通対策協議会により委託運行されていますセミコン通勤バスがあります。今後についても、引き続きセミコン通勤バスの利用をお願いしてまいりたいと考えております。また、渋滞緩和の取組として、時差出勤を実施されている企業もあります。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 町から、JRを利用して通勤バスの利用をもっと促進してくれとか、通勤バスの増便、今多分シャトルで朝8便、夕方8便やっと思いますが、その増便とか、そういった面はどうですか。企業側に打診できますか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 議員さんがおっしゃられましたとおり、原水駅からのセミコンテクノパークまでの通勤バスにつきましては、セミコン交通対策協議会というところが委託運行をされているところであります。現状、便によっては満車で、いっぱいいっぱいで行かれている便もあります。朝8便なんですけど、JRの時刻に合わせてバスの方の運行を、それに合わせて運行しております。次に、増便とかという話じゃなくて、一緒に続行便という形になると思うんですけども、今、バス会社の方に聞きましたら、運転手が不足してなかなか手配がつけないと。バスはあっても、バスを運転する運転者がいないと、そういう状況でございます。その辺につきましては、セミコン協議会の中でもしっかり話していきたいと思います。もしそういうことが手当てができれば、その辺も踏まえて町から提案していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） また工業団地の拡張等も予定されていますので、交通渋滞がますますひどくなると思います。地域住民の方は本当困っておられますので、ぜひともハード面、ソフト面から交通渋滞解消に全力を注いでいただきたいと思います。

次に移ります。

質問事項2、原水駅、三里木駅周辺の地域振興と発展について。(1)原水駅周辺及び三里木

駅北側の農地等を区画整理し、市街化区域に移行できないかについてですが、この地区においては、現在、集落内開発制度などで虫食い状態のような開発が行われております。将来に向けての土地活用を考えれば、多々危惧する面がありますが、地域住民また地権者の方も同じ思いでございます。いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） おはようございます。

まずは、農地等を区画整理し、市街化区域に移行できないかについてお答えし、後で地区ごとにお答えします。

菊陽町の全域は、昭和46年5月に、熊本市を中心としたその周辺の旧合志町、旧西合志町、益城町、嘉島町、旧富合町、旧飽田町、旧天明町の全域及び旧北部町の一部とともに熊本都市計画区域に編入され、同時に、優先的かつ計画的に市街化を図る市街化区域と、当面の間、できる限り市街化を抑制する市街化調整区域に分けられました。いわゆる線引きです。その後、5回の定期見直しが行われ、現在、市街化区域の面積は、熊本都市計画区域全体で1万2,696ヘクタール、菊陽町で589ヘクタールとなっております。市街化区域編入の大きな条件としましては、1つ目に、原則として農用地を除く土地の区域とするが、将来において都市構造上、都市機能上、必要となるもので、かつ法的プロジェクト等による土地区画整理事業等の面整備の確実な区域について、農林水産、農林漁業との調整を図りつつ編入するものと定められております。2つ目に、市街化区域内人口の目標値、人口フレーム内で保留された人口フレームの範囲内で市街地整備の見通しが明らかになった時点で編入すると定められております。簡単に申し上げますと、総合計画や都市計画マスタープランに位置づけし、農林水産省と協議調整を行った上で、熊本都市計画区域全体の計画人口の範囲内において土地区画整理をすることが条件となっており、高い制限や課題があります。

原水駅周辺についてお答えします。

近年、集落内開発制度による宅地分譲の件数、原水駅の乗降者数の増加や菊陽北小学校の児童数の増加などの推移を見ましても、原水駅周辺への都市化、開発の期待度は高いと思われまます。また、菊陽空港線や杉並木公園線の延伸計画もさらに期待度を高めていると認識しております。そこで、昨年度に、原水駅周辺の既存集落や農振農用地約170ヘクタールを対象地としまして、原水駅周辺まちづくり基本調査業務委託を発注し、条件調査と課題の整理を行い、土地区画整理や地区計画等の手法による都市化へ向けた基本調査を終えたところでございます。今後は、この調査をもとに、高い制限や課題をクリアすべく、関係機関との協議を行ってまいります。

次に、三里木駅北側の農地についてお答えします。

御質問の区域は、東側が県道辛川鹿本線、北側が町道杉並木公園線、西側が菊陽西小学校、南側が市街化区域内の住宅地に囲まれた約13ヘクタールの市街化調整区域内の農振農用地であります。その周辺には、三里木駅、富士フィルム九州があり、最近では、地区計画等による宅

地分譲も進められており、都市化のポテンシャルは高いと認識しております。また、昨年12月に発表された空港アクセス鉄道のJR三里木駅分岐延伸計画も、都市化への期待度を高めていると思われま。しかし、市街化区域への編入は、先ほど述べたとおり高い条件があります。まずは、菊陽町の都市計画上、菊陽空港線や杉並木公園線の延伸計画があります原水駅周辺の関係機関との協議を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今後、原水駅周辺は関係機関と協議を行って、市街化に向けて進んでいくという認識でよろしいですか。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 市街化編入に向けて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それで、三里木駅はまず原水駅周辺を先行させて、その後、三里木駅かいわいをどうするか協議していくとか検討していくという認識でいいですか。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 繰り返しになりますけれども、まずは原水駅周辺を先行させたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） そしたら、三里木駅周辺の市街化へ向けて、活動とか、移住の検討とか、そういうことは町長、考えておられないか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、都市計画課長が申し上げたとおりで理解していただきたいと思いますが、三里木駅周辺の方は、JRの方から鉄道の分岐化で空港につなぐという、これがまだ全然姿が、県の方が調査中で見えておりませんので、そういう状況を見ながら、また判断せんといかんと思いますが、これはいろんなことを進めるには相当の財政的な問題もあるし、まずは調整区域を市街化の方に編入できるかというのは、現在の市街化区域、区画整理事業した土地の中にもまだ完全に宅地化ができていないところもありますので、いろんなところをクリアするのが非常に厳しいかと思っておりますけども、原水駅周辺についてはいろんな動き、実際、集落内開発制度というのが進んでおりますし、また三里木駅周辺の方も西小学校を近くに地区計画ということで宅地化したところもありますが、この後も、質問の方に入れておられますけれども、一方では、その受け皿となる学校または保育施設等の、そちらの方にも影響してくるということで、いろんな面から十分対応できるようなところの環境の整備も必要でありますので、そういうところも踏まえながら、それと職員体制も必要に、それだけの対応ができるかという職員体制も必要であります。いろんな面から十分考えた上で対応をしていかなければならないという

ふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 分かりました。

次に移ります。

(2)の原水駅周辺及び三里木駅の活性化と将来像を、町民、行政、企業等で語り合う協議会を立ち上げる考えはないかについてですが、具体的には、三里木周辺については、三里木駅から空港までの軌道分岐延伸や商店街の今後の振興と発展など、また原水駅周辺については、急激な住宅開発やそれに伴う道路整備などのさまざまなテーマがあります。そういった面を、特に三里木の区長さんが申されていましたが、語り合う場を設けてほしいと、行政と企業で三里木が今後どうなっていくのかということを危惧されておりましたので、確認の質問をいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） おはようございます。

お答えいたします。

改めて、今後のJR沿線、特に駅周辺地域の役割を考えたときに、あるべき土地利用、新たな将来像や地域の活性化策などについて検討を進めていくことの重要性は町としても認識しているところです。これらの検討に当たっては、県をはじめとする関係機関との調整も含めて、まず行政で、周辺地域など町民の方々の意見、地域の商工業者の方々の意見もしっかりと聞きながら、課題の整理などを進めていくべきものと考えています。その上で、検討のあり方については、固定的に捉えるのではなく、状況に応じて臨機応変に進めていくものと考えておりますので、今後、そのときそのときでどういった形が一番よいのか、協議会の設置も含めてしっかりと見きわめながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今の答弁は、いろんな動きがあった場合は、随時話し合いの場を持つということなのか、ちょっと具体的にお願いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） それでは、原水駅周辺についてから、ちょっと申し上げたいと思います。

全国的に、少子・高齢化が問題とされる中、本町が人口を増加させるまちづくりを進めるためにも、原水駅周辺の開発は重要な事業と認識しております。地域の将来像、活性化について、高い制限や課題を整理し、都市的土地利用も含めたさまざまな可能性を探りながら検討を進めたいと思います。検討に当たっては、地域の意見をしっかりと聞きながら進め、事業の実現に向けて協議会という形が必要と判断すれば検討を進めていきたいと考えております。

次に、三里木駅周辺についてでございますけれども、空港アクセス鉄道の整備は、本町にと

って、三里木駅周辺のみならず、町全体の活性化にもつながるもので、期待される効果は大きいと考えております。事業の詳細がだんだん分かってきましたら、町議会をはじめ、住民の皆様にごできるだけ多く参加していただきまして、いろいろな意見をいただくような場を持ちながら、本事業が町のさらなる発展につながるよう取り組んでまいりたいと思います。この取組の中で、協議会という形式が必要と判断すれば進めていきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） ぜひ、いろんな動きが、原水駅、三里木駅、今後あると思うんです。そういった場で、課長がおっしゃったとおり、協議会が必要なら立ち上げるということで、丁寧な説明と、住民に不安を与えないような形をとっていただきたいと思います。

次に移ります。

(3)北小学校並び西小学校は、新校舎建設並び用地の確保を直ちに行うべきではないかについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

本町におきましては、議員も御承知のとおり、都市計画法第34条第10号に規定する地区計画による開発に加えまして、平成19年度に集落内開発制度が制定されて以来、この制度を利用した開発が活発に行われております。特に、原水駅が存する菊陽北小学校校区や光の森に近接する菊陽西小学校校区ではその動きが顕著で、児童数の増加が著しい状況でございます。この状況への対応としまして、菊陽北小学校では、平成28年度に6教室を増築しており、現在、3教室の増加に対応できる状況となっております。また、西小学校につきましては、本年度に、仮設ではありますが、4教室を増築することとしておりまして、ここでも3教室の増加に対応できる状況となっております。

今後とも、これらの民間開発等の動きを注視するとともに、関係課等との連携を強化しまして、情報を収集、共有しながら、計画的に、そして適切に対応してまいりたいと考えております。

ここで、両校におけます今後の児童数及び教室の見込みにつきまして報告しますと、北小学校では、集落内開発等によりまして児童数の増加が著しく、現在の住民基本台帳をもとに試算した児童数は、現在の336人から、現在0歳児が入学する令和7年度には469人となり、教室は、現在の16教室から20教室へ増加します。令和6年度には教室が不足することが見込まれておりますので、来年度には増築に向けた検討に入る必要があると考えておるところでございます。

また、西小学校につきましては、民間開発により、北新山61区画、沖野74区画の分譲が開始されております。住民基本台帳とこれらの開発を考慮した試算では、現在の1,004人から、令和7年度には931人となります。令和3年度には、児童数が1,035人となりまして、これをピークになりまして、以後、減少傾向になるということが見込まれておりますが、現在把握してお

ります民間開発以外に開発が進めば、児童数の増加も考えられますので、民間による開発等の動きを注視するとともに、関係課等と連携し、情報を収集、供用しながら、計画的そして適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今後、計画的に適切に対応していくということです。

各小学校が、北小学校においては令和7年に469人になるということですが、各小学校の定員オーバー等が理由で住宅開発の足かせにならないように、十分対応をお願いいたします。

次に移ります。

質問事項3、原水地区（新町）基盤整備事業及び新町井手について。(1)事業の進捗状況と今後の事業計画はについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） おはようございます。

質問にお答えします。

原水地区基盤整備事業につきましては、以前から基盤整備事業の実施に向けて、地元地権者等と検討してまいりましたが、事業実施には至っておりません。このような中、平成31年2月に、新町農家組合長様から、新町北受地区基盤整備事業の要望書の提出があり、去る8月8日に、関係地権者57名、原水字北受、町下、北下原の農用地面積約27ヘクタールを対象に基盤整備事業の説明会を開催しました。今回説明した基盤整備事業は、平成29年の土地改良法改正により、平成30年度から新たに制定された補助事業であり、事業採択の実施要件は、整備後の農地面積10ヘクタール以上、地権者、耕作者全員の同意、計画段階で15年以上農地中間管理機構である熊本県農業公社が農地の利用権を取得し、整備後の農地の8割以上を担い手農家に集団化して耕作することが条件となります。これを踏まえまして、現在、地元地権者の皆様に、事業実施に向けた合意形成の必要性について説明したところでございます。

また、今後につきましては、地権者全員の事業仮同意が得られた場合、しかるべき事業手続を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 次に移ります。

(2)の各地区及び地権者等の代表者と行政で構成する推進協議会等の設立の考えはあるかについてですが、今、課長が申されたとおり、基盤整備事業への取組は、農地中間管理機構への長期貸し付けや全ての受益者からの事業への同意が100%必要だということで、本当にハードルが高いと思います。そこで、協議会を設立して、同意100%を目指し、活動してはいかがかと思いますが、今後どのような形で同意を得る作業に移るのかも含めて、答弁お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

まず、協議会の設置についてというところでお答えをしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、今回提案しました基盤整備事業につきましては、現在、地元地権者の皆様に合意形成の必要性を説明したところでございます。今後の事業の実施でございますが、事業が実施の方向で決まるのであれば、地域や地権者代表での組織が必要かというふうに考えておるところでございます。

それと、今、議員が申されました地権者の同意の割合等でございますが、そちらについては、今申し上げましたように、地元で合意形成をお願いしているところでございますので、新町地区の農家組合長さんとか、そういう関係者の皆様に、まだ町の方からはどうなりましたかという確認はさせていただいておりませんが、これが今までの経緯からしますと、やはり今までも説明会をして、なかなか前に進まなかったという経緯もありますので、今年度中には一度、地元の方と基盤整備事業の実施に向けた方向性というものを考えていく必要があるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 同意をいただく作業、結局、署名捺印等も必要だろうと思いますが、その作業は町職員だけで行うんですか。どうなんですか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えします。

同意の作業につきましては、先ほどから申しておりますように、ある程度の地権者の皆さん、連担性がある農地が、10ヘクタールが整備後の面積でございますので、少なくとも十二、三ヘクタールは必要かと思えます。その中で、ほぼ同意が得られる感じだというふうなことであれば、同意については町の方で動くのか、もちろん地元にもお手伝いをいただきながら、そこは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 我々地区も、基盤整備事業に関しての同意、そのときは、減歩もあり、住居者負担もありましたが、なかなか同意を求めるのは困難で、とうとう基盤整備にかたらない方もおられました。今度は100%ということで、同意を求める作業に対しての推進協議会等が、私は必要、戸別訪問もしなければならぬ事態も起きると思うんですが、そういった場合、役場職員だけじゃなくて、協議会のメンバーで行くとか、そういうことは考えられないのか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えいたします。

今、協議会を事前に立ち上げてというふうなことだったと思いますが、先ほどから申し上げ

ましたとおり、地元のある程度の合意形成がないと事業自体が進みませんので、そこを見きわめながら、協議会等の設置は考えていきたいというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 8月4日に説明会が開かれましたですね。その後はまだ何もないんですね。その間とかも、合意形成は地域の住民、地権者任せでやるということですか。ちょっとこれ分からないんですけど。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えします。

そうですね。説明会以後、町の方としては、実際動きはしていませんので、説明会の際に申しあげましたことは、地域での地元の合意形成が必要だということを再三お願いいたしましたので、もし地域で集まって話し合いをされるときには、いつでもお声かけをしていただければ説明に伺いますということで説明して、現在に至っているところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） この地区には、地権者の方、下津久礼地区とか鉄砲小路地区とか、結構分散もしています。今、課長の答弁からすれば、誰かが主体的になって合意形成を望むということで、それに必要な説明会を開くのも、その地域の方の代表者が開催すれば、そこに町が説明や助言に行くということなんですかね。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えします。

そうですね。議員が今申されましたとおり、町の方から、再度説明会を開催するということは、現在のところは考えておりません。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） もう1件、じゃあ同意を求める戸別訪問とかは、もう一切やらない。やります。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えします。

基本的には、先ほどから申しあげましたとおり、地元のある程度の合意形成がなされまして、事業実施の見込みがあれば、町の方もそれなりに動きをしていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） くどいようですが、その見込みがあるといったのは、どの時点で見込み、見きわめするんですか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えします。

町の方としましては、農地の面積に対して地権者さんの8割程度合意ができましたよという

お話をいただければ、あとは町の方で何とかしてくれということであれば、考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） じゃ、合意の形成は地域の皆様、または地権者の方々にお願いするということですね。分かりました。

次に移ります。

(3)の事業活動の期限は設定するのかについて質問いたします。

この地区は、基盤整備し、農道、用水路、特に排水路を整備しなければ、今後の農地活用や後継者育成が望めないと思われまます。基盤整備着工は地区の皆様の悲願であります。そういった面で、100%の合意に向けて今後、今のあれでは、地区の皆さんや地域の人に頑張ってもらえないようなんですが、そこで(3)の期限はあるのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えいたします。

今回提案しました基盤整備事業につきましては、平成30年度から新たに制定された補助事業でありますので、町としては、事業実施の期限を定める予定はございません。しかしながら、事業実施が決定した場合、完了までには約10年間ぐらいの期間を要しますので、早期の合意形成を図ることが望ましいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 期限は設けないということですが、今おっしゃった10年間は延べの10年間で、工区ごとで完了するのはもっと早くなるんですね。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えいたします。

今申し上げました10年間というのは、全て、今が、今年度説明会を開始しましたので、これから換地処分まで含めまして約10年間ぐらいは要するかなというところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 本当に、この事業への着手には、地域の皆様、地権者の方々、熱望されておりますので、行政側、町政側も協力を惜しまないで行ってほしいと思います。

次に移ります。

(4)の新町井手取水口から未整備区間は、農地水事業で各支部を超えて新町井手整備だけの新設支部で雑木伐採等の事業はできないかについてですが、6月定例会で、馬場地区のワカサラエ堰上流60メートルは3年間で改修されるとのことですが、そこから取水口まで約2.7キロは、大半が土水路で未整備区間です。町長の行政報告にもありましたが、6月30日と7月13日には、馬場地区において護岸の崩壊も起きております。約35年前には、原水東部地区の水田がまだ基盤整備される前です。古閑原、入道水、柳水、馬場、新町、南方、中尾の上井手から用水している7部落で組織する管理団体がありました。この団体は、上井手の分水、維持管理等

を分業して行っておられたそうです。その辺も踏まえて、(4)の質問をいたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えいたします。

通称農地・水事業、多面的機能支払交付金は、国が交付金事業として、農業の多面的機能の維持等を図るため、地域の共同活動等を支援する事業でございます。交付金の支払い区分として、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に区分されており、農地維持支払交付金は農地のり面の草刈り、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域住民が連携した共同活動等を支援するものです。また、資源向上支払交付金は、水路、農道等の老朽化部分の軽微な補修に伴う共同活動や施設の長寿命化のために要する経費に支払われます。

本町では、現在、町全体を一つの組織として運営しており、その中の21支部の各行政区で活動が行われているところでございます。

議員お尋ねの各支部を超えて、新町井手整備だけの新設支部を創設し、雑木伐採等の維持管理ができないかとの質問でございますが、新町井手は、古閑原地区の上井手取り入れ口から原水地区を横断している水路でございます。この水路の維持管理に係る共同作業を行政区を超えて取り組むためには、原水地区の関係者で協議をしていただき、町全体の多面的機能支払交付金事業を統括している菊陽町農地・水環境保全組織の総会において承認を得る必要があると思われまます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは、これを超えて新設の支部というか、今言ったんですが、仮に7部落、そういった地区で構成する新たな支部は新設できるということですね。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えいたします。

新たな支部は、先ほど申しあげましたように、組織の総会で承認を得られれば、新設自体は可能というふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 予算の配分の計算方法があると思いますが、そういった場合はどういうふうになるんですか。予算の配分というのは。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えいたします。

予算につきましては、現在、21支部で予算を活用されておりますが、毎年繰越金が発生しておりますので、今年度も1,000万円近くの繰越金が、平成30年度から令和元年度に繰越しがされておりますので、そういった部分を活用しながら、予算的には対応できるかなというふうに思うところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 分かりました。

本日は、関係区長さんも傍聴に来られておりますので、前向きに検討されると思いますので、そのときはどうぞよろしく願いいたします。

次に移ります。

質問事項4、白水久保田地区の発展と活性化について。白水久保田地区は、供合線、陣内線の路線バス運行廃止で公共交通機関がありません。今度の新交通システム導入での乗り合いタクシー等を白水久保田地区に定住者が増え、発展、活性化のためにも、通学通勤者が公共交通機関まで利用できるように配慮いただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

現在、本町では、公共交通体系の見直しを進めております。見直しの方向性としては、利用者が見込める西部線、中央循環線はニーズを踏まえた形に路線を再編し、利用者の少ない東部循環線、南部循環線、北部循環線は廃止の上、その区域に新たな公共交通として乗り合いタクシーを導入するというものです。

議員御質問の白水久保田地区につきましては、巡回バスを廃止して乗り合いタクシーを導入するエリアに含まれております。

今回の見直しの方向性としては、まずは廃止する路線の代替手段として乗り合いタクシーを導入するため、現時点では、運行時間帯の大幅な見直しは予定しておりません。このことから、通勤通学者に配慮した見直しとはなっておりません。今後、詳細な制度設計を行い、来年1月を目途に、新たな公共交通体系のもとでの試験運行を開始する予定です。なお、通勤通学のニーズも含めた町民の方々の御意見や御要望については、試験運行の実施期間中にもきちんと検証し、公共交通としての利便性と効率性の両立について検討した上で、本格運行に移行したいと考えております。

今後とも、菊陽町を、誰もが暮らしやすい町とするため、町民の皆様持続可能な公共交通サービスを提供できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 大変難しい言葉でおっしゃるんで分かりませんが、乗り合いタクシーを利用できるようになるんですか、通勤通学者でも。公共交通機関まで。どうなんですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） 繰り返しになりますけれども、現時点では、運行時間帯の大幅な見直しの方は予定してございません。というのは、今現在、巡回バスの方が8時前後ぐらいから運行を開始しております。

（11番坂本秀則君「乗り合いタクシー」の声あり）

そういうことで、乗り合いタクシーにつきましては、その巡回バスの代替手段という考え方

といたしておりますので、運行時間帯の大幅な見直しは、今、計画はしてございませんので、対応はできてないということでございます。ただし、通勤通学のニーズも含めた町民の方々の御意見や御要望については、試験運行の実施期間中にもきちんと検証いたしまして、公共交通としての利便性と効率性の両立について検討した上で本格運行に移行したいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） この2路線の廃止前には、かなりの路線バス運行維持のために、助成金も出されていたと思います。予算は今まで充てとった予算を充当すればできると、私は考えるんですが、可能性としてはあるということでしょうか。どうなん。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） では、お答えいたします。

公共交通につきましては、全ての方がこれはいいぞというのはなかなか実際あり得ないのが現実だと思います。今回の見直しにつきましては、あくまでも代替手段ということで、こういうふうに計画したところでございますが、確かに南小地区の方から、駅前のでけんかえという話は伺ったことはあります。実際、バスを回そうかということも内部では検討はいたしました。バスの台数、それから時間帯等がありまして、現実的に難しかったというのが現実でございました。今回は、白水地区、それから久保田地区につきましては、乗り合いタクシーのエリアになりますけれども、通勤通学者も除外したいというわけではなくて、時間が合えば利用できるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 次に移ります。

質問項目の5について、質問要旨もありますので、できるかできないかを、伐採するのかもしれないかだけお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 御質問にお答えいたします。

旧国道57号県道熊本線は、現在、熊本県が所管する道路であります。県道の敷地内の支障となる雑木につきましては、伐採及び剪定を実施することになると県の方から伺っておりますが、町の方から県に対して、早急に対応していただくよう要望してまいります。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） どうぞよろしくお願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に続き会議を開きます。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆さん、本日はありがとうございます。3期目、最初の一般質問をいたします。中岡敏博です。

初めに、8月28日の九州北部大雨で亡くなられた方々にお悔やみ申し上げ、いまだ避難生活を強いられている方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、2020年、東京オリンピック開催まで1年前を過ぎ、いよいよとなりました。私は、空手道という武道、スポーツを31年続けており、以前は体育と表現していたスポーツの大切さを十分に理解しております。大学では、恩師が熊本県民初日本体育大学の大学院で空手道を学んだ先生でありました。勝つことを目標とする、楽しむことを目標とする、健康、体力の維持等を目的とするもの、また観戦、応援するスポーツもあります。そして、このたび我が母校、九州学院の大先輩であります山下泰裕先輩がJOCの会長に就任しました。本当に誇りに思っております。

本町におきましても、スポーツの推進、健康増進、それに関係する施設整備について、さまざまなことが進んでいます。そして、子どもたち、その家族にも夢を与えることもある、1つ、総合体育館建設についても大いに期待したいものでございます。

では、本題に入ります。

今回の質問は、大きな3項目です。交通安全対策、学校の安全対策、子ども議会の開催についてです。

私の性格で、これでもかとの考えでお尋ねしていきます。是々非々で行います。この後の質問は、質問席から行います。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） それでは、最初の質問をいたします。

通告で、学校安全対策についてとしております。

まず、過去に数回質問をしております小・中学校の通学路の安全対策についてでございますが、①菊陽町通学路交通安全プログラムというものを本町は作成しておりますが、その取組についてお尋ねいたします。

私の認識では、文部科学省及び菊陽町ホームページをもとにした確認で、平成24年4月23日、午前7時58分ごろ、京都府亀岡市の京都府道420号線、王子並河線で発生した登下校中の児童と引率の保護者の列に軽自動車が入り込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負う居眠り、無免許運転による事件がきっかけと承知しております。

そこで、1番の質問をいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

教育委員会では、平成27年10月に、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、菊陽町通学路交通安全プログラムを作成しております。具体的には、継続的に通学路の安全を確保するために、学校関係者、道路管理者、交通管理者の三者が連携協力して合同点検を行い、安全対策の改善、充実を行うものです。

本年度は、新たな危険箇所や課題に対して、7月8日から10日までの3日間において、道路管理者である国、県、町、交通管理者である警察署、町の交通防災係、各学校の教職員、PTA代表者、地域住民代表として自治会長さん、防犯関係として青少年健全育成町民会議の環境部会代表者などによる一斉の合同点検を実施しております。

教育委員会では、各学校が年度当初に保護者からの聞き取りや地域からの要望等を踏まえ、危険箇所に優先順位をつけたリストを作成し、報告をしていただいております。本年度は各学校から全部で71か所の危険箇所を報告いただきました。合同点検を実施する際は、報告いただいた箇所を学務課において現地調査を行い、危険度や緊急性、地域の方々からの要望と重なっている場所などの観点から危険場所を選定しております。本年度の合同点検では、先ほど申し上げました基準に基づき、全部で27か所について点検を実施しております。また、各学校においては、通学路の危険箇所について日常的に安全指導を行っております。通学時間には地域の方々に御協力いただきまして、児童・生徒の安全な登校ができるように見守っていただいております。なお、今回点検ができなかった箇所については、必要に応じて、順次合同点検を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 通学路交通安全プログラムに基づいて、7月の8、9、10で合同点検し、また次の質問で準備していたのが、PDCAサイクルのプラン、計画について、危険箇所の抽出方法とソース、これ情報元ですね、これはどこであるのか。その後、合同点検する前に、必ずしっかり調査をして、登校時間、下校時間、また平常時の交通、車両の数、また通行する児童・生徒の数等々をしっかり調べてから、準備をしてから協議をし、抽出し、点検に至ったのかというのをちょっと聞いたかったんですが、その前に詳しく答弁なされたので、そこはあえてお尋ねいたしません。

しかし、ちょっと気になったのが、その7、8、9の点検で、武蔵ヶ丘小学校の通学路の危険箇所と出された光の森1丁目のみどり公園付近において、危険箇所4とされています。これは学務課から資料を事前にいただきました。その中で、何で危険なのか、どのような対策が必要かにつながると思うんですけども、そこに書いてあるのが、登下校時には、道路を横断

する際に横断歩道がなく危険である。近くの道路では、横断歩道のかわりに緑に塗られているところがある。ということで、私の記憶では、ここは武蔵ヶ丘中学校の南側に位置する場所であり、過去は歩道がなかった。そこで、建設課の皆さんの努力で歩道が延長された。その後、歩道が延長された後、安全対策がなされた後になおかつ、また道路管理者が設置できる交通安全対策をしていると認識しているんですが、ここで確認の質問をいたします。

横断歩道のかわりに緑色に塗るという交通安全工法がございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） そちらの方は、横断指導線だと思います。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） やはり専門性を持ってこういうのは取り組まないといけないと思っていて、横断歩道のかわりに緑色に道路を塗るということは、私はあり得ないと考えています。その近くに、前は緑色で塗ってなかった白線、歩行者横断指導線は3種類ほどあります。その中で、白線の平行線を道路管理者が警察と協議し、子どもたちの安全のために努力されたという流れだったと思いますので、こここのところも、今後、公表されるはずですが、しっかりとした理解を持って進めていただければと、ちょっと気づいたのでお話をさせていただきました。

続きまして、私の抽出方法の部分では、せつかくの機会を設けられたのに、ちょっともったいないなという感じを受けております。これはなぜかという、菊陽町では、私も誇りに思っておりますスクールパトロール隊という、スクールパトロール事業、この方たちは、子どもたちの通学路、交通安全に随時、青色の回転灯を装備した車でパトロールをされている。それと、私もそうなんですが、10年以上、近くの見守り隊として、交通安全対策で地域の皆さんが積極的に行動されてます。その方たち、また区長さんも参加されたということでございますが、その方たちにおいては、数十年、その現場、現場を見ておるし、子どもたち、学校の様子、周りの開発の様子も御存じなので、もう少し慎重にはないんですけども、その人たちの声も聞くべきではなかったのかと思いますが、ここでちょっと御質問いたします。

スクールパトロール隊、またコーディネーター等にも、通学路の交通安全プログラムについてお話をちょっとなされたのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） 今回は、そのような方たちと一緒にお話をすることはなかったのですけれども、いろんな学校の中とか、ここから要望が上がってくるときには、そういう地域の声や、優先順位をする中で、聞かれていると思います。それを我々がどこで選ぶのかということについて、今後改善が必要であれば、しっかり検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） それに加えて、私どもは、行政、役場の職員と違い、異動というものがございませんので、長く皆さんに協力できるのかなというふうに思っております。それを申し上げてお伝えし、②の質問に移らせていただきます。

これは過去にも質問いたしました。点検後の対策、P D C AのDになりますが、全ての危険箇所についての答弁は求めませんが、具体的な対策、いまだ課題として残っている箇所の状況についてお尋ねいたします。

理想どおりとはならず、万全ではない代替策としての改善点でも構いません。また、新たな危険箇所についてどのように取り組もうとされているのかもお尋ねいたします。これは全てではなく、一部で構いませんので、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） 平成29年6月の一般質問で、中岡議員の御質問に対しまして、平成24年度の緊急合同点検で対策が必要とされた危険箇所のうち、4か所が未着手でありまして、平成26年度に県に要望を上げた1か所、平成28年度末の菊陽北小校区から報告のあった町道の危険箇所5か所について、今後整備を進めていくとお答えしております。その後、平成24年度の未着手4か所のうち、菊陽中部小校区、J A菊池中央支所前交差点は整備が完了しております。また、武蔵ヶ丘北小学校区、高速道路横自動車販売店南側歩道については、県の方で近く整備が行われる予定です。平成26年度に報告された1か所と平成28年度末に上げられた5か所については、引き続き道路管理者等、関係機関へ要望を重ねてまいります。

先ほど御報告しましたとおり、本年度、合同点検を行った箇所は27か所です。道路管理者別では、国が1か所、県が13か所、町が13か所となっております。整備が必要な箇所については、各関係機関へ改修の要望を行ったところでございます。そのうちの菊陽中部小校区の山口歯科から南側道路については、既に外側線や横断指導線の整備が終了しております。なお、未整備の箇所につきましては、各学校で子どもたちへの注意喚起をしっかりと行っているところで

す。

教育委員会としましては、今後も交通安全プログラムに基づき、合同点検を実施するとともに、学校関係者、道路管理者、交通管理者と協力しながら、通学路の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） どのように対策を練るかということと、あとは夏季の休業がございましたので、緊急を要するところには、またこれは予算も伴うので、すぐにできるところとできないところと、あとハード、ソフトの部分でなかなか難しいところもあるのかというのは理解しております。まず、こういうことをされて、その次の段階のプロセスとしては、改善した後の効果についての検証だったり、公表になると思いますが、改善策や点検の結果等も含め、その後にどうなったかということも含め、合同点検の公表につきまして、いつまでというふうなのが具体

的にあるならば、公表するタイミングというのをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） まず、先ほど、議員お話しされましたように、実際、ドゥーという形で実施をした後に、それが子どもたちにとって本当に安全かどうか、それを検証していくというのは、なかなかいろんな形で見えていくのは非常に難しいところもございます。いろんな地域の方や子どもたちの声をしっかり聞きながら、学校の方から点検箇所がどうだったかということ聞き取らないと、なかなか評価というものが難しい部分はございます。実際、新しいところについて、今また危険箇所があった場合は、その部分をしっかり要望しながら改善していくというところを、今進めておりまして、実際でき上がったところがどうなのかというところの評価について、私たちはなかなか弱いところもあるかと存じております。

あわせて、公表につきましてですけども、今、建設課のホームページの方に載せてあります。これにつきましては、道路管理者が情報がはっきり分かった段階ですぐ提供できるということで、今建設課の方に載せてあるんですけれども、教育委員会としても、道路管理者の建設課のリンクが張れるように、これから工夫していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 公表について、次に用意していたのが、教育委員会、通学路でございますので、教育委員会のホームページを見たら、それにあわせてプログラムの内容と、あとは公表というのをつないで見れるかなというふうな思いで、建設課で道路管理者の方にまたいでしまうと、見落としたり、二度手間にならないかなというふうな思いがあったのでお聞きしましたが、今おっしゃったとおり、つながっておればスムーズに、どなたでも見ることもできるのかなと思ひまして、少し安心しました。

菊陽町の未来を担う子どもたちを巻き込んだ事故を防ぐことは当然であり、こうしておけばよかったという後悔、想定外であったという発言は許されません。予算を伴う場合もあるかと思いますが、早急な対応、継続的な点検をぜひお願いいたします。強力な要請がございましたら、積極的に行動させていただきます。

続きまして、(2)の質問に参ります。

通告では、飲酒運転及びあおり運転等によるもの、いわゆる命にかかわるであろう危険運転についてお尋ねいたします。

通告しておりますが、最近の残念なニュースは、上天草市職員、熊本市中学校教職員による飲酒運転事案でございます。本町においては、2016年に、皆さんの強い思いから、熊本県で初めて、飲酒運転撲滅に関する条例が制定され、その後、図書館ホールにおいて、菊陽町飲酒運転撲滅推進大会が開催されました。私としましては、この条例の意味と目的を十分理解し、酒席への参加自粛及び断酒を継続しております。

それでは、条例制定後に、町としての取組、広報活動を含めてどのようにされているのかをお尋ねいたします。このような取組は、継続しての活動が重要になりますが、今後、新たに計画を予定するものがありましたら教えてください。

続けて、行きます。

あおり運転につきましては、最近では、茨城県守谷市の常磐自動車道での事件がピックアップされますが、以前にも同様の事案があり、これはいつ私たち、職員の皆さん、町民の皆さんが被害に遭うか分かりません。過去において、私が青色パトロールカーを低速で運転していたときに、公用車にもかかわらずあおられたとか、クラクションを鳴らされたという過去もございます。私の経験においても、職員の皆さんも関係する事案になるのかなというふうに思っております。これは、道路交通法の遵守、またドライブレコーダー、動画等、また素早い通報などが必要になると思いますが、これにあわせて、(2)の2番の質問を一括してお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

まず、飲酒運転撲滅については、平成28年に菊陽町飲酒運転撲滅に関する条例を制定し、それ以降、飲酒運転の撲滅について取組を進めております。具体的な取組としましては、大津警察署、町の交通指導員と連携し、忘年会や歓送迎会のシーズンに、町内にある酒類を提供する居酒屋等を訪問し、のぼり旗、ポスター、啓発ステッカーなどの配付をして啓発活動を行っております。

また、飲酒状態体験ゴーグルの貸し出しや役場庁舎に飲酒運転撲滅の懸垂幕を設置をしたりしております。

条例制定から3年が経過しましたが、今後も町民や事業者等の啓発を行い、飲酒運転撲滅条例制定の町として積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

新たな取組ということですが、効果的な啓発の仕方を検討してまいりたいというふうに思います。

次に、あおり運転等の危険運転ですが、最近、あおり運転は全国的に話題となっております。常識を超えた悪質な行為であり、警察署など、関係機関と連携しながら、啓発の方法について検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 飲酒運転、あおり運転については、とても命にかかわる部分で、今日もテレビ等、報道等でピックアップされて、なぜこういうふうになるのかという部分では、しっかり何でかというのが理解できて、その後に、もしもそのような場面に遭ったときには、何もできなくて動けなくなってという状況にならないで、どなたでも被害に遭って暴力行為を受けないように、職員の皆様も注意していくべき、これは以前から、2017年ごろから大きくピック

アップされた事案でございましたが、再度、意識を確認したい思いで御質問いたしました。私としましては、子どもたちによるポスターとか標語の作成、これは警察の方でもやっているかもしれませんが、また子どもたち、また保育園児の参加によるタッチ運動というの、これはプラスになるのかなというふうに思っております。ぜひともこの課題に対して、加害者と被害者にならないことを強く願まして、次の項目の3の質問に移らせていただきます。

通告においては、カラーベルト、ゾーン30についてが主なものになりますが、こちらも5年、6年前から提案してきており、全国的にも少しずつ広がっていると感じています。横浜市の安心カラーベルト事業について調査研究し、現地視察を行い、提案してきました。また、ゾーン30におきましては、簡単に言えば、住宅街等の交通事故を防止すること、時速30キロを境に死亡する確率が高くなるという根拠に基づいて、これは警察庁が推進しているものでございます。

本町のにじの森地区は、熊本県でいち早くゾーン30エリアに指定されております。まずは、近隣自治体も同様の取組を推進しているようでございますが、本町はこの2つについてどのように捉えているのか、お尋ねいたします。カラーベルト事業、ゾーン30についてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

まず、カラーベルトについてですが、このカラーベルトは、歩道が設置されていないため、歩行空間が確保されておらず、今後も歩道の設置が難しい道路において、路側帯の外側もしくは路側帯がない場合も外側にカラーのラインを整備するものでございます。本町においては、通学路となっていて、児童・生徒が多く通る道路について整備をしております。カラーベルトの色につきましては、警察からの助言を受け、現在は緑色を基本に整備をしているところでございます。歩道がない道路にカラーベルトを設置することは、歩行者、特に児童・生徒の安全確保に有効でありますので、今後も必要な道路には設置してまいりたいというふうに思っております。

次に、ゾーン30についてですが、ゾーン30は、生活道路における歩行者の安全な通行を確保することを目的に、区域を定めて、最高速度30キロメートルの速度規制を実施し、区域内における速度抑制やゾーン内の抜け道としての通行行為を抑制するものです。主に、住宅地で生活道路や通学路が集まった箇所を整備をされています。平成30年度末で全国で3,649か所、熊本県内で40か所が整備されています。本町におきましては、議員が申されたとおり、にじの森でゾーン30が整備されています。

内閣府の令和元年版交通安全白書によりますと、平成28年度末までに、全国で整備したゾーン30において、整備前年度の1年間における交通事故発生状況を比較したところ、交通事故発生件数が23.8%、対歩行者、自転車事故件数が19.4%減少し、交通事故抑止、自動車の超過速度抑制に効果があることが確認されたとされています。このようなことから、町では、ほかの

自治体を参考に、ゾーン30の整備について研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） ゾーン30については、にじの森、もともと165戸あったのが、今170近くあります。あそこのエリアを見てみると、本当に交通事故に対して、まちづくりに対して、基本的な部分プラス、防犯カメラも8台設置してあるということで、とてもいろんな意味で関心が強いかなという思いで、それをもとに、さまざまところを調査し、警察署職員からレクチャーを受けてきました。その部分では、詳しい内容をもしも御存じないならば発言しようと思ったんですけども、ゾーン30についての情報とかその効果について同様の理解をしているので、その後の質問はいたしません。

続いて、通告文書の続きになりますが、道路管理者及び交通管理者、これ警察と書いた方が簡単、分かりやすかったと思うんですが、設置する工法についてどのように考えているかというものを書いておられますが、基本的には、具体的に言うと、先ほど出ました歩行者横断指導線、ガードレール、滋賀県大津市の悲しい事故の後に、その自治体はガードパイプ、防護柵を設置されて改良をされておりますが、また交差点のカラー舗装、カラーベルトではなく、また道路危険箇所のDZ舗装、これは赤い茶色を使っているところが多いように思いますが、また道路のスラロームだったり、クランク、通りにくいように狭く見せたりする方法もございます。また、一般的に菊陽町でされているのは、減速ドット、これも狭く見せるように点線を入れているという部分で対応されている。通学路等の法定外の路面標示とセンターラインを消しているのかなという部分で、さまざまところで警察と協議し、道路改良等のときだったり、交通安全対策事業だったりでいろいろされていると思いますが、これにおいて、さまざま自治体によって特徴があるんです。自治体、自治体によって、こういうのに力を入れてるんだ、こういうのに特に効果があると認識し、進めているんだというのが分かる部分があります。なお、私が住んでいる八久保は、熊本市、合志市がとても近くにあるので、そこをまたいで通行すると、特に感じられるものがあります。

そこにおきまして、菊陽町において、いろいろ考えている工法とか、これは余り効果がなかったとかという工法が、代表的なもので構いませんので、ございましたら教えてください。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

道路管理者、交通管理者の工法についてという通告の質問ですけれども、交通安全施設には、道路管理者が整備するものと交通管理者である公安委員会が整備するものがございます。交通規制に係る規制標識、指示標識、交通信号機、横断歩道、規制に係る路面標示などは交通管理者が整備を行い、それ以外の外側線や徐行、速度を落とせ、交通標識がない交差点での止まれなどの路面標示や交差点内のカラー舗装、ガードレール、案内標識などは道路管理者が整

備、管理を行います。

交通安全施設の整備については、警察と密に連携しまして、その道路状況に合った最善の方法で進めていく必要があると思っております。また、外側線や停止線などが消えかかっている箇所もあり、既存施設の点検、補修も進めてまいりたいというふうに思っております。

今言われましたとおり、効果があるやり方、そういったものも、今どこがどういった効果がある、ないは資料を持ち合わせておりませんが、いろいろなやり方を、他の自治体を参考にやっております。先ほど申された横断指導線、それから交差点内のカラー舗装、それから減速ドット、イメージハンプ、それから交差点内カラー舗装、それからポールコーン等、そういったことをやっておりますけれども、まだまだ効果があるやり方がほかに、他の自治体にもあると思われまので、そういったことを参考に、今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） どのような工法でさまざまに、熊本市においては、あつ危ないという道路標示を書いているところもあるし、菊陽町本町においては、大堀木の坂の下の方で、自転車も止まれという、これも珍しいです。道路標示がございます。今、答弁でもございました、ハンプについては、ハンプというのはコブという意味で、本町の役場敷地内にもコブというふうな段差をつくって、速度を落とす、注意を喚起するというものがございますが、ハンプというのは、住宅街に設置すると、振動と騒音が起きまして、これは住宅街に似合わないという認識を私はしています。その中で、今答弁がございましたイメージハンプについては、これは杉並台地区ですか、北新山地区だと思うんですが、イメージハンプ、これは道路に絵を描いて縁石のように見せたり、障害物があるように見せるようにしてスピードを落とさせるというイメージハンプを設置されているところもあるということで、今後、いろいろコブがあるものを設置するという答弁だったと理解しました。

続きまして、交通安全対策の最後の質問をいたします。

高齢者の交通事故防止に関するものでございしますが、本町においても高齢化は進んでおり、先輩方の熱中症、また行方不明、同様に事故というのも心配しております。先ほどもおっしゃいました交通安全白書におきましても、高齢者の事故が突出して増加傾向にあり、私も過去に関係する質問をしております。ちょっと気になるのが、歩行をされている高齢者の皆さんで、乱横断と今、これは新しいワードになってきてるんですけども、横断歩道以外のところを、近道だったり、ショートカットだったり、横断歩道以外のところを渡られる高齢者というものをたまに見かけます。そこの部分も気になるなという思いがございます。それと、これは運転によって加害者となるという事故が、最近でも悲しい事故が起きておりますので、高齢者に関する交通安全対策施策の取組について、菊陽町が特に力を入れているとか、今後考えていることがありましたらお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

全国的に、交通事故の件数、死者数も減少傾向にある中で、死者数に占める高齢者の割合が高くなっており、平成30年度は55.7%と過去最高となっております。このようなことから、高齢者の事故防止対策は非常に重要であると認識をしているところであります。

現在、町の高齢者の交通事故防止の対策としては、各地区のふれあいサロンなどで、交通安全協会の指導員による交通安全講話の実施を推進したり、本田技研グループのHSR九州が開く高齢者交通安全教室の参加募集の周知を行うなどしております。また、警察、交通安全協会、交通指導員、学校、保育園関係者や各種団体の役員等に集まっていただき、春と秋の全国交通安全運動に合わせて町の交通安全対策会議を開いております。その中でも、高齢者の交通安全対策についても確認をしているところでございます。さらに、今年度から、高齢者の交通事故対策の新たな事業として、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） これは全国的に取り組んでいる部分と、いろんな講話とか安全教育だったり、あとは交通安全のグッズ、簡単なものでいいと思うんですけども、反射板とか、そういうグッズを作成するとかという方法も必要でされていると、広報活動をさらにしていただきたいなというふうな思いを感じております。

また、先ほどおっしゃいました秋の交通安全運動が、令和元年9月21日土曜日から9月30日月曜日までの期間実施されます。その中で、重点するものとして、子どもと高齢者の安全な通行の確保、高齢運転者の交通事故防止というものを入っておりますので、これは警察と連携し、協力し、本町の皆さんのために、高齢者のために取り組んでいただければと思います。

以上をもちまして第1の項目は終わらせていただいて、次の学校の安全対策についての質問をいたします。

これは、簡単に言ったら、私が数回している質問に対しての過去の答弁をいただいた中で、ちょっと疑問に思ったことがございましたので、確認、追跡みたいな感じで質問をさせていただきますので、内容と詳細な御質問はいたしません。

それでは、門の管理、不審者訓練等に関する過去の教育委員会の答弁と各学校の現状について、これは、平成29年6月8日、第2回定例会一般質問の内容になります。

まず、学校の安全対策の基本中の基本である門の管理の徹底でございますが、いまだに理解していないような現場があるように感じております。小・中学校全てではございません。必ずあいている、たまにあいている、ここ数か月、夜間必ずあいている学校がございます。これは、学校保健安全法、文部科学省の方針を根拠として問いただしてきました。それでは、教育委員会として、現場をどのように認識しているのかというのと、過去に答弁した内容も含め

て、どのように現場に伝えているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） 失礼いたします。校門の管理に関しましては、平成29年度6月議会の答弁で、不審者等を校内に侵入させないための対策としまして、各学校は、不要な校内への立入禁止を示す看板の設置及び防犯カメラによる監視と目視、職員による部外者への声かけ、校門の閉鎖等を行っているところだとお答えしております。また、不審者対策に関しましては、町内小・中学校では、不審者侵入時の対応マニュアルを作成し、このマニュアルに沿って対応を行っており、また同時に、不審者等対応避難訓練等を計画実施し、児童・生徒の安全な避難、安全確保ができるようにしておりますとお答えしております。

御質問の校門の管理の学校の現状に関しましては、児童・生徒の登下校時以外は門を閉鎖し、防犯カメラによる監視の実施及び職員による見回り等、適宜行って、不審者等の侵入防止を図っております。今後、教育委員会では、改めて各学校や社会体育の利用団体に対しまして、校門及び裏門等の開閉の管理について、閉め忘れ等のないよう指導を徹底してまいります。

不審者訓練につきましては、町内の小学校では、毎年、不審者侵入に対する避難訓練を実施しております。具体的には、職員が不審者役となり、実際の不審者の動きを想定して動き、不審者の侵入について知らせる方法を工夫し、全校児童・生徒を安全な場所に避難させるといった訓練を実施しています。なお、各小学校とも訓練の際に、大津警察署のスクールサポーターに講師をお願いして避難訓練を実施し、訓練後、講話をしていただいております。また、職員に対しては、不審者対応についての講習の実施、避難訓練に関しての改善等を御指摘いただくなど、関係機関と連携して取り組んでいます。そのほかに、不審者対応マニュアルに沿った職員研修を実施し、緊急時の役割分担や動きの確認等を行っております。また、児童・生徒に対して、日常的に安全指導の徹底を図るなどしております。

今後も、学校における安全確保のため、職員の危機管理意識の向上を図るとともに、児童・生徒の安全な避難、安全確保ができるようにしてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 過去に尋ねた部分で、特に分かりやすいのは、皆さんが働いている役場2階から後ろを振り返ると、そこにある学校の正門は常にあいております。その部分と、あと夜間においては、社会体育という表現もありました。これは学校の先生が帰った後に、社会体育で利用される方がいらっしゃるということで、もしもその方たちが利用し、そのまんま帰られたというケースも想定できるかなというふうに感じました。なお、放課後児童クラブ、学童保育においても、もしかしたらその門を利用し、その保護者に周知徹底されてない場合は、戸締まりを忘れていたのかなというふうに感じております。これは、池田小学校の事件が大きくピックアップされますが、ほかにも、最近ではお茶の水女子中学校の方で不審者が侵入したと

いう事案もございます。宅間元死刑囚は、門があいてなかったら、乗り越えてまでは侵入しなかったという部分で、さまざまな今、世の中で、京都アニメーションの事件だったり、カリタス学園の事件だったり、交番の襲撃だったり、障害者の施設の襲撃だったり、新幹線での殺傷事件だったり、信じられないような事件が起きております。菊陽町においても、7年前になりますが、刃物を所持した男が子どもの声がうるさいと、公園で騒いでいることがうるさいということをつきかけにした殺人未遂事件が起きており、私も認識して、これは怖いなと思ったのが、子どもたちが下校中に、熊本市で殺人未遂を犯した人間が、菊陽町の武蔵ヶ丘7町内、8町内を100キロ近くで逃走し、それにあわせて、警察車両10台、ヘリコプターが飛んで、最後は合志市の方で確保されたんですけども、ちょうど下校時であったということで、本当何が起きるか分からないということで、災害でよく使われます正常性バイアス、私どもの学校、私のところは起きるはずがないという錯覚に陥らないように、これは常に厳しく言わせていただいております。

質問の中では、不審者訓練のところまでは触れなかったんですけども、不審者訓練の実情等々を説明いただきました。後に残してたんですけども、不審者訓練の現状は認識しました。その中で、不審者が入ってきたとき、刃物を所持した人間が入ってきたときに、説得したり、退居するのが理想ではございますが、そう簡単なものではないと私は考えております。暴力の抑止と、基本的にここまでは望みませんが、現行犯逮捕、取り押さえて法に基づいて警察に引き渡すというところまで、なおまた時間を稼ぐというのが大事だと思うんですが、ここにおいて、前回、質問、答弁でいただきました防犯に関する用品、さすまたについて、装備が学校等なされていると思います。役場にもあります。それについて、認識だったり、本数の変化だったり、代替の防犯グッズがございましたら、確認のためお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） さすまたの数ですけども、各学校2本から5本あるということです。

置いてある場所は職員室や校長室、それに事務室や教室に置いてあります。また、使い方につきましては、大津警察署のスクールサポーターに講師を依頼し、不審者対応訓練の中でさすまたの使い方、またさすまたがないときに有効なデッキブラシやほうき、それから傘やパイプ椅子などの使い方の指導を受けておるところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） さすまたという言葉においては、これは江戸時代、昔からあるものではございますが、基本的に学校の安全のために、平成18年、19年ごろから菊陽町学校、保育所等々に設置されております。また、役場においても、不審者だったり不当要求者、いろいろなトラブルがあった場合に、やむにやまれず使用するのかなというふうに思っております。なお、またJR、病院、高齢者の福祉施設等々にも、最近、さすまたを設置したということで、その部分で、もう一度、さすまたの効果とか、さすまたについて、ちょっとどのように考えている

のか、よかったらお尋ねしていいですか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） さすまたを使うというのは、非常に抑止ということもありますが、逆に、それを不審者の方がとってするような危険もあるということも警察の方でお話があつております。ですから、道具の使い方というのは非常になかなか難しい部分もあるのではないかと考えております。それ以外の方法も、警察の方でいろんな形でお話をなさってますので、私たちがそういうさすまたについて、なかなかいい部分があれば、なかなか難しいなということもあるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） さすまたにおいて、常に確実に使えるように訓練が必要であるということと、日本全国の警察署、交番、駐在所にさすまた等、今はシールドとって、盾を配置するところもありますが、さすまたについては、使い方次第、訓練を受けていないとやはり難しい部分はあるのは否定しません。その部分では、スクールサポーター竹下氏に指導していただくのもいいんですが、たまには警備課、警備部、また機動隊、菊陽町には機動隊の柔道の先生も住んでいらっしゃるの、警察機動隊とか、この人たちはテロ関係だったり、何かあったときに必ず確実に動けるようなノウハウを持っている方たちになります。生活安全課、地域課の皆さんもそういう技術だったり指導はできると思うんですけども、そういうことも考えられてはいかかなというふうに思っております。

それではですが、子どもたちの安全の確保、楽しい学校生活を送るために、不審者が入るはずがないというふうな認識は持っていないということでございますが、子どもたちを守って、それからICTだったり、いろんなことが、勉強、英会話もできると思いますので、それにあわせて、教育長、防犯、こういう事案に対して、どのように感じて、思われているのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 議員におかれては、日ごろより、子どもの安全に対して心を開いておられることに敬意をまず表したいというふうに思います。

今年の5月でございましたが、5月の当初に、信号待ちをしていた園児の列に乗用車が突っ込むと、そのわずか20日後には、川崎市で、本来安全を確保するためのスクールバスを待っていた小学生が次々と刺されるというような凶悪な事件が起きております。このように、子どもたちが犠牲になってしまった理不尽で悲惨な事件や事故が、今年度相次いだところでございます。このことは、子どもの命を守るという責務を負う、私たち教育関係者にとりましては、まさに衝撃的な事件でございました。いま一度、これまでの取組を見直すとともに、繰り返し、繰り返し、点検や訓練を実施することの大切さを今実感しているところでございます。

今後は、より一層、地域の皆様方、あるいは警察などの関係機関の皆さんとしっかりと連携

して、未来を託する菊陽町の子どもたちを守る取組をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。どうぞ御理解、御協力よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） これが皆さんの考え、思いが、これは災害と一緒に、事件に対してはどういうふうに対応すべきかというのはとても難しい分野でございますが、今できることをしっかりしていただきたいと切に願ひまして、最後の質問に参ります。

通告においては、子ども議会についてというふうに通告をしております。時間短いので簡単に言いますが、過去に、中学生を対象とした子ども議会が、本町においても開催されております。これは、平成23年度第1回菊陽町子ども議会として、平成23年8月9日に、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校から選出されました13人の生徒が議員となり開催されたもので、目的として、未来を担う子どもたちが、菊陽町の将来のことや疑問に思うことなどを執行部に質問したり提案したりすることを通じて、町政や議会の仕組みを理解してもらうこと。まちづくりの主体としての意識を高める契機とするものとされております。議会の進行は、中学生が議長になり、代表の8人の生徒が一般質問を行い、町長、教育長などが答弁を行っております。

この内容等は、私が今説明しましたので、答弁においては、今後計画しているのか、どのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えをいたします。

将来を担う子どもたちが、行政や議会を身近なものとして早くから関心を持ち、主権者としての自覚を持つことは大変重要なことでもありますし、教育的に大変有意義なものだというふうに考えております。そこで、今後、子ども議会の開催に向けて、学校と協議しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 第1回と称して、かなり年月がたっているのかなと思っておりますので、ぜひとも子どもたちの思いや考え、関心を高めるためにも計画していただいて、実行していただけたらと、強く感じております。

最後に、菊陽町において、安全で安心して幸せに安定し、個性を出し、さまざまな夢を追い、たくさんの可能性を持ち、未来を担う子どもたちのため、また先輩たちのために楽しく過ごせる町になるために今回は質問しました。最後までありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

昼食休憩いたします。

午後は13時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時9分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に続き会議を開きます。

廣瀬英二君。一般質問を許します。

○1番（廣瀬英二君） 皆さん、こんにちは。議員番号1番の廣瀬英二でございます。

本日は、たくさんの傍聴、本当にありがとうございます。私、議員になって4か月が過ぎました。振り返ってみますと、本当、使命感と緊張感であつという間の4か月でございました。また、今年1月には、町政50周年、また元号が令和に変わる節目の年に、新人議員として町の発展に活動できることについて、非常にうれしく、ありがたく思っている次第でございます。これも支援者の皆様のおかげだと感謝をしている次第でございます。

また、町政50周年の歴史の中で、先人たちの御尽力と地域の皆様方の積極的なまちづくりへの参画、そして町長はじめ行政の皆様方、そして議員の皆様方の努力により、熊本県の中でも輝かしい発展の町として注目を集めています。皆様方の御努力に対し、心より敬意を表すものでございます。

しかしながら、時代の変化により、道路渋滞の問題、交通弱者対策、総合体育館建設、また三里木駅から空港までのJR延伸問題など、新たな課題もたくさんございます。それぞれが見識を高め、行政、議会が今まで以上にスピード感を持って前進する必要があると思っております。それが地域住民の願いであると考えております。

本日の私の質問は、これらの問題を解決すべく視点から、今後のまちづくりの指針である第5期菊陽町総合計画の中から2点、そして地域の問題として2点について質問をしたいと思います。質問については、質問席から質問をいたします。どうかよろしくお願いをします。

それでは、まず光の森駅と立体駐車場を結ぶ自由通路計画についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君に伝えます。

挙手をしてからお願いします。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 大変失礼しました。光の森駅と立体駐車場を結ぶ自由通路計画についてということでお尋ねをいたします。

まずは、皆さんも御承知のとおり、光の森駅及びゆめタウン光の森の利用者は年々増加をしております。特に、ゆめタウン光の森は、今回の増床により、土曜、日曜に限らず、平日にも大変なにぎわいを見せています。駅とゆめタウンの立体駐車場を結ぶ横断歩道の利用者は、自由通路を利用する人とJRを利用する人で約5,800人の利用状況となっております。特に、駅前には変則5差路になっており、朝夕の通勤通学時間帯は、歩行者と車の交錯で混雑はひどい状態でございます。歩行者の安全と車の渋滞緩和の面からも改善が必要であると考えております。

第5期菊陽町総合計画でも、生活道路整備の具体的な施策の中で、自由通路検討とありま

す。次の4点についてお尋ねをいたします。

まずは、駅の利用状況及び周辺道路の混雑状況についてお尋ねをします。よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えいたします。

光の森を中心とする地域は、町内でも人口が増加している地域であります。また、公共交通の基軸でありますJR豊肥本線光の森駅があり、ゆめタウン光の森店のほか、さまざまな店舗が立地しており、にぎわいが創出されております。議員御質問の光の森駅の利用状況につきましては、平成30年度の1日平均乗降者数は約5,400人で、光の森駅が開業した翌年の平成19年度、2,300人の約2.3倍に増えている状況であります。駐車場の利用に関しましては、今年の6月に、駅北側のゆめタウン光の森店の立体駐車場内に駐輪スペースを確保したことから、以前と比べて163台が増台となり、利用しやすくなりました。新設した駐輪場の現状としては、約7割の利用状況であります。また、駅前横断歩道につきましては、朝夕、休日には混雑している状況にあります。周辺道路の交通状況につきましては、熊本市中心部へアクセスする主な経路となっている県道住吉熊本線の交通量の状況は、平成27年交通センサスによれば、1日の自動車交通量が約2万台となっております。交通センサスの結果でも分かるように、県道住吉熊本線が慢性的な交通渋滞を引き起こしているため、その周辺の道路にも影響を及ぼし、この地域の交通渋滞の要因の一つであると認識しており、喫緊の課題として捉えております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 廣瀬英二です。参考に申し上げますと、私、実際3日間、現地に行って調査をしました。やはり本当、これは朝7時から8時まで、横断歩道をする歩行者の方、これが1時間で450から500人です。それと、朝7時から8時まで、横断歩道を横切る車、これが350台から400台ございます。そういう中で、非常に朝夕の通勤通学時間帯、これは混雑がひどい状態でございます。それと、ゆめタウンを囲む4つの交差点について、これはイズミさんの方が専門家に依頼をされて調査をされております。これは増床に伴う大規模小売店立地法変更届にかかわる調査ということで、そういう数字もいただいておりますけれども、まず4交差点の通過交通量が10万4,000台ほどございます。それで、その中で一番光の森駅に関する交差点が、これは東交差点でございます。ここが1日に、朝の8時から夜の24時までの調査でございますけど、1万9,351台通つとると。それと、一番ピークの時間帯が18時から19時までが1,526台です。これは東交差点というのはベスト電器の前のあの交差点でございますけど、非常に光の森駅の横断歩道を渡るときに、要するに、車と歩行者の交錯が出てまいりまして、非常にあの付近は混雑をして、それがひいては向こうのベスト電器前の交差点の渋滞にも影響をしておるような状況でございます。それと、車が境ノ松踏切、正確には鉄砲小路踏切といいますが、あちら方面に抜ける車もかなり多いです。これ私、実際3日間見た中で、これは大変

だなど、何とかせないかなということ、実感をしたところでございます。

それと、県道住吉熊本線改良に関する、この要望書については、後藤町長が2月22日の日に、熊本県に対して、その要望書を提出をされております。ただやはり、今からこれを改善していくためには、非常にまだ時間がかかるという部分もございます。これは国、県、町、そういう部分の道路の対策の遅れもあると思っておりますけれども、この辺は今後の推移を見守っていきたいというふうに思っております。

状況は、今私、説明しました。それから、矢野課長からも御説明をいただきました。実態はまさにそういうのが実態なんです。そういう実態を、いかにこれを、町民の声を聞きながら、生かしていくかと。早くつくっていくかというのが、私、議員に与えられた一つの仕事ではなからうかというふうに考えております。

それでは、2番目の昨年のイズミと地域住民への説明会の内容についてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） お答えいたします。

ゆめタウン光の森店の増床計画に当たりまして、設置者であります株式会社イズミから、近隣住民の方を対象に増床計画の概要、交通対策、それから地域貢献計画等についての説明会が行われておりますので、その概要を説明いたします。

説明会は、昨年の8月2日の近隣区長説明会、8月16日の光の森7町内説明会、それから10月3日の熊本県大型店の立地に関するガイドラインに基づく説明会、本年2月10日、11日の大規模小売店舗立地法に基づく説明会が行われておりまして、延べで137名の方が説明会に出席されていると伺っております。このほかにも、近隣住民の方への個別説明会が行われていると伺っております。

設置者の説明では、増床計画の概要につきまして、現在の店舗面積を7,457平方メートル増床しまして、増床後の店舗面積を4万7,534平方メートルとすること。それから、駐車場の収容台数を356台増やしまして、変更後は3,740台とする計画であること。そのほか増床に関する説明がっております。交通対策につきましては、町道の改良、駐車場出入口の位置変更、分散誘導としまして、光の森駅前に立体駐車場の新設、誘導計画、それから警備員の配置計画等についての説明がっております。地域貢献計画につきましては、熊本県のガイドラインに基づいて説明がっております。

設置者の説明に対する近隣住民の主な意見としましては、地域全体の交通渋滞に対する意見の中で、県道住吉熊本線と辛川鹿本線の交通渋滞対策について改善を求める意見がっております。また、生活道路への車両の流入対策、警備員の配置、駐車場の出入口の位置等についての具体的な対応を求める意見がございまして、設置者からは、できるだけ対応するとの回答がされております。そして、光の森駅前に立体駐車場が建設された場合、光の森駅周辺の交通量がさらに増加することから、光の森駅から立体駐車場を結ぶ自由通路の配置や鉄砲小路踏切の拡幅を要望する意見がっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

認識は、今、部長さんおっしゃった内容と、私が把握している内容は、ほぼ一緒かなと。そういう認識は、お互いに認識共有できたんじゃないかなと思います。だから、あとは今後これをどうしていくかということが大切な問題でございます。

それでは、3番の検討の進捗状況についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） お答えいたします。

光の森駅と立体駐車場を結ぶ自由通路の進捗状況につきましては、駅舎を管理運営していますJRと南口への自由通路を管理しております熊本市、それから道路上空通路連絡協議会委員の県や警察とも建設に向けた協議を進めております。また、立体駐車場の設置者であります株式会社イズミと自由通路建設に向けた協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それはもう何回ぐらいの打ち合わせと申しますか、協議の段階までは行ってないと思いますが、その辺はどうでしょう。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） JRと熊本市につきましては、今まで両方2回、協議を行いまして、駅に接続することについては合意を得ております。イズミさんにつきましては、もう増床計画のときから随時協議は何回も行っているという状況でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） そういう中で、やはり今から進めていくことに当たって、負担割合をどうするのか。イズミにどれだけ負担を願うのか、町がどれだけ負担するのか。これは非常にテクニックの要る交渉事だと思います。それは私も理解をしております。そういう中で、ただやっぱりお客様の安全性の確保、それと渋滞の緩和、そういうことから、町とすれば、そういう方面からしか向こうと話す中では、そういう切り口からでない、交渉がなかなか向こうの思うつぽになるということで、ただやっぱりお客さん、ゆめタウンを利用される立場からすると、駅からおりて雨にぬれずにずっと自由通路で、1キロぐらいにわたってずっとお店を回遊できる、この利便性が絶対必要だと思います。そういうことで、またこれはちょっとつけ加えておきますけど、ゆめタウンの方は3階の高さと、それからJRの高さを一緒に合わせておるということでございます。それと、後の使い勝手を考えて、駐車場も4階の駐車場を設置をしております。だから、あとはそのこの通路をつなぐだけということになっておりますけど、これがまた、私たち素人が考えるような簡単なことではないというのは理解しておりますけど、ぜひそこはスピード感を持って、前向きに交渉をしていただきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 1番目の光の森駅と立体駐車場を結ぶ自由通路計画については以上でございます。

次に、2番目で、新駅の設置について。これは、図書館付近ということで。4。はい、はい。

○議長（上田茂政君） 廣瀬議員、焦らずゆっくりでよかですから。

○1番（廣瀬英二君） いやもう初めてですね、そうそうたるメンバーがいらっしゃるものだから、ちょっと上がってしまっていて、傍聴の方もたくさんいらっしゃるものですから、ちょっと上がってしまいました。ありがとうございます。

そしたら、(4)番のいつごろの完成を目指すのかということでお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） お答えしようと思って、飛ばされるかなと思いましたが、せっかくでするのでお答えさせていただきます。

光の森駅からの自由通路につきましては、町の総合計画の基本施策の一つであります。というのが、まちづくりの総合計画の中で、目標の一つに、これ都市像でありますけども、「活力にあふれ、にぎわうまち」というのを掲げております。また、菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載しました、いわゆる町内外からのスムーズな人の流れをつくるというところでも取り組む事業として掲げているところでもあります。

この自由通路を整備するというのは、いわゆる豊肥本線が走っておりまして光の森駅があって、大変な交通渋滞等も起きておるようなゆめタウン光の森がすぐ近くにあるということで、駅とそういう商業施設を結ぶ、熊本県内の中でもこういうことができるというのはこの場所ではないかということで、総合計画にも前からずっと上げてきたところでもありますけども、そういう意味で、これを整備することは、光の森駅周辺の安全な通行や駅利用者の利便性の向上、及び交通渋滞の緩和のためにもぜひ整備する必要があると認識しておりまして、今回、立体駐車場ができて、そこからつなぐような準備もできとることでもありますので、早期の実現を目指して、株式会社イズミさん、それから熊本市やJRと、そういうところとの協議も要るかと思っておりますけども、早期の実現を目指して、ぜひこれできるだけ早く実現したいなということでありまして、それをすることによりまして、町の都市像の一つ、「活力にあふれ、にぎわうまちづくり」にもつながっていくということで、大事な事業として、早期の実現を目指してぜひ取り組んでいきたいということでありまして、また議会の皆様にも当然、そういう進める段階できちんと報告しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 前向きな発言、ありがとうございます。

続きまして、新駅の設置についてお尋ねをします。

これは、計画の中では図書館付近というふうになっておりますので、これについてまずお尋ねをします。これ、新駅予定地である杉並木公園、今申し上げました図書館付近は、周辺500メートル圏内には公的機関の図書館をはじめ、第三セクターの「さんふれあ」、それから文化的な癒やしの場所として多くの方が利用されております。北側の方は、私も調べましたけど、約2,000人、公園から図書館の利用、それから「さんふれあ」の温泉とか食事とかなんかも全部調べました。これが約2,000人です。それと、南側の方には、500メートル圏内にも複数の大規模商業施設が散在しております。その中で、阿蘇製菓の跡地、これにつきましても、今開発が進んでおまして、来年の3月ですか、6店舗がオープンをするという内容になっておるようでございます。

それと、近くには大型マンションがいっぱい建ち並んでおります。ですから、近い将来は、光の森のゆめタウンに負けず劣らずか、そういう感じになるんじゃないかなというふうに思っております。それと、そういうことで、駅をつくることによって、ゆめタウンと、今度、今計画をしておる駅、そこに駅ができた場合には、お客様が分散をするんじゃないかという部分も、私の考えの中にはございます。

そういうことで、環境については、今申し上げましたけれども、まず次の4点についてお尋ねをします。

新駅設置についての基本的な考え方について教えていただきたいと。よろしく願います。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

今、議員が申されましたことと重複する部分もございますけども、回答させていただきます。

J Rの新駅につきましては、三里木駅と原水駅間で線路をまたぎます町道下原線の杉並木陸橋付近、図書館の横あたりに、J Rに対しまして新駅の設置を要望しているという状況でございます。

線路の北側には、平成10年6月にオープンしました杉並木公園、それから平成12年6月にオープンしました「さんふれあ」、それから平成15年秋に開館しました図書館といいました町の中核施設などがございまして、今後、総合体育館も計画しているというところでございます。また、南側につきましては、町施行の菊陽第二土地区画整理事業がほぼ完了いたしまして、御存じのとおり、人口も増えてますし、あわせまして、商業施設が集積しているという状況でございまして、今後も駅周辺予定地はさらなる発展の可能性が高いというふうに思っております。

新駅の設置につきましては、新駅予定地の周辺の開発はもとより、北側でいいますと、杉並木公園線の延伸などの道路の整備も必要だというふうに考えております。これらを推し進めることによりまして、新駅設置がより現実的なものになるんじゃないかというふうに考えておる

ところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） やはり新駅をつくることによって、効果というのは非常に大きなものがございまして。まず、交通渋滞の対策、緩和策というのが1つ、それと高齢化社会対策、これもございまして。それと、スポーツ広場及び「さんふれあ」の利用者に広がりが出てくると。それと、あと藤崎台県営球場あたりの、そういう施設も誘致できるんじゃないかという部分もございまして。それとやっぱり、今年の夏祭にも、私参加しました。非常に多くて、約2万3,000人という記事が広報さくようの中に載ってございました。それだけ、要するにあの地区の利用者というのはどんどん増えております。だから、そういう部分が渋滞の緩和策には絶対なると思う。ですから、確かに環境が整って設備をするという考え方と、まず設備をして、そして環境をつくっていくというのも、これは今後進めていく中で、二者択一みたいな格好になりますけど、これは大切なことだと思います。ただ、これだけ周りの環境が整ってくれば、これは早急に、私は新駅を設置する必要があるんじゃないかなと。道路の関係も、杉並木公園の延伸の道路の問題、それとあそこのセミコンテクノパークから原水駅に抜けるこの道路も、やっぱり時間がかかると思います。これは。それを待っておるのであれば、この渋滞解消というのは、もう10年たっても解消できません。ですから、少しでも渋滞を減らしていくという立場から考えれば、これは私の持論で申し訳ないけど、駅の設置は必要だというふうに思っております。

それとやっぱり、総合体育館も、あと2年後にはまたできます。そうした場合には、やはり道路渋滞の問題、そういう問題も、またいろんな意味で出てくると思いますので、ぜひ、せっかく私、勉強してきたもんで、ちょっと紹介しときますと、アーチェリーが年間21回ございまして。それと、グラウンドゴルフが109回、サッカー大会が124回、そういう部分で、団体競技の団体で見る競技も結構あそこのスポーツ広場は多いです。ですから、そこに参加する方はもちろんあれでしょうけれども、応援される父兄の方々が物すごい多いです。これはこの数の中には入っておりません。私、先ほど1日約2,000人と申し上げましたが、それは入っていないんです。そういうやつを入れれば、かなり利用者は多いと思います。

それと、(2)番で、JRと関係機関への新駅設置の要望書の提出について問います。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

町は、以前からJRに対しまして、継続した要望活動は行っております。今年8月にも、熊本県を通じまして、新駅の設置の要望書を提出し、またこれまでも、JRの関係者の方々と会合等は重ねてきた経緯はございます。実際の平成11年にJRの本社の方に、期成会からの要望書も提出してまいっているところでございますので、この要望活動につきましては、今始まったことではなく、もう25年以上前からお話しは上がってまして、11年にはもうJRの方には要望

したという状況はございます。実際、その時点では、施設等も余りありませんでしたので、そのままでは難しいというのは言われておまして、北側にいろんな施設ができて、そして杉並木陸橋もできて、そして南側には区画整理もできて、一体的にすごく人も集まる、集える場所になってきたかなという思いもありますので、今後、さらに要望はしていきたいと思います。ただ、要望はしましても、いろいろJRの方も条件とかいろいろありますので、そういったものをこちらからも要望したり、協議を重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

それと、(3)新駅設置の要望書の内容について教えてください。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えいたします。

要望につきましては、図書館の横の橋、杉並木陸橋の下付近に新駅を設置してほしいというような要望書でございます。全体的なJRの新駅設置に、菊陽町に限らず、九州管内の新駅設置に関する要件なり、前提条件があるそうでございます。設置が可能な場所であることとか、それから費用負担のこと、それから将来にわたりまして利用客が見込めるのかということ、それからアクセス道路とか駅前広場とかインフラの整備、こういったところはよく言われております。それから、近隣への騒音関係とか、こういったところを課題としては言われておりますので、少しずつでも私たちとしましては条件が整ってきたかなというふうにも思っておりますので、今後さらに要望活動は続けていきたいと思っております。

あくまでも、これは町が要望はしますけど、JRとの当然協議が必要になりますので、その点は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今のお話は、請願駅としての位置づけでございますね。だから、JRに負担で全部JRでつくってくださいよという意味じゃないんですよね。だから、皆さん誤解があると、今日、傍聴の方もいらっしゃいますけど、今、JR独自で駅をつくるというのは、ケースとしてほとんどありません。ほとんど請願駅でつくるとというのが実態となっております。だから、今は熊本のJRの中では、3駅ほど請願駅、平成駅、富合駅、それから西熊本駅と、この3つができておりますけども、4番目に続くように、スピードアップでよろしく願いをしておきます。

それから、要するに、確かに町としても、全額負担ということにはならないと思います。それはやはり法律の中にも、地方財政再建促進特別措置法第24条の中にございます。これは地方自治体が費用の全額を負担するのは地方財政上問題があると考えられていると。そういうことで、全体の流れとしては、約1割をJRが負担をするというのが大方の流れであるように思い

ます。

それでは、最後の質問になりますけど、これいつごろの完成を目指すのか教えていただきたいと思います。これは先ほどと重複するかもしれませんが、私が何で、あえて完成時期をこの質問の中で問うたのは、やはり第5期総合計画、これは平成28年から令和2年までです。この計画というのは、菊陽町民の総意だというふうに思っております。いろいろな有識者の方とか、それから役場の方とか、それから議員の代表の方とか、それから区長さんの代表とか、みんなそういう意見を集約をして、第5期菊陽町総合計画というのができ上がっております。だから、これはもう次に先送りするというのも、それはいろんな事情でできない場合もあると思います。それはずっと第5期まで来ておるわけですから、その中でできる部分とできない部分があります。ただこの新駅設置については、非常にいろんな状況から考えて、これは必要だなと考えておりますので、ぜひ前向きなお答えをいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

町長に申し上げます。声が少し小さいですから、大きな声で言ってください。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、総務部長の方も答弁しておりましたように、過去の方を見ても、菊陽町で熊本未来国体があったときに、その当時も、今の建設予定しておる場所あたりに仮設の駅ができないかということでJRと協議したこともありますけども、その後、要望書も持ってJRの方に要望活動をやったのが平成11年度でありました。当時、それからずっと協議もいろいろJRと協議した、職員時代でありましたけども、私どももかかわっておりましたが、そのとき言われておったのが、やはり菊陽町の中には豊肥本線、非常にこういう利便性のいい町はないと思いますけども、原水駅があって三里木駅、そして当時、武蔵塚駅、そしてまた今は光の森駅もできておりますけども、そういう中でありますけども、三里木駅と原水駅の間のちょうど今、杉並木公園の東の方、杉並木陸橋ができとる橋の周辺のところ、技術的にもJRの方から大丈夫だということは、当時ももらっておりましたけども、ただその当時はまだ駅をつくっても、原水駅とそれから三里木駅に乗る人が分散してくるだけではないかということで、請願駅になりますので、町の負担になりますけども、そういうときに、そこへ駅をつくったことによって、JRの方も結構、そこに駅をつくって止めるということになると、いろんな経費がかかるということで、採算がとれない分については町の負担となりますよということで、そういう話もあって、ずっとそのときすぐにつくるところまで行ってなかったところでありませう。

ただ、現在は、豊肥本線といいますと、ローカル線の中では、JR九州の方からよく乗降者数の持ってきてもらっておりますけども、熊本県内でも一番利用が高いということで、この前は新聞の方にも出とったかと思います。そういうような状況でありまして、現時点では、そしてその時点に、橋を、自由通路が要るとそのときに言われまして、もとの旧の57号線、今、熊本菊陽線になっておりますけども、その南側の方から新しい駅のホームのところまでの自由通

路が要りますよということで、そういうものを入れますと、非常に大きな金額になるということで、待っておったところでございますが、今の時点では、杉並木陸橋もできて、歩道もありますので、そういうのを自由通路のかわりに協議の中で、それがあればいいということに持っていきたいと思っておりますけども、そういう条件等が整ってきましたので、これもまた、そして三里木駅からの鉄道の分岐化、空港の方へ行く、そういう中でも、あそこの駅ができれば、豊肥本線は単線でありますので、離合駅としても使えば、またもう一本ぐらいの便数も増えるんじゃないかと、そういう思いもするところでありますが、JRの方とはいろいろ情報交換やっておりますけども、今後、これについても、さっきまた協議をやって、できるだけ早い時期にということで取り組んでいきたいと思っております。

ただ、廣瀬議員の方から、JRの方も1割ぐらい負担するという、そういう話初めてですけれども、請願駅は請願した者が全て費用負担するというのが原則でありますので、そういう点についてもきちんと協議をした上で取り組んでいきたいというように思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 前向きな回答ありがとうございます。

やはり総合体育館もあと2年後に控えております。ですから、ここはもう、本当早い時期に、大変な問題あると思っておりますけども、ぜひよろしく願いをしておきます。ありがとうございました。

それでは、3番目の鉄砲小路踏切の改良についてお尋ねをします。

鉄砲小路踏切は、豊肥線によって南北に分断されております。地域のスムーズな通行アクセス確保ができない状況にあると思っておりますが、当踏切の現状についてどのように認識されているか、お尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えいたします。

議員御質問の鉄砲小路踏切につきましては、町道境ノ松線と県道熊本菊陽線との平面交錯に位置しており、大型商業施設や路線バスの営業基点が立地する光の森地区と近接しております。町が現地確認を行ったところ、幅員が約5メートルと狭く、通行車両も多く、特に朝の通行時間帯の歩行者や自転車の通行時には、危険な箇所として認識しております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 私も、ここの実態調査というか、3日間やりました。これは朝の7時から8時まででございますけれども、要するに、7時から8時まで踏切を横断する車は約300台です。あそこを横断する車は約300台です。それと、朝7時から8時まで、踏切が降下する回数、これ10回おるんです。そうすると、5分に1回は閉まるわけです。そうすると、朝の通勤通学時間帯で早く渡ろう、早く渡ろうという部分で、非常にあせがったドライバーもたくさ

んいらっしやいます。それと、あそこの旧57号線、あそこも警察本部の方から資料をいただきましたけれども、朝7時から8時まで、阿蘇方面から熊本方面に行く台数429台、それと逆に、熊本方面から阿蘇方面に行く車、これが684台なんです。非常に、要するにいろんな工業団地とか、いろんなそういうところに行かれるんでしょう。もう今は逆転して、熊本に行く車よりも、阿蘇方面に行く車が多いという、そういう結果も出ております。ですから、そうすると後、朝7時から8時まで歩行者とか自転車、こういう方が約70から80いらっしやいます。あの踏切を渡って、だから踏切を斜めに横断される自転車の方、それから雨降りの場合、雨がっぱを着ながら、そこを自転車で渡る方、さまざまでございます。ただやっぱり実態を見た中では、ここも非常に危険な踏切だなというふうに考えております。

それでは、(2)番の地域からの踏切改良の要望書についてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えいたします。

鉄砲小路踏切拡張については、平成28年1月に、菊陽西小校区青少年健全育成協議会会長から九州旅客鉄道株式会社宛てに、歩行者通行の安全を目的とした要望書が提出されております。その後、九州旅客鉄道株式会社から、菊陽西小校区青少年健全育成協議会会長宛てに、JRとしては、道路管理者の菊陽町が拡張工事の体制が整い次第に保障するとの回答が出されております。その回答を受けて、平成28年2月に、西小校区区長会会長から町に同様の要望書が提出されております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今お伺いしましたけど、そのとおりで、当時私も区長をしておりまして、その中で、古川武志さん、今、区長会の会長でございますけれども、非常に熱心な方で、新山交差点にもストップマーク、あれを設置をされたり、非常に安全については御尽力をされた方でございます。それと、それを受けて、岸田さん、当時、西小校区の区長会の会長でございますけど、岸田さんも一緒に仕事をしました。そういう中で非常に面倒見のいい区長でございました。そういうことで、そういう歴々のある方がそういうことで出していっしやいます、要望を。それを踏まえて、早く進めていただきたいというふうに思っています。

それから、(3)番になります。地域からの要望を受けて、町として当踏切改良の基本的考え方及び進捗状況をお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えいたします。

基本的な考え方としては、当該踏切を拡幅し、東側に歩道を整備し、歩行者や自転車と車両を分離することで、歩行者等の安全性が確保されると考えているところであります。今現在は、JRと協議の方を進めている状況にあります。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それは、踏切を拡張をして、その一部を歩行者専用ということで、今の段階では考えていらっしゃるということですね。今からJRと協議する中で、そういう問題は、いろんな詰め作業が出てくるかと思えますけども、それはその方向でぜひよろしくお願いをいたします。

それとあと、これはJR関係への協議について問うということですが、これは協議されておるんですね。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えいたします。

JRとの協議につきましては、昨年11月に、平成31年度から当該踏切拡幅を事業化する予定であるとの説明を行い、JR側から、町が概略計画図を作成した後に協議を進めたいという旨の回答を受けております。その後、概略計画図を作成し、先月に第2回目の協議を行っております。内容につきましては、町道と線路には高低差があり、課題の整理を行ったところであり、今後については、車道についても幅員を拡幅する改良が可能か、警察や県を含めて協議検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、5番目の目途としていつごろの改良を考えていらっしゃるのか教えてください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えいたします。

JRや関係機関との協議の進捗ぐあいによりますが、町としましては、一日も早い実現に向けて努力してまいります。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 地域の方から要望書を出されて、危ないと、何とかしてくれということで要望書を出して、実際丸3年かかるんです。やはり相手があることですから、なかなか思ったように進まないというのは理解できます。ただやっぱりそういう危険な状況をお互いに話した中で認識ができておりますので、いつときも早い完成を目指していただきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、最後の質問になります。

防災行政無線の設置計画についてと、これは北新山区でございますけど、これがようやく予算化されて、もうあと工事をする段階に来ておるということですが、本来であれば、これは議員が質問する内容ではないかもしれませんが、これは区長さんがそういう部分を把握をさ

れて、いつごろ工事に入るのかという部分は区長がするべきところでございますけれども、私が今日質問したのは、やはりせつかく500万円、600万円を出して、そういう高価な防災行政無線をつくるわけですから、北新山区だけに終わってはいかんと。それで、新山区、それから杉並区、どうしても場所によっては聞こえないという声もよく聞きます。ですから、そういうところを補完するような設置でないといかんだらうということで、今日はあえて質問をしたところでございます。

それで、あとやっぱりいろいろ聞きましたけど、今の予定では、私のすぐ横の北公園広場に設置をするというようなお話を聞いておりますけれども、あとスピーカーの位置で新山区が聞こえない場所、それから杉並台が聞こえない場所、そういう部分はそういうスピーカーで調整ができるということを聞いておりますので、そこもあわせてよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

あと(3)番の回答よろしく申し上げます。1番と2番はもうよろしいです。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 3番の質問ということですが、3番目は区の行事等の放送も利用できる機能となるか問うという御質問でございます。

そちらの方につきましては、設置をします防災行政無線には、下の方にボックスがついております。その中にマイクが設置してございますので、それを使って放送ができます。区の行事等の周知にも利用していただけるというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） いきなり3番に飛んでしまいましたけど、一番肝心なことを忘れておりました。工事はいつごろから入りますか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 先日、設置場所につきましては区長さんと協議をさせていただき、場所が、先ほど申されました新山北公園、そちらの方に設置する予定でございます。工事にいつ入るかということでございますけれども、今、発注に向けて事務処理を進めている段階でございます、年度内には完成を目指して行う予定でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 長々と本当、前向きな回答ありがとうございました。

今日、地元の方、たくさん見えておりますけど、安心される部分と、今後に期待する部分、いろいろございますけれども、本当ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時6分

再開 午後2時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さん、こんにちは。議席番号14番甲斐榮治でございます。

48回目になるかと思いますが、一般質問を行います。遅い時間にもかかわらず、傍聴においでいただきまして大変ありがとうございます。今日、私が質問いたしますことは、大変菊陽町にとっては大事なことだというふうに認識をいたしております。昭和55年に、菊陽町の現在を決めるような大きな提言がなされた、それと余り変わらないぐらいに、ここ10年あるいは20年先の菊陽町を左右するような問題であるかというふうに思っております。

この一般質問をつくります前に、担当の方ともお話をし、大体どのような答えになるかというのは想像をいたしました。県が動かない限りなかなか答えづらい、そういう質問の内容でもございますが、あえて今のところ五里霧中でつかみどころがないような問題であればこそ、かえってこの際にしっかりと尋ねておきたい。同時に、尋ねた内容についても、菊陽町の世論の一つになるようにという思いで今日はここに立っております。

では、質問は質問席でさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） ただいま申し上げましたように、端的に申し上げますと、県の事業が2つ、本町内で展開されようとしております。1つは、JRの三里木駅分岐、空港へのアクセスを図る事業です。それともう一つは、菊陽空港線を延伸をして、合志の市道とつなぎ、さらに中九州横断道路につなぐという、そういう2つの事業でございますが、これだけではなくて、今度は町は総合体育館、この事業を考えてらっしゃいます。これはいずれも私としては大変大事な事業、先ほど申し上げましたとおりというふうに考えておきまして、やっぱり町民、議会全てを挙げて成功させなくてはいけないような、そういうものではないかという認識を持っております。

まずは、一番大事なのは、この位置づけ、捉え方ということが一番大事だと思いますので、その辺から聞いていきたいと思っております。

本事業について、町はどのように位置づけているか、お答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） それでは、総合政策課から、JR三里木駅分岐についてお答えいたします。

阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道については、県が事業主体となって、JR豊肥本線の三里木駅から分岐延伸するルートで調査検討が進められております。この空港アクセス鉄道の整備により、長年の課題であった定時性、速達性を確保するとともに、大量輸送も可能になるこ

とが見込まれます。さらに、県民総合運動公園付近に中間駅を設けることで、運動公園へのアクセスが改善し、大規模なイベントの誘致の可能性も広がります。また、熊本地震からの創造的復興が進む空港は、民間委託による空港利用者のさらなる増加が期待されています。

本町としましては、このような機会を捉え、拡大する人の流れと経済効果をしっかりと町内に取り込み、それぞれの地域の活性化を図ることで町のさらなる発展につなげていきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 建設課からは、菊陽空港線延伸事業についてお答えいたします。

菊陽空港線延伸事業は、熊本空港と県道大津植木線及びセミコンテクノパークを結ぶ幹線道路として、県道新山原水線のつけかえによる道路整備で、町民生活の安全性の確保はもとより、経済、社会活動を支える上での基幹的なインフラ整備であり、将来は中九州地域高規格道路へアクセスする産業を支える物流の最重要路線と位置づけしているところであります。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体認識は私と同じだというふうに感じました。この2つの事業、それと同時に、総合体育館もどうぞイメージしておいていただきたいと思いますが、主には県の事業であります。町はただ進展をじっと見守って、その進捗状況を後追いで対策を打っていくというのではなくて、町の発展の大きな機会と捉えて、まちづくりの構想を明確にして、県の事業に対しても積極的に発言し、また要求もする姿勢が必要ではないかというふうに私は考えます。

同時に、阿蘇くまもと空港を中心にしたその周辺自治体、菊陽町、大津町、西原村、益城町、合志市、熊本市、こういった周辺自治体だけではなくて、熊本県、それから九州、日本、東アジアまでを鳥瞰図的に捉える視点が、この事業の場合には必要ではないかというふうに考えております。

多分、この後の私の質問についても、6月の議会の質問と多少ダブりますし、現在、県の状況というのが、調査費が5,000万円計上されております。それをもって、令和2年3月末までに調査を終えて、それから恐らく菊陽町等についてもこうこういうふうになりますよというふうに連絡が来るのかもしれませんが、ですからその前にはなかなか町としても答えづらいという答えが来るだろうというふうに予測はしておりますけれども、だけでも、今申し上げましたように、もう少し積極的に捉える必要がありやしないだろうか。町としてどうするか。この2つの事業を受けとめる町の側として何をすべきかということについては考えておくべきじゃないかというふうに思います。

位置づけは、先ほど申し上げたとおりですけれども、2番、3番に移ります。一緒に申し上げます。本事業について、令和元年6月時点、つまり6月の議会から今日までに、町は熊本県から新たな情報を受け取っているか。

3番目として、本事業に関して、町は熊本県と日常的、または定期的な意思疎通のチャンネルを持っているかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） それでは、総合政策課から、JR三里木分岐についてお答えいたします。

まず、本事業について、令和元年6月時点から今日までに、町は熊本県から新たな情報を受け取っているかについてお答えいたします。

空港アクセス鉄道の整備について、県の担当部署である空港アクセス整備推進室から、町の担当課である総合政策課に対して、事業の進捗状況等について情報提供を受けております。具体的には、県において、鉄道建設に多数の実績と豊富な経験を有する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に調査を委託し、具体的なルート選定のための詳細検討を行っているとのことです。現在、県、同機構、JR九州による協議を実施し、実際の鉄道整備を見据えた具体的な調査検討を進めているとの情報を得ております。

続きまして、本事業に関して、町は熊本県と日常的または定期的な意思疎通のチャンネルを持っているかについてお答えいたします。

空港アクセス鉄道の整備、菊陽空港線の延伸のいずれの事業を進めるに当たっても、事業主体である県との連携は大変重要になります。そのため、空港アクセス鉄道の整備に関しましては、町の総合政策課から県の担当部署である空港アクセス整備推進室と定期的に連絡をとり合い、事業の進捗状況等について情報共有を進めているところでございます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 建設課から、菊陽空港線延伸事業についてお答えいたします。

本事業について、令和元年6月時点から今日までに、町は熊本県から新たな情報を受け取っているかについてお答えします。

菊陽空港線延伸事業の県施行区間について、県から、先月、予備設計業務を発注したと伺っております。このことにより、町、県、双方で予備設計に取り組む状況になっております。

続きまして、3番についてお答えいたします。

本事業に関して、町は熊本県と日常的または定期的な意思疎通のチャンネルを持っているかについてお答えします。

菊陽空港線延伸事業について、現地測量等の作業を進め、ルートの検討を行っていきたいと考えており、施行に向け、県と町との検討の場を定期的に設けており、早期の工事着手も目指しているところであります。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 2番目については、三里木駅分岐関係は、独立行政法人に県が委託をしたということが新しい情報ですよ、今の段階では。それから、このチャンネルの問題です、

県との意思疎通の。これは、両事業とも、片方は総合政策課、片方は建設課という形で、県と意思疎通を図ってるという現在の段階です。それで、今、私の知るところでは、JRの三里木駅分岐等について、総合政策課には県から1人女性の職員が派遣されております。この事業が2つありますけれども、できればどっかで、県との意思疎通ですから、まとめて情報がとれるような手だてではないものか。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（後藤三雄君） まず、菊陽空港線の方でありますけれども、これは県の土木部の方が所管しております。県の方も所管が分かれますと、対応するところが違ってきますので、またそれより上の方にいろいろ話に行くときにはまとめた話はできますけれども、今、菊陽空港線の方は、これはもともと町の方でも、ずっと今の段階でできております旧の57号線のところで止まっておりますけれども、あの道路、菊陽空港線であります、空港の方と結ぶ道路として、区画整理事業もやりながら、独自であそこまで持ってきておるわけでありまして、ずっと要望しながら、県の方と、そして合志市と協定した上で菊陽空港線の延伸をやって、合志市の方は、セミコンテクノパークの周辺からということでやっておられましたけれども、それぞれ役割分担でやっておりますので、所管が違いますので、土木部と、それからJRの分岐化につきましては総合政策課の方で担当しておるということでありまして。そういうことで、県との方の連携というのは、特にJR、鉄道の分岐化につきましては、これは熊本県の中で空港とどこで結ぶかというのは三里木駅からということで、県全体の発展のためにはあそこからということで、もちろん運動公園の方も経由していくということがありますが、そういう中で決まったものでありますので、県の方とは、できるだけ早目に情報をもらいたいと思っておりますけれども、県は県が考えられるところがありますし、今回、県議会が今日から始まって、そういう中で代表質問、また一般質問等も出るという話は聞いていますけれども、そういう関係で、こちらの方に、当然菊陽町が動かなければならないような状況になったときには、もちろん来るかと思えます。ただ現時点では、町の方にも明らかにされておらないし、まだ今、基本的なところの構想を出していくための、そういう段階だということでありまして、待つとる時期は待つとかなければいけないなというところでは思っているところであります。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） 失礼いたします。ちょっと追加でお答えしたいと思いますけれども、先ほど、甲斐議員から、総合政策課の方にアクセス鉄道のために県の職員が来られているというようなお言葉がございましたけれども、実際は、人事交流ということで来ていただいております。当然その中で、総合政策課の課長補佐としての業務として業務に当たっていただいているということをごさいます、そこは御理解いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それは私の認識不足だったかと思えます。課長がそうおっしゃるならそ

のとおりだろうと思いますので。

それから、役所の場合には縦割り行政といいますか、所管課が違くと、全くと言ったら語弊がありますけども、余り横の連絡がとれないというところがありますけれども、現在は所管課が違うのでそれぞれでやってるということだろうと思います。ただ、もう少し段階が進んだときに、例えば町長にお聞きしますけども、菊陽町の職員を県のどこかに派遣するとか、今の人事交流みたいな形でも結構ですから。そして、県からの情報がとれるような形はとれないものかどうか。ちょっと私詳しくありませんので、町長からお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、人事交流ということで、うちの職員を交通政策課の方に1人派遣しております。ただ派遣しておりますので、まだ県の職員の身分的な仕事をしていきますので、そこからもらえる情報はもらえますけども、何か調べて持ってこいというのは、なかなかそういうのは言えないというのが、そこをやったら人事交流といいますか、そういうルールはきちんと守らなければなりませんので、その辺は行っとる職員からとれる情報はとりますけども、こちらとしてぜひいろいろ動いていく中で必要なものについては、きちんとこちらから正式なルールの中でそういう情報はきちんととって行って、とれましたら、また議会の方にはもちろんですけども、地域やら町民全体の方にも広げていきたいということで考えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大変失礼しました。産業スパイ的なことを申し上げたのではなくて、今、町長がおっしゃったとおり、交流で派遣しておいて、耳に入って、自然的にとれた情報については、そういう手だてを打っておいた方がいいんじゃないかという意見でございましたので、よろしくお願いします。

それから、当然、JRの三里木駅分岐、特にこの件については、周辺の市町村も関心を持って見てると思うんです。それで、もしも周辺の市町村、熊本市、益城町、大津町、西原村、合志市等の動き、これで分かる部分があれば教えていただきたい。分からなければ、もうそれはそれで結構ですけども。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 周辺の市町村でありますけども、空港関係の方でいえば、空港の方が民営化したということでありまして、これまでそれぞれの熊本市、そしてうちの菊陽町、益城町、大津町、西原村は空港周辺ということで、株主にもなっておりましたので、空港ビルディングの方の会社の方には行っておりました。それが、今度民営化されましたので、周辺市町の方で話し合っとるのは、空港周辺のうちの菊陽と、それから益城町、西原村、大津町では、一つの協議会といいますか、連携する組織をつくって、単独でいろいろ言える場合もありますけども、今までどおりの連携の中で新しく設立された熊本国際空港株式会社ですか、そこの社長の方も、地域とのそういうことは大事にしていきたいと言っておられますので、そういう協定書みたいなものをつくってきちんと取り組んでいきたいということで思っております。これにつ

いて、議会の議長さん方も、以前から民営化の動きもあったということではありますが、そういう連携もされとるといような状況であります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 益城町とか大津町、西原村、これまでも空港周辺の4町村としていろんな場面で協力もし合うてきましたので、今後、町長がおっしゃったように協議会ができて、そこでいろんな話し合いができて、お互い共存共栄でいけるような関係ができれば大変いいんじゃないかというふうに思います。

それで、この項の最後ですけども、もうちょっと情勢が進んだときに、やはり今の情報とか、いろんな伝わってくる情報を集約して、それを分析して、課題をつくって解決していくというふうな、そういう組織が必要になると思いますが、町長としてはその辺はいかがお考えでしょう。この先の話です、今じゃなくて。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） (4)でお答えしてよろしいでしょうか。

(14番甲斐榮治君「関連するならどうぞ」の声あり)

それでは、空港アクセス鉄道の整備に向けては、今年度は具体的なルート選定や需要予測等の詳細調査が行われている段階でございます。そういうことで、現時点でその後のスケジュールや具体的な事業計画は明らかにされてございません。

町としましては、引き続き、県やJR九州との密な連携を図り、事業の詳細が分かってきましたら、順次町民の皆様にも情報をお伝えしたいと考えております。そして、町議会をはじめ、町民の皆様のご御意見もしっかりと伺いながら、町のさらなる発展に向けて、具体的な取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 建設課でございますけれども、菊陽空港線延伸事業に関しましてお答えいたします。

菊陽空港線延伸事業に関して、先ほど答弁しましたとおり、県は先月、予備設計業務を発注したばかりであり、今後、県と打ち合わせを行いながら、町として協力できることは行ってきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 先の方にも少し入り込んだようですけども、今、建設課の方から、菊陽空港線の延伸事業の件が出ましたので、ちょっとそちらの方を先に質問したいと思いますが、今の進捗状況としては、基本設計ですか、基礎設計ですか。予備設計か。が始まっているということで、菊陽空港線がつながります合志市の取組、合志市の状況、それと、その先の中九州横断高規格道路、これの進捗状況について知らせていただけませんか。

5番目にちょっと入ってます。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） お答えいたします。

合志市の市道福原原水線というふうに言いますけれども、その道路改良が今現在進められております。その改良については、今年度末には完成予定ということで伺っているところでございます。

それから、あと中九州横断道路の件でございますけれども、その情報については、今こちらの方には入ってきておりませんので申し上げることはできません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体、全ての面で進んではいるということですよ。

それでは、さっき4番目を飛ばしましたけれども、本事業に関して、熊本県は町にどのような対応を求める可能性が考えられるか。また、町はこの事業に関連して、町の発展を図るためにどのような施策を考え、熊本県にどのような働きかけをするつもりか。これも先ほどから申し上げましたように、はっきりしない段階で答えにくいところもあるかもしれませんが、今答えられる範囲でお答えをお願いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、空港アクセス鉄道の整備に向けては、今年度は具体的なルート選定や需要予測等の詳細調査が行われている段階でございます。現段階でその後のスケジュールや具体的な事業計画は明らかにされておりません。町としましては、引き続き県やJR九州との密な連携を図り、事業の詳細が分かってきましたら、順次町民の皆様にも情報をお伝えしたいと考えております。そして、町議会をはじめ町民の皆様の御意見もしっかりと伺いながら、町のさらなる発展に向けて、具体的な取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 建設課から、菊陽空港線延伸事業について、4番の質問要旨について、繰り返しになりますが、お答えいたします。

菊陽空港線延伸事業に関して、先ほど答弁しましたとおり、県は先月、予備設計業務を発注したばかりであり、今後、県と打ち合わせを行いながら、町として協力できることは行ってきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それでは、県がどういうふうなことを求めてくるかというのは、もちろん現段階ではなかなか分からないし、言えないことだろうと思いますが、町がどういうふう

してこの機会を利用するかということについて、これも組織的討議はされてないだろうというふうに思いますが、私の方で町民の皆さんから聞いた声を少し紹介したいというふうに思います。

1つは、三里木の分岐に関する件ですけれども、産物等の物流の拠点として空港を考えていたらどうか。私も言われて見に行きましたけれども、熊本市はもう既にIDSという産業が入りましたですね、菊陽の町内に。その道路の向かい側に非常に広大な物流の基地を今つくりつつあります。多分あれは13ヘクタールぐらいあるんじゃないかと思えますけれども、非常に広大な施設ができつつあります。物流の拠点づくりにしたらどうかという声があります。前に、1回、夜間貨物便を熊本空港に就航させるということで、地元の反対があつて実現しませんでした、佐賀に行っちゃいましたけれども、これ生鮮野菜等を大都市圏、あるいは場合によっては東アジアとか、そういうふうに空輸する、そういうことも考えられるんじゃないかということです。

それから、もう一つ出た意見は、観光です。今、鼻ぐり井手では、ボランティアの方が出て一生懸命鼻ぐり井手についておいでになった方に説明をして、努力をしてらっしゃいます。フェイスブック等にもしょっちゅう出てきて、敬意を払っておりますけれども、観光の場合、菊陽の点ではなくて線と面で考えなくちゃいけないんじゃないかと。例えばの話です。熊本城から大分に至る参勤交代の道があります。京町から観音坂通って、仁王さん通り、坪井立町通り、子飼の商店街、夏目漱石の旧居、それから五高へ夏目漱石が通った道です。小峯墓地、ここはいろんな墓があります。歴史上、有名な人の墓も随分あります。泰勝寺、立田山、竜田口、武蔵塚、旧豊後街道は、これは菊陽の中にあります。鼻ぐり井手、白川、江藤屋敷、二重峠、阿蘇全域、こういったのを線で結んで、あるいは面に広げて、そして観光を創出していく。ほかの地域との関連の中でつくっていく。そういうことをおっしゃった人があります。

それから、西南戦争がありました。この舞台としては、鹿児島は城山がありますけれども、実はこの西南戦争の舞台というのは、熊本県全体で戦われています。鹿児島というよりもこれは肥後なんです。だから、その西南戦争に関する史跡、そういったものも網羅して紹介していく。それから、南北朝時代の菊池一族の戦い、こういったものも掘り起こしていったらどうか。もちろん菊陽だけではできないので、線と面に広げて紹介をしていく。今の三里木の分岐等に絡めて、入ってくる人たちにそういうことを広げていく。そのためには、通訳を養成してはどうかという意見もありました。菊陽町の中にはいろんな人材がいらっしゃるの、日本語はもちろんですけども、英語、中国語、それからスペイン語とか、いろんな言語に対応してらっしゃる人材がいらっしゃいます。そういう方々を掘り起こして養成していったら観光につないでいくという方法もあるんじゃないか、そういうことを言ってらっしゃいました。

町民の方々は、ほかにありますけれども、このように、このJRの三里木駅分岐、空港との関連、菊陽空港線とのあれもありますけれども、そういうインバウンド等に対しても大変夢を持ってらっしゃるんです。その夢をやはり吸い上げて実現していくことが大事ではないかという

ふうに思っております。ちょっと紹介をいたしました。

あとちょっとお聞きしておきたいのは、先ほど午前中には、坂本議員の質問にも出てきました、難しい面もあるなというふうに思いましたが、もう一度、この三里木駅周辺、それから免許センター、そこに駅ができるというふうになってますけれども、この辺の土地利用を町としてはどうするのか。これを簡単で結構ですから、もう一回聞かせていただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、今年度は空港アクセス鉄道の取組といたしましては、県の方での取組ですけれども、具体的なルート選定や需要予測等の詳細調査が行われている段階でございます。現時点でのその後のスケジュールや具体的な事業計画は明らかにされてございません。議員が言われますとおり、三里木駅周辺、それから新たに中間駅が設けられます免許センター付近でございますけれども、土地利用につきましても、実際その調査の方が行われて、県の計画が表に出てきた段階で、またいろいろと町民の皆様等と意見を交わしながら進めてまいりたいと思います。その中で、県の方からいただける情報につきましては、町内でしっかりと検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 多少ぶつ切れの質問になると思いますが、道明のところ、甲佐、御船通って、益城を通過って、益城の寺迫から道明の方に来てる道路がございます。それと、国体道路をつなぐ道路構想があったと思いますが、これについては何か言えることはありますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） 甲斐議員が今御質問の路線ですけれども、それは県道辛川鹿本線のバイパスでございます。道明の方から国道443号線、それは道明のところまで第一空港線で止まっておりますけれども、それをさらに辛川鹿本線として免許センター前の国体道路まで結ぶと。その改良のことでございますけれども、今、菊陽町の行政区間の中は県の方が担当しております、熊本市の施行区間がありますけれども、それは熊本市の方で改良を対応するというところでございます。今現在、町の基本構想にも入れておりますけれども、県の方は動こうとしておりますけれども、熊本市の方がなかなか予算化ができてないということで、今ちょっと停滞しているような形になっているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 基本構想に載っていたもんですから、この質問をいたしました。大変大事な道路になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。空港にやはり関連していきます。

それから、もう一点だけ。将来的に、今の状況では、三里木駅で乗りかえといいますか、空

港に行くには、要するに、熊本駅の発着の状況がカバーできないということで、あるいは大津に対する配慮もあるかもしれませんが、単線で来てます。だけど、将来的には恐らく熊本市を考えますと、熊本駅から直通で空港に行くという形になるんじゃないかというふうに思ってます。その辺についての見通しはどなたかお持ちでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは県から出されたのは、三里木駅からの分岐化ということで、三里木駅と熊本空港をピストンでつなぐということ聞いてますので、菊陽としては、熊本から直接行けば、ただ通り過ぎていくだけになりますので、三里木駅で一旦おりてもらおうというのが、非常に将来の方につなげるのがいいんじゃないかと、私はそう思っております。だから、直接乗り入れていけば、熊本の方面から空港に行かれる方は利便性が上がるかもしれませんが、菊陽町としては、やっぱり三里木でおりていただいて、そこから菊陽町のいろんなところに行ってもらって、そういうふうにつなげていくような方に持っていかなければならないと考えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） と私も思うんですが、必ず熊本市あたりから考えたときに、直通というのは出てくると思うんです。その辺も頭に入れておかなきゃいけないんじゃないかなろうかと思って、今お尋ねしました。

それでは、1については以上で終わりたいと思います。大変大事な事業で、もうお分かりだと思いますけれども、私たちも精いっぱい、この件については努力を惜しまずに頑張りたいと思いますので、町の方でもよろしくお願いをしたいと思います。

次に移ります。

光の森多目的広場の東側1ヘクタールの土地をどう活用するのか。一遍にまとめて行きます。6月議会以降、何らかの検討をしたか。今後の見込みはどうか。JR三里木駅分岐とも何らかの関連を考えるべきではないか。以上についてお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、質問の事項といいますか、これについてお答えしたいと思いますけれども、この光の森多目的広場の東側1ヘクタールにつきましては、今言われたように、甲斐議員の方から何回となく質問があっておりますけれども、前回の6月定例会では、仮設住宅にお住まいの方も全員退居されて、仮設住宅の方も解体が終わったところでありまして、そういうような状況であります。それと、2ヘクタールの広場の工事にも着工したところでありまして、昨日、行政報告でも申し上げましたように、今2ヘクタールの方の広場の工事の方も着工して進めておるところでありますけれども、1ヘクタールの使い方につきましては、今まだみんなの家の方が残っておりますが、これについては、これも行政報告で申し上げました。南小学校の方に、あそこの今のみんなの家だけではちょっと狭いので、よその市町村の方でつくった同じようなものを、一緒に菊陽の方に持ってきて、合わせたところで、学童保育の建物を建て

るようなことで、今回予算の方もお願いしておりますけども、そういうところでありまして、この1ヘクタールにつきましては、来年には防災広場の方ができ上がってきますので、防災広場と関連づけるかも含めて、これから具体的な検討に入っていきたいと6月議会で答弁したとこであります。その後の検討につきましては、現在、職員の方から意見をいろいろ聴取するなど、庁内の方での検討は今始めさせております。

また、現在は、いろんな大きな事業が幾つも控えておりますので、1ヘクタールの整備につきましては、2ヘクタールとの関連も含めまして、財源、それから住民ニーズなど、あらゆる観点からじっくりと検討した上で進んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） あと1ヘクタールについてどうするか。私も自分が聞かれても、ちょっと今のところさあというふうな答えしかできないところなんですけれども、隣がもう防災広場というふうに決定をしておりますので、そのことも踏まえなくちゃいけないし、同時にあの周辺にお住まいの方の住民の意向というのも十分に踏まえてほしいと。その上で結論を出してほしいという気がいたします。特に、住民のニーズ等について、よくよく耳を傾けていただいて、方向性を出していただきたいということを希望しておきたいと思います。

次行きます。

町民総合体育館の建設事業について。これについては、もう概略について全員協議会等で詳しい説明をいただいておりますので、ここでお聞きしたいのは、私としては、もうあそこの建設地としては何も申し上げることはないというふうに思います。町民の大方の意見が一致するような場所ではなかろうかというふうに思っておりますが、問題は、先ほどから指摘がっておりますけれども、交通のアクセスの問題です。これをやはり整理をしておかないと、あちこちでまた混雑が起きたりということがありますので、その1と2、建設予定地への交通アクセスの改善についてどう考えているか。それから、三里木駅分岐事業及び菊陽空港線の延伸事業との相乗効果についてどのように考えているか。まとめて、そしてもう一つつけ加えておきますけれども、町民の中には、あの総合体育館が、町民がまず使えて、町民が一番利用できるというのがコンセプトになっております。それはそれで大変理解ができるんですけども、中には交流人口の増加を考えにやいかんのじゃないかと。菊陽町の位置を考えたときに、ほかの市町村からも利用できるようなことも考えるべきではないかという意見がかなりございます。その辺も含めて、まとめてお答えを頂戴したい。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） お答えします。

菊陽町総合体育館等施設整備検討委員会からの答申では、総合体育館の建設場所を、菊陽杉並木公園を連続して拡張できる場所とされ、その選定理由といたしまして、菊陽町の中心に位置していること、また建設予定地の菊陽杉並木公園は、国道57号線に接続する県道辛川鹿本線と町道下原堀川線に挟まれ、アクセスが容易であることに加え、菊陽町総合計画において、菊

陽空港線の延伸と町道杉並木公園線の延伸が計画されていることから、交通の利便性が高いとの評価をいただいております。

また、令和元年8月13日付の検討委員会答申では、総合体育館は菊陽町の現状に鑑み、プロスポーツ競技や国際大会の誘致を目的とする施設ではなく、町民の健康増進とコミュニケーションを図る拠点施設として整備をするとした上で、県内のスポーツ団体や企業が行うスポーツ活動等の会場としての活用も視野に入れた規模とするとの内容であり、施設の利用につきましては、町民の利用を優先しながらも、県内のスポーツ団体、企業スポーツ活動や高校総体等の活用も想定しているところでございます。

公共交通機関及び道路網の充実は、利便性を高め、施設の利用を増加させ、地域の活性化に寄与するものと考えております。総合体育館建設予定地から最寄りの三里木駅までは約1.5キロメートルと徒歩圏内に位置しております。三里木駅の利便性が向上すれば、施設利用者は増加し、施設利用のニーズも増えてくると考えております。また、菊陽空港線の延伸とあわせ、町道菊陽杉並木公園線の延伸が実現できれば、交通の利便性はさらに高まり、総合体育館、総合交流ターミナル「さんふれあ」、図書館や公園の利用者はさらに増え、駅とこれらの施設、または施設間の相乗効果が期待でき、交流人口の増加など、近隣に類を見ない施設群となることが想像されます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体分かりました。先ほどちょっと言いました交流人口の件でも、全く考えないじゃなくて、そこは程度の問題もありますけれども、やっぱり視野の中に入れて考えていくというふうに理解してよございますね。

それと、道路の改善については新山原水線を菊陽空港線の延伸された部分につなぐというふうに理解してよございますか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 総合計画の中で、総合計画に沿って対応していくということと理解しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 総合計画、ちょっと私今ここで見れませんけれども、要するに、新山原水線を菊陽空港線の延伸部分につなぐというふうに理解してはいけないんですか。

杉並木線ですね。杉並木公園線。失礼しました。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） 甲斐議員のおっしゃった路線というのは、図書館方面から東の方に抜ける構想がありますけれども、それは杉並木公園線と申しますけれども、それがずっと東の方に行って、菊陽空港線延伸、そちらの方につながるという路線でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それは理解できました。

それと、総合体育館と、今度は菊陽バイパスとのアクセスを考えたときに、あの踏切は何と  
言うんでしょう。まるよしの横のちょっと広い踏切がありますが、あそこの状態が、いつも見  
ておりますと、ちょっと非常に混雑しておるとい感じがしますが、その辺は何も考えてらっ  
しゃいませんか。あそこは、バスも通ります。光の森のターミナルからずっと回って、あの踏  
切を通過して旧57号線に出たり、菊陽バイパスに出たりしていますが、あの踏切を少し改善しな  
いと、なかなか厳しい状況になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） すいません。道路部分ではございませんけども、あそこの杉並木  
公園線が、お答えしたとおり、公園が要するに2面の道路からアクセスができます。例えば、  
菊陽バイパスがありまして、西側の道路、県道でございます。そうすると、東側の町道でござ  
います。これ東側の道路は陸橋ございまして、また歩道もございまして、乗り入れ等につ  
いて、アクセスについては利便性は高いというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） まだ、ちょっと申し上げたいこともありますが、もう一つ残っておりま  
すので、その方に移りたいと思います。

公共交通の件です。

これはまた、明日、ほかの議員も質問される予定になっておりますので、詳しくは聞きませ  
んが、現在の状況では、西部線、キャロッピー号ですけれども、西部線は今まで図書館で止ま  
っておったものを、延伸をして役場まで直通で行けるような形にする。中央環状線のキャロッ  
ピーは残すと。あとの北小校区とか、それから中部小校区の一部、南小校区、その辺につい  
てはタクシーで対応するというのが大筋の計画になってます。どうもお聞きすると、そういう方  
向で大体試験運行に入るという方向性が出てるようで、少し不満もあるんですが、ただこの公  
共交通というのなかなか100%というふうなことは、住民の要望を100%かなえるというの  
なかなか難しい面があると思いますので、運行をしながら改善すべき点は改善するという、そ  
ういうスタンスを持ってないと、なかなか解決しないんじゃないかという気はいたしており  
ます。

それで、今日は1点だけお聞きをしたいと思います。

一部の認識の中では、西部地区、要するに大体光の森地区から西の方、市街化が進んだ地域  
については非常に便利であるというイメージがあるようですけれども、実は免許証を返納した  
とか、その他の交通弱者とかの例を見ても、大変厳しい面があるということもぜひ考え  
ていただきたい。

それから、花立区の飛び地があります。6つぐらいありますけども、ばあんと離れて存在し

て、熊本市あたりの交通につながる場所もありますけれども、なかなかバスの路線、キャロッピーの恩恵にもあずからないという、そういう地区もございますので、できればそういうところ、西部の方でも厳しい部分については、試験運行の途中であっても、例えばタクシーを導入するとか、状況を改善するとか、そういった可塑性、やわらかさを持っていただけるかどうか。その点についてだけ、今日お聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

議員御質問の、西部地区については、巡回バスのうち西部線がカバーする地域になります。今回の見直しにおいては、あくまでも廃止する巡回バスの代替手段として乗り合いタクシーを運行するものであり、巡回バスが継続して運行する区域にも乗り合いタクシーを導入することは予定しておりません。引き続き、公共交通としての利便性と効率性の両立について十分検討しながら、町民の皆様に持続可能な公共交通サービスを提供していきたいと考えてございます。

なお、試験運行を開始した後も、町民の皆様に新たな制度が浸透するまでには一定期間を要すると考えております。そのため、試験運行の期間は二、三年を予定しておりますが。その間にも、利用者をはじめ、町民の皆様の御意見、御要望をしっかりとお聞きし、見直しを行うなど、柔軟に対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

（14番甲斐榮治君「一般質問を終わります」の声あり）

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時18分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和元年9月5日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和元年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和元年9月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 廣瀬英二君 | 2番 | 矢野厚子君 |
| 3番 | 大久保輝君 | 5番 | 西本友春君 |
| 6番 | 那須真理子君 | 7番 | 佐々木理美子君 |
| 8番 | 中岡敏博君 | 9番 | 布田悟君 |
| 10番 | 福島知雄君 | 11番 | 坂本秀則君 |
| 12番 | 渡邊裕之君 | 13番 | 佐藤竜巳君 |
| 14番 | 甲斐榮治君 | 15番 | 岩下和高君 |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 北山正樹君 |
| 18番 | 上田茂政君 | | |

3. 欠席議員

- 4番 阪本俊浩君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 後藤三雄君 | 副町長 | 吉野邦宏君 |
| 教育長 | 上川幸俊君 | 教育部長 | 吉永公紀君 |
| 総務部長 | 阪本浩徳君 | 福祉生活部長 | 阪本章三君 |
| 健康保険部長 | 服部誠也君 | 経済部長 | 士野公典君 |
| 土木部長 | 小野秀幸君 | 会計管理者兼
会計課長 | 酒井章彦君 |
| 総務課長 | 板楠健次君 | 総合政策課長 | 矢野博則君 |
| 総務部次長兼
財政課長 | 西本一浩君 | 子育て支援課長 | 和田征君 |
| 健康・保険課長 | 東桂一郎君 | 介護保険課長 | 宮川照之君 |
| 経済部次長兼
農政課長 | 古賀直之君 | 建設課長 | 矢野和幸君 |
| 総務課総務法制係長 | 小泉秀和君 | 学務課長 | 矢野信哉君 |
| 施設整備課長 | 山川和徳君 | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

本日は、阪本俊浩君から病気のため欠席の届けが出ておりますので、お知らせしておきます。

それから、執行部に対しまして、自分が答えるときは大きく声を上げて挙手してください。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表しまして、一般質問を行います。執行部には、明確な答弁をお願いいたします。

私は、今回で質問は98回目になるんですけれども、今年の12月が99回、そして来年の3月が100回と、町民の皆さんの声をしっかりと届けていきたいというふうに思います。

それで、今日は、1つが公共交通体系の見直し計画案について、2つ目に小・中学校の教育の環境整備について、3つ目に保育料の無償化に伴う問題についてとしています。あとは質問席から行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、第1の公共交通体系の見直し計画案についてです。

巡回バスについては、町が始められるときから提案をしてきました。さらに、平成29年の12月議会でも取り上げてきました。そのときの内容は、巡回バスについてはさまざまな要望があるので、町として専門家の協力を得ながら町民の要望を把握していただきたいということ、また交通弱者の方に対して、巡回バスや乗り合いタクシーなどをあわせて充実していただきたいと要望しました。今回、巡回バス、乗り合いタクシーの計画の概要について、どうなっているかを質問します。

広報きくよの8月号では、かなり詳しく、見直し案の計画を作成しましたということでお知らせがありますけれども、よろしくお願いいたします。

それで、平成30年度の運行費用が巡回バスは今約2,800万円ですので、この前お話をお聞きしますと、今回は巡回バスの代替えという乗り合いタクシーの導入なので、2,800万円の範囲内というか、約3,000万円ぐらいの運行でやっていくということだと思いますけど、その点も含めてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

町では、今回の公共交通体系の見直しに当たり、昨年度、学識経験者、交通事業者、住民団体をメンバーとする菊陽町交通弱者対策懇話会を開催し、町民のさまざまな御意見、御要望を提言として取りまとめていただきました。その提言をもとに、今年度は菊陽町交通弱者対策協議会を設置し、巡回バスの路線見直しや運行頻度、乗り合いタクシーの制度設計など、具体的な見直し内容について議論を深めています。

こうした協議を踏まえ、7月に公共交通体系の見直し計画案を作成しました。その内容は、巡回バス路線のうち、利用者が多い西部線、中央循環線については乗降者の多い区間を軸として路線の再編を行うものです。具体的には、西部線はルートを菊陽町図書館から菊陽町役場まで延伸し、西部地域から町役場へのアクセスを確保いたします。中央循環線は、現行の大きな循環を2つの小さな循環に再編し、目的地への移動時間の短縮を図ります。また、巡回バス路線のうち、平均乗車人数が4人未満と少なく収支率も低い東部循環線、南部循環線、北部循環線については、バス路線を廃止し、その代替手段として、廃止した区域に新たに乗り合いタクシーを導入します。乗り合いタクシーは事前予約制とし、利用者の自宅とJR駅などの交通結節点、病院、商業施設など、町内の特定の目的地との行き来を可能とするものです。

この見直し計画については、同月に開催しました菊陽町地域公共交通会議においても報告を行い、関係者の御意見等をいただいています。8月にはパブリックコメント手続を実施し、御意見、御要望をいただいたところです。そういった声を踏まえ、さらに詳細な制度設計を行い、乗り合い事業やバス路線変更に係る国の許認可など、所定の手続を進めてまいります。そして、来年1月を目途に新たな公共交通体系のもとでの試験運行を開始する予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 1つは、今巡回バスの費用が30年度でも約2,800万円なので、恐らく巡回バスを減らして乗り合いタクシーを合わせてもその範囲内で考えてるということだと思いますけど、その確認が1つと。あと、乗り合いタクシーの場合は、八女市などは近隣何名か集まって目的地まで行くということでしたけど、菊陽の場合はそれぞれ病院とか、そういうところがどういうふうになるのか、その点もよければ、まだ今から検討されていくと思いますけれども、今ある中で分かっていることがあればお願いしたいと思います。

それから、懸念するのは、市街地である地域は巡回バスを運行させるのですが、足が不自由で、今までも巡回バスのバス停までなかなか行けないという方がどうしてもいらっしゃるんですね。ひとり暮らしだけど、土日だと子どもに頼めるけど頼めないとかありますので、またそういう意見なども出てくるのではないかというふうに思いますが、それは今後の課題だというふうに思いますけれども、今の時点では、先ほど費用をどの程度考えているのかということと、乗り合いタクシーの場合、今考えている菊陽町内での病院とかは着地点というか到着点をどういうふうにご考えておられるのか、その2点をお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

まず、運行経費の件でございますけれども、再編後の巡回バスと乗り合いタクシーの運行経費の総額につきましては、現状の巡回バスの運行経費を目安として今計画の方を進めているところでございます。

それから、主要な着地点ということで、主に病院ということでおっしゃられましたけれども、まず区域ごとに分けてございます。旧国道57号線を南北に分けまして、分けた区域でそれぞれ、今のところ着地点の方を考えているところでございます。

まず、北部地域につきましては、地域内の拠点の病院といたしまして熊本セントラル病院を想定してございます。それから、南部地区になりますけれども、こちらについては熊本セントラル病院、東熊本第二病院、熊本リハビリテーション病院というところで想定はしております。ただし、今の現段階ということになりますので、今後さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、大枠としては巡回バスと乗り合いタクシーはまずスタートしてみ、いろいろ不都合があったときに考えていくということでいいのかなというふうに思っています。その場合、来年の1月から試験運行をされるんですけども、その後2年から3年かけて状況を検証していくということで昨日も答弁がありましたけれども、巡回バスだけしか運行しない市街地、要するに乗り合いタクシーが利用できないところの、先ほど言ったように、巡回バスのバス停までなかなか行けないとか、そういう課題なんかも今後見えてくるのかなというふうに思うんですけど、それはそのときにしっかり検証して次の手だてを打っていくということで進めていただきたいと思います。2番目なんですけれども、試験運行後は町民の意見を十分聞いて検証し、本格実施を目指していくべきではないかとしています。この点について、今の考えをお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

町では、見直し計画に基づく新たな公共交通体系のもと、令和2年1月からの試験運行を開始する予定でございます。試験運行を開始した後も、町民の皆様に新たな仕組みを理解していただき、利用になっていただくまでには一定期間を要すると考えております。そのため、試験運行の期間は二、三年を予定しておりますが、その間にも町民の皆様の御意見、御要望をしっかりと聞きし、見直しを行うなど、柔軟に対応してまいりたいと思っております。そして、運行状況や利用実績なども検証しながら、町が提供する公共交通としての利便性と効率性の両立について検討した上で、本格運行に移行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は今総務常任委員会ですけれども、西本委員長を中心にいろいろ研修なども考えておられますので、今後また他の自治体のことも研究しながら、提案をしていきたいと思えます。

それでは、2番目の小・中学校の教育の環境整備についてに移ります。

現在、かなりの猛暑の中で体育館に空調設置が必要ではないかというふうにしています。また、体育館は災害時の避難所としても使用するために必要ではないかというふうに思えます。この間、学校施設の関係の事業では、かなり平成30年度も行政として努力されて、菊陽北小学校の大規模改造工事をはじめ、西小学校の給食室の増築、改修などが行われています。また、武蔵ヶ丘中学校の建設事業なども行われていまして、かなりこの数年、町としては教育の環境整備について、学校の拡張であるとか改修であるとか、そういうことを重点的に実施されてきているというふうに思っています。

その上で、今町としてはいろんな体育館の建設とか、お金がかかる、財政的にも大変な中ですけれども、これだけ猛暑が続くと体育館に空調設備をしていくことが必要ではないかというふうに考えてこの質問をいたしました。今、町としてどのように考えておられるのか、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

気象庁や環境省などによる気候変動の観測、予測に関するレポートでは、気温は100年当たり1.19度の割合で上昇している、特に1990年代以降、高温となる年が頻繁にあらわれている、日最高気温35度以上の猛暑日は、10年当たり0.2日の割合で増加していると報告されております。昨年の猛暑日が38日を記録しております。気温の上昇に比例しまして小・中学校の児童・生徒の熱中症にかかる割合も高くなってきており、本町では平成26年度までに全ての普通教室及び特別教室において空調設備を整備したところでございます。学校の管理下における熱中症事故のほとんどが、体育、スポーツ活動によるものであると報告されています。本町におきましては、体育館における類似事故は発生していないものの、今後気温の上昇が予想されること、また町内の全ての小・中学校が災害時における避難所に指定されていること等からも空調設備の整備は必要であると考えており、現在、菊陽中学校体育館の空調設備設計業務を委託しているところでございます。体育館の空調設備につきましては、文部科学省所管の補助金を活用して整備する計画としておりますが、熊本県内公立小・中学校の普通教室の空調設備整備率は約62.5%——これは平成30年4月1日現在の調査でございます——と整備されていない教室も多く、国では普通教室への普及を積極的に推進しているところでございます。

一方、県内の公立小・中学校の体育館で空調設備が整備された施設は、現在ない状況にあります。まずは、普通教室の整備が急務とされております。このような状況でありますので、補助金の活用は非常に厳しいというふうに考えております。体育館の空調設備は必要であると考

えておりますので、国や県に対し強く要望していくとともに、施設整備の現状等を勘案し、予算の範囲内において計画的に整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、今どれぐらいお金がかかるのかというのを調査されているというふうに思いますけれども、もう一つは、補助金はどのくらいの補助が出るのか、その辺は分かりますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 一般的な補助金としまして、学校施設環境改善交付金が充てられると思います。これは、大規模改造だとか、そういったところに対応する部分でございます。補助率は3分の1でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長の選挙のときの公約にもあったかというふうに思うんですけども、そういう補助金などもぜひ活用して、検討をしていただきたいなというふうに思います。ただ、県内ほかの学校が6割というのは、なかなかそちらの方も急がないといけないというのも十分分かるんですけども、私は西小学校でお茶のクラブ活動をして、熊本市内の人と一緒に教えてるんですけど、やっぱり西小とかも見て、すごく整ってて空調なんかもきいてるので、すごくいいなというのをいつも熊本市と比べて言われるんですけども、そういうところでは今まで教室とか、そういうところに設置をされてきたというのはほかの自治体よりも早目に取り組みられてきたのかなというふうに思いますけれども、ぜひ体育館についても今後検討していただきたいと要望をしておきます。

それでは、3番目の保育園の無償化に伴う問題についてに移ります。

10月からの保育料の無償化に伴って、町の保育関係の財源に変化はあるのかというふうにしていきます。

保育料の無償化なんですけれども、2017年の総選挙で安倍政権が打ち出された幼児教育の無償化が今年10月から実施されます。これは、皆さんも御存じのように、消費税を財源としているという問題もありますけれども、今回の無償化で3歳から5歳の認可保育所等や新制度に移行した幼稚園の保育料が無償となります。一方、昼食などの副食材料費月4,500円は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになります。

1番の質問で、10月からの保育料の無償化に伴って町の保育関係の財源に変化があるのかという質問なんですけれども、今まで国基準の保育料に対して、町が保育料を抑えるために一定の補助を行ってきたというふうに思いますけれども、その金額が幾らになるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず、今の保育料の軽減のために町がどれぐらい負担してきたのかと、町の保育関係の財源にどのような影響があるのかについてお答えしたいと思います。

本町では、国が定める保育料等の基準額の一部を町で多く負担しまして、保護者の経済的負担の軽減を図ってきましたが、町が負担した金額については、平成30年度実績で約1億6,400万円です。幼児教育無償化後は、保護者の経済的負担軽減のために町が負担した額のうち4分の3は国、県の負担となるため、その額については町の負担が減ることになります。一方で、保育料等の無償化財源のうち4分の1は町の負担となり、平成30年度実績額をもとに令和2年度の町負担額を試算しますと、約1億3,200万円になります。また、無償化前は町の収入であった町立保育所分の保育料については、全額町で負担となります。町が負担するその額は、町立保育所の民営化により多くは軽減されましたが、平成30年度実績額で残る町立保育所2園の保育料は約2,500万円になります。

これらをもとに、御質問の保育料等の無償化による町保育財源への影響を試算しますと、保護者の経済的負担軽減のために町が負担した額と無償化による町負担額の差額は、年間約700万円町負担額が減ることになります。ただし、この700万円はあくまでも平成30年度実績額をもとに試算した数字になります。幼児教育、保育の無償化後は、教育、保育施設の利用者が増え、無償化による町負担額がさらに増額することが見込まれますので、実質的にはこうした町負担減は期待できないと考えておるところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか1回聞いただけでは理解できないのですが、結局結論としては、平成30年度の実績で見ると、町が今まで払っていた分700万円は払わなくていいということになるのかなというふうに思います。ただ、私は、もう少し調べてみないと分からないんですけど、例えば菊池市などは9,000万円ぐらい浮くというふうな話もありますので、どうして自治体でそんなに違うのかというのがまだよくつかめていません。その辺のことも今後調べていきたいというふうに思いますけれども、2番目に給食副食費への町の補助ができないかということ上げてます。これは、町が今まで保育料を抑えるために払っていた財源を一定使えないのかなというふうに、一定使って補助ができないかというふうに質問を考えたんですけども、2番目に移ります。

給食副食費、おやつとかを含めた副食への町の補助ができないかということです。これは6月議会でも取り上げましたが、国の単価で計算すると、菊陽町の場合、全額補助で約1億円というのが必要であり、補助は考えていないという答弁でした。生活保護世帯の児童やひとり親世帯の児童、年収360万円未満相当世帯の児童などの副食費については免除されるそうです。今回の無償化に伴い、町が今まで保育料に補助を行っていた財源、この700万円を活用し、一部補助からでも実現できないかというふうに思いますが、担当課長さんとお話ししましても700万円ではなかなか厳しいということでしたけれども、熊本県内では、ちなみに調べてみま

すと、宇城市が3歳から5歳児の副食全額補助を決めています。2,255万円と報道されています。また、芦北町は全額補助をした場合、子どもの数が菊陽とは全然違いますので、550万円ということです。全国でも子どもの貧困とか、いろいろなことが今問題になっていまして、秋田県横手市、9月議会に副食費の全面無料化を提案する、また兵庫県高砂市など、数自治体が出ています。菊陽でも何らかの補助を実施していただきたいというふうに思いますけれども、6月議会とほとんど変わらないのかもしれませんが、今の時点でどういうふうに考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 副食費への町の補助ができないかについてお答えしたいと思います。

副食費に対する町からの助成については、前回6月定例議会において、国では副食費については従来どおり原則保護者の負担とし、無償化の対象から除外されております。待機児童の解消や幼児教育の無償化など、優先順位の高い事業により多くの財源を投入する必要がありますので、現段階では副食費に対する町負担は考えておりませんと回答させていただいたところでありまして、現段階においてもその点に変更がないということになります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 2番目の給食副食費への町の補助は現段階ではできない、それは国が副食費は保護者の負担というふうにしてるということが大きな原因ということなんですけれども、これは結局、介護保険なんかも以前は食事代なんかは負担がなかったんですけれども、介護保険制度ができて、その後食事とかは負担になっていると、その一つの今度の子育てでも同じような仕組みになっているのではないかというふうに思います。私たちは、自治体独自で保育料を低く設定したりとか、そういう努力をしてくれているのと同時に、副食費の一部補助でも実現を考えていただきたいということを強く要望したいと思います。

今回、今お話ししましたように、国が保育の無償化の対象に給食費を加えず、これまで保育料に含めてきた副食費まで実費徴収の対象にしたことは、私は非常に問題だというふうに思っています。そして、また懸念としては、給食費の滞納が保育所の運営を直撃する、また公立の場合は口座に副食費なども納入するということになるんだそうですけれども、私立の場合などによりますと、徴収によって非常に保育士さんの労働量が増加するということを懸念しています。今でも忙しい保育士さんの労働条件の中で、こういう副食費などを徴収するという業務量が増えてくるのではないかというのを懸念しているところです。

先ほど紹介しました兵庫の高砂市などは、市の予算で、もともと副食費の前に保育料を国の基準より三、四割低く設定して非常に子育て支援をしているという自治体もありますので、今の時点では国の方針どおり、できないということですが、自治体独自でやっている自治体があるわけですから全くできないことはなくて、自治体の姿勢そのものが反映されると思

ますけれども、町長は今の時点でどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、ただいま子育て支援課長が答弁したとおりでありますけれども、今回は保育料も保護者負担がなくなっていくという中で、我が町が一番取り組まなければならないのは待機児童の解消ということであります。待機児童につきましては、入る条件等がそろっておってもどうしても入れない状況でありますので、保護者の方とさせていただきます、保育料も払わないでいいようになったのにうちは入れないということで、非常にそういう要望が強いと思いますので、まずはそちらの方からしっかりと我が町では取り組むべきだと思っております。

そして、副食費につきましても、それまでの保育料の中に含まれていたものが、保育の分については無償になったけれども、副食費についてはきちんとこれまで払ってもらっておった分の4,500円は負担していただくということで、低所得者等についてはまたそれなりの恩典がありますので、まずは待機児童の解消を図って、入りたくても入れない、そういう児童の方の措置の方に、まずはそこに全力を尽くしていきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 待機児童の解消は、私も毎回のように、特に兄弟別々に通っているお子さんとか、あと私はいつもたくさん町民アンケートをお願いするんですけども、子育てのところは非常に要望が強く——今日も手元には持っていますけれども——ありますので、待機児童は本当に力を入れていただきたいというふうに思います。それと同時に、10月からの無償化に伴って、まだまだ私自身も、自治体によって今まで保育料を低く抑えて補助をしてきたところとそうでないところの差がそんなに出るのかというのが今日の段階ではよくつかめてないんですけども、その辺もまた研究して今後とも提案をしていきたいと思っておりますので、今日はこれで終わりたいと思います。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時32分

再開 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） おはようございます。議員番号7番佐々木でございます。

先日、武蔵ヶ丘中学校の挨拶運動に地域の方々、教育委員の方々と参加してまいりました。校門前では、歩いて登校する生徒、自転車を押して登校する生徒、それから武蔵ヶ丘小学校へ通学する児童が交差し、混み合う時間帯でした。朝からの大雨で、傘の容量もあり、心配して

おりましたが、PTAの見守りの役員の方がしっかりと整理され、スムーズに安全に登校がなされていきました。とても安心しました。

今、私が継続的に調査しているのは、役場の東、菊陽空港線と県道瀬田竜田線が交差している交差点です。ここは、中代、上中代、津留の子どもたちが通学しています。保護者の方から危ない通学路ではないかとの情報があり、雨の日、晴れの日と分けて交通量と子どもたちの通学の状況をカウントしております。子どもたちの安心・安全な生活は、私たち大人の大きな願いと思っております。

さて、今回の一般質問は、幼児教育の無償化について、運転免許証の自主返納制度のその後について、それから将来の原水地区道路改修計画についてを質問いたします。

質問は、質問席で行います。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） それでは、1番の幼児教育の無償化について質問をさせていただきます。

本年10月から、幼児教育、保育の無償化がスタートいたします。大きく分けて2つの事業となります。1つ目の事業として、幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたちの利用料が無料になります。2つ目の事業として、ゼロ歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料になります。また、認可外保育施設などでは、3歳から5歳までの子どもたちは月額3万7,000円まで、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4万2,000円までの利用料が無料になります。

1番のゼロ歳から5歳児における待機児童、それから4月1日から現在の推移はどのようになっているのか、まずは今の現状の状態をお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず、ゼロから5歳児における待機児童の3月末、これは4月1日現在になりますが、その数と現在の推移についてお答えしたいと思います。

待機児童の数は、3月末で——これは4月1日現在ですが——30名でしたが、9月1日現在では22名に減少をしております。年齢別の内訳で見ますと、ゼロ歳児は1人から3人、1歳児は12人から7人です。2歳児は8人で、変動がありません。3歳児は6人から3人に、4歳児は2人からお一人に、5歳児は1人からゼロ人となっております。ゼロ歳児は少し増えたものの、他の年齢では減少、あるいは変動なしというふうになっております。幼児教育、保育無償化が10月から開始されますことで申込者が増え、待機児童数が増えることも予想されますが、現時点では無償化による特段の影響はあっておりません。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） その中の、私がいつも文教常任委員会の方で言うことは、4歳児、5

歳児、この2人ないし1人の子どもたちがなぜ入所できないのかということは伝えておりますが、これはまた委員会の方で言いたいと思います。

それでは、幼児教育、保育の無償化について、ゼロ歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料になります。保育を希望される方が、先ほどのお話でもありましたが、増えると想定されます。質問の2番、3番、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児はどのように把握しているのか、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児に対して、どのように周知活動を行うのかをお聞きしたいと思います。

まず、先日配られました広報きくよう9月号に、幼児教育、保育の無償化が始まりますと広報されていましたが、広報きくようだけの掲載ではなくて、チラシとか、ほかの周知方法はないのか伺います。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず、ゼロ、2歳児の住民税非課税世帯の把握方法についてお答えします。

保育所の利用は、保護者が町に対し申請を行うことを前提としておりますが、税務情報は保育所の利用決定後に保育料を算定するために必要な情報となります。税務情報の利用は、本人の同意を得ることで利用が可能とされており、この申請により当該保護者の税務情報の照会を行うことができます。したがって、ゼロ、2歳児の住民税非課税世帯の把握は、保護者からの申請後に把握できるということになります。

続けまして、住民税非課税世帯のゼロから2歳児に対しての周知活動についてお答えします。

ゼロ歳から2歳児までの児童がおります世帯を含めまして、住民への周知活動については、広く一般に周知する方法で対応していきたいと考えております。具体的には、町ホームページでは既に制度の概要、申請手続の方法等について紹介しております。また、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、広報9月号では主に制度の内容について掲載をしたところであります。また、幼児教育、保育の無償化について、詳しい内容を紹介するパンフレットの作成も予定しております。本パンフレットについては、町内の各センターに備えつけるほか、子育て支援課の窓口においてゼロ歳から2歳児がいる世帯などから問い合わせや申し込みがありましたら、このパンフレットを活用して周知活動をしていきたいと考えています。

なお、本パンフレットの作成に係る予算については、今議会において補正予算を計上しております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 政府の子育て安心プランでは、2018年度から2019年度末までの2年間で待機児童解消に必要な受け皿約22万人分、2020年度末までには10万人分の約32万人分の予算を確保し全国の待機児童を解消すると、市区町村ごとの待機児童対策の取組状況、受け皿、拡

大量、待機児童数について公表し、見える化によるさらなる取組の促進を図るとされています。

これらのことを受けて、先ほど町長も待機児童のことをおっしゃいましたが、町は待機児童の解消についてどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（阪本章三君） 御質問にお答えします。

待機児童の解消方策については、菊陽町子ども・子育て支援事業計画の策定過程の中で整理していくこととなりますが、まずは今年度民営化した旧町立保育所5園のうち民営化公募時に定員に達していない事業者に対し、定員増を要請するなどの対応を優先させたいと考えております。

また、保育士確保のための町独自の事業の実施については、過去の答弁において、より有効な支援について調査研究を行うと回答したところです。具体的には、大津町の保育士就職支援助成事業をはじめ、県内の市町村独自の保育士確保事業について情報収集を行っているところです。

保育士確保のための町独自の事業の実施については、個別の保育士確保事業の有効性についてまだ検討の必要があること、また町が独自の事業を実施することで、自治体間での保育士の獲得競争に拍車をかけないか、その点に配慮する必要があることから、引き続き調査研究に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 今回の質問に関しまして、私立保育園の経営者の方にお話をお伺いさせていただきました。幼児教育、保育の無償化で問い合わせが多いものは何ですかとお問い合わせしました。給食費なども無償になると思っている人が多くて、がっかりされているとのことでした。無償化では、働いていない親御さんも子どもを預けるとなると、幼稚園などの対応が大変になると思うとも言われました。しかし、一番困っているのは、先ほど答弁の中にもありましたけれども、保育士の確保に非常に厳しい現状があるということでした。本年3月の文教厚生常任委員会の中で、福岡市が実施している認可保育園、認定こども園及び地域型保育事業所に勤務する正規の保育士に対して、1人当たり上限1万円、月の家賃の補助を行っているとのことに触れて、菊陽町でもという声がありましたが、菊陽町単独で行うと、周辺自治体とのバランスがあるため現在のところは考えていないとのことでしたが、大津町は本年度から大津町で新たに保育士になられた保育士さんに対して、町内の方は10万円、町外の方は15万円の一時金の支払いを行っています。菊陽町でも何らかの保育士確保の後押しとなる事業をしてほしいと強い要望があります。私としては、菊陽町の私立保育園、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業所に勤務する正規の保育士に対して、年間で2万円ないし3万円の補助を行うことを提案します。これは、新たな保育士確保もありますが、長く菊陽町の保育士をやっていた

だくための対策になると確信しています。このことについて町長はどういうふうにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 保育士の確保をするというのは非常に厳しいところがありますけども、今部長の方から答弁いたしましたように、町が独自の事業を実施するという事は非常に大事でありますけども、いわゆる自治体間の獲得競争に拍車をかけるようなことについては非常に慎重にやらなければ、あそこが幾ら出したからうちはどうしことというのは、そういうことにすると、ほかの面でも保育士以外の方々もおられるわけでありまして、いろんなところに影響が出ていくということも十分考慮しておかないといけないと思います。そういうことで、近々民営化したところの施設の方からいろいろ話に来るということでもありますので、その辺を十分踏まえた上で、まずはそれぞれの民営化したときにそういう定数とか、そういうことも含めたところで移管しておりますので、そういう面も含めて、ただいろんな事態が起きておると思いますので、その辺は十分協議をした上で取り組んでいきたいというふうを考えております。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） バランスといつもおっしゃいますけども、先日調べた学校、保育園などの調理師も全然バランスではなくて、合志市も1,000円に上げて、大津町も1,100円に上がっております。ますますほかの町に人材が流れるんじゃないかなろうかと私は心配しているところで

次に、2番の運転免許の自主返納制度のその後について質問をさせていただきます。

令和に入り、高齢者が運転する車による事故が全国的に多発しています。たくさんの方が巻き込まれた大きな事故だったことをテレビ、ニュースで報じていました。それにより、自主的にであったり、家族の勧めであったり、たくさんの方が運転免許証を返納しているのではないのでしょうか。本年度の予算で運転免許自主返納者に対して、約93万円と金額はわずかでしたが、予算に計上されました。6月の大久保議員の一般質問で、運転免許自主返納者への取組とはの答弁では、運転免許返納時の手数料1,100円、タクシー券3万円分を補助するというお答えでした。タクシー会社との協議を進めているとの答弁だったんですが、今年も6か月が過ぎようとしています、何の広報も見ることがありませんでした。運転免許自主返納者に対する取組の啓発について、町へのアナウンス、及び明確な実施時期を伺いますと質問を計画しておりましたが、町長の行政報告で10月から運転免許自主返納者の補助を行うという報告がありましたので、啓発にはしっかりと皆さんに分かるよう、きちんとしていただきたいと思っております。

1番のいつの時期にとありますが、これに何か補足するものがありましたらお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。お答えをいたします。

運転免許証自主返納者に対する支援事業については、タクシー券を取り扱う事業者と協議し

制度設計を進めてきましたが、協議も調い、8月2日に菊陽町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を制定したところでございます。

この事業は、高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納された高齢者に対し、運転経歴証明書の申請手数料1,100円の補助と、タクシー利用券3万円分の交付を行うものです。支援の対象者は、町内にお住まいの65歳以上の方で町税を滞納していない方であり、支援を希望される方は、町に必要な書類を添えて申請をしていただくこととなります。

御質問の啓発の時期ですが、この支援事業の施行日を本年10月1日からとしており、広報きくよう10月号にこの支援事業について詳しく掲載する予定でございます。あわせて、町のホームページにも掲載予定であります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） また、過去自主的に免許証を返納されていらっしゃる方もいらっしゃいます。免許返納証書を持ってこられた方には、いつの時期の返納であっても補助しなければ公平性が保てないと考えております。どこまでさかのぼって手数料、タクシーの補助をするのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

この支援事業の実施要綱の施行日は本年10月1日としておりますが、本年4月1日にさかのぼって適用することとしております。4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けられた方が対象となります。それ以前に自主返納された方もいらっしゃると思いますが、今年度からの事業実施ということで御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） さかのぼる期間を聞きましたが、4月1日からということで、また相談に来られた方にもその返事をしたいと思います。

それでは、将来の原水地区道路改修計画について……。3番があります。失礼いたしました。

私の母は今長崎市内在住で、月に一度、私は母と市内の内科と心療内科、皮膚科を受診していますが、受診し薬をもらうために、長崎市が行っている事業のタクシー券を利用しています。高齢者が1人で複数のかかりつけの病院や買い物などに行くことの大変さを実体験しています。このような苦勞をしているのは、菊陽町の後期高齢者3,903人の皆様も同じだと考えています。後期高齢者75歳以上にタクシー券を配布する計画はないのか、町の考えをお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど総務課長が答弁しましたとおり、運転免許証自主返納者に対して、10月からタクシー券3万円分を交付することとしております。これを75歳以上の方全員に配付してはということかと思えますけれども、菊陽町の75歳以上の人口、ただいま申されましたけれども、6月末で3,903人、これは後期高齢者医療の被保険者数になりますけれども、これを約4,000人として試算してみますと、3万円に4,000円を掛けますと1億2,000万円の費用が必要となります。また、今長崎市のことに触れられましたけれども、長崎市の方はタクシー券の助成を5,000円やっておりますので、これに4,000人を掛けますと2,000万円の費用が必要となります。このように、大きな予算を必要とします。御承知のとおり、現在町では巡回バスのダイヤ等の見直しと乗り合いタクシーの導入を令和2月1月の試験運行を目標に進めております。今のところは巡回バス及び乗り合いタクシーの利用拡大を図ることが先決と思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 町は交通弱者対策として巡回バス及び乗り合いタクシーで対応する計画を今進めているという答弁がありました。巡回バス廃止路線に対しては乗り合いタクシーとなっており、乗り合いタクシーは自宅前から町施設、病院、スーパー、JR駅とつなぐ交通対策を計画しているということでした。ただ、廃止にならない西側の方は巡回バスです。バス停まで歩くのが困難な方はたくさんいらっしゃいます。そして、そのバスさえ通らない完全な交通空白地区さえもありました。これでは、高齢者の方は家に閉じこもりになり、動けなくなってしまいます。今回、後期高齢者にタクシー券をとの提案は、自主的に免許を返納された方、巡回バス、乗り合いタクシーで補えない高齢者のためにタクシー券が必要ではないかと思ひ質問させていただきました。県内では、後期高齢者75歳以上へのタクシーの補助は、小国町では個人負担500円でタクシー1回の利用を可とし、年間最大50回まで、西原町は75歳以上の車を運転されない、できない方に対して1枚500円のタクシー券、これを年間60枚交付しています。

私としては、後期高齢者75歳以上の方にタクシー券などの補助事業をするべきだと提案しますが、町はどのように考えているか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長（服部誠也君） 再度の答弁になりますけれども、先ほども申しましたとおり、今、来年の1月からの巡回バス、それと乗り合いタクシーの導入に向けて進めておりますので、まずはこちらの方を優先的に進めるというところになるかと思ひます。

今議会で公共交通に関する質問は、まず坂本議員の方は運行時間帯の提案をされたかと思ひます。また、甲斐議員の方は運行区域のこと、そして先ほど小林議員、そして今佐々木議員の方は足が不自由な方への対応、そういった提案もあったかと思ひます。総合政策課長が何度も

申し上げましたけれども、そういった意見も検討しながら、全てがそれで解決するかどうかは分かりませんが、引き続き取り組んでまいりますので、御協力それから御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） よろしくお願いいたします。

それでは、3番、将来の原水地区道路改修計画について質問をさせていただきます。

1番の町道下原堀川線の延伸計画はあるのかということで、現在菊陽町の各種イベント開催の会場として数多く利用されている図書館ホールや杉並木公園、「さんふれあ」などの施設が建ち並んでおります原水地区の道路交通網の整備計画についてお尋ねをいたします。

図書館ホールすぐ横の杉並木陸橋が開通して以来、豊肥線の踏切を渡ることもなく、北に行くにも南に向かうにも非常に交通の便がよくなったように思います。しかしながら、この町道下原堀川線は、鉄砲小路地区の県道新山原水線で途切れた状態になっております。北側には、道幅の広い県道大津西合志線も通っております。また、中九州横断道路の整備も計画されております。新山原水線の鉄砲小路地区内の道路は無理やり追い抜きをかける車もあり、朝の交通ラッシュが子どもたちの通学時間と重なるために、区民の方々は通学時の安全確保や地域の安心・安全など、心配事も多いようです。

質問するのは、下原堀川線が県道新山原水線と合流する地点から、県道大津西合志線までの区間です。車1台がやっと通り抜けるような狭隘道路で、距離にして約500メートルです。そのうち菊陽町の分が約400メートル、合志市が約100メートルということです。合志市にとっても、この道路の延伸はいろんな面からもメリットがあると思います。合志市とも連携して、協議を進められたらいかがでしょうか。また、この件につきまして、4年前の9月に一般質問がっております。そのときの答弁は、総括しますと、町道菊陽空港線や合志道福原原水線の整備計画を優先的に進め、下原堀川線延伸と市道竹迫東回り線との接続計画の樹立に関しましては、菊陽空港線延伸計画の進捗状況を見ながら、今後合志市と連携し、実現に向け努力してまいりたいと考えておりますというものでした。答弁の中にもありましたが、町道菊陽空港線につきましては、県が踏切の上に高架橋を整備し、長塚団地を通るルートで住民説明会も行われ、ある程度の道筋はついていると思います。次は、こちらの道路だと思います。この延伸計画についてどのような考えを持っておられるのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） お答えいたします。

町道下原堀川線は、菊陽町西部方面、それから北部方面から役場方面へのアクセス向上を目的に、平成6年11月、都市計画道路として整備計画を立て、平成25年3月に全線が完成したところでございます。このうち菊陽町立図書館から鉄砲小路交差点までの区間については、平成15年4月に先に供用開始をしております。この町道下原堀川線は、整備計画の段階から鉄砲小

路交差点を終点とする計画で進められたものでございます。議員御質問の延伸計画については、構想としては持っておりますが、こちらを先行した場合、路線内でひどい交通渋滞が発生することが予想されます。そのため、町としては、まずは菊陽空港線道路延伸事業に取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 仮に、将来的にこの道路が開通した場合、すぐ上にある県道大津西合志線や県道大津植木線からの車両が迂回し、かえって鉄砲小路内の県道新山原水線に交通渋滞の影響が出ることも予想されます。それを防ぐためにも、上を通っている県道大津西合志線と県道大津植木線の4車線化は必須の課題だと考えられます。2本の道路とも、個人の住宅や企業などの建築物はほとんどなく、両側は農地が主です。素人考えですが、整備へのハードルはそう高いものではないと感じます。ただ、予算の問題、県への申し出など、むしろソフト事業の解決が課題となってくると思われまます。その点も視野に入れて考えてみますと、これは菊陽町内だけでなく大津町、合志市にも関連する案件です。このような広域的な行政課題に的確に対応するためには、必要な行政事務に関しては近隣市町とも密接に連携し、協力し、広域的な連携による解決策を考えていく必要があると思います。その意味も踏まえて、同じ菊池広域連合内で連携中枢都市圏の協定を結んでいる3つの市町で連携をとり、実現へ向け努力していただきたいと思ひます。

4年前のこの件に関する答弁では、県道大津西合志線と県道大津植木線の4車線化は必要不可欠であり、毎年県へ要望しているとのことでした。以後も毎年要望されているのかと思ひますが、進展はあったのでしょうか、現在の状況がどう進展しているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） お答えします。

県道大津西合志線と県道大津植木線の4車線化は、毎年県へ要望しております。そのことによりまして、県において県道大津植木線のセミコンテクノパーク東口交差点部から西側の方へ左折レーン約310メートルの整備や、西口交差点部から西側へ左折レーン約360メートルの整備が行われておりまして、交通渋滞の緩和につながっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 近年、以前にも増してこの地域でも道路の朝夕の交通量の多さ、渋滞が発生しているところも見受けられます。これも、セミコンパーク方面に通勤する多くの車両がある以上、避けて通れない問題ではございます。町はこの解消策として、通勤バスで原水駅とセミコンパークの間を朝夕1日16便運行して渋滞緩和策を図っておられます。私も実際見てきましたが、朝の通勤時、原水駅北側の道路には、大勢の通勤者が列をなしてバスを待っております。1日平均で約600人の方々が利用されているようで、一定の効果はあっているよ

うに思います。こういう観点から物事を考えても、道路交通整備は渋滞緩和策も含め、私は特に重要な案件だと思っております。

町道杉並木線の原水東部への延伸をどのように考えておられるのかということです。この西から東へと向かう町道杉並木公園線は、菊陽バイパスから図書館ホールを抜け、鉄砲小路へ向かう町道下原堀川線で途切れております。将来的にこの道路がセミコンテクノパークに向かう光団地の南方大人足線につながれば、交通渋滞も必ず緩和されると思います。

第5期菊陽町総合計画の菊陽北小学校の開発コンセプトの中にも、大見出しで先端技術拠点と生活拠点を道路で結ぶと書き込んでありました。そして、道路整備及び道路環境の改善、町道杉並木公園線の延伸と1番目に書き記してありました。それだけ重要な案件だと執行部も考えておられるのだと思います。町道菊陽空港線の延伸については、何回も質問がっておりますので差し控えます。菊陽空港線は南北、杉並木公園線は東西、渋滞緩和に向け理想的な道路整備計画になると考えられます。そういう観点からも、町の将来を考えてもこの2本の道路の延伸の実現は必須、不可欠な案件ではないかと私なりに考えているところでございます。また、この地区の基盤整備については、6月議会で一般質問がっておりますので詳しく尋ねる必要もないかとは思いますが、農政面からも考えると、農地を整備し、農家の将来に向けた環境づくりをしていくことは、最も重要な政策の一つであることには間違いがありません。しかし、菊陽町全体のあらゆる面での利益、利便性、通学路の安心・安全などを考えたとき、町道杉並木公園線延伸の実現は町にはかり知れない効果をもたらすものと考えられます。町道杉並木線の延伸について、今現在どのような考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） お答えします。

杉並木公園線については、現在、新山区の新山公園前の交差点を起点としまして、東の町立図書館前交差点を終点としているところでございます。

町としては、この路線をさらに東の南方大人足線まで延伸することによりまして、セミコンテクノパーク周辺での交通渋滞の緩和、あるいは原水東部地区から西側の光の森方面へ向かう利便性を向上させる幹線道路とする構想を持っているところでございます。この路線の事業時期につきましては、先ほどの町道下原堀川線での答弁と同様でございますけれども、現在菊陽空港線延伸事業を進めておりますので、その進捗を見ながら検討に入りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 先ほど申しましたように、6月の一般質問で、原水新町地区の農地基盤整備事業と町道杉並木線の延伸計画と、それに絡む農地の将来像について質問がありました。質問に対し、今後受益者を対象として事業の詳細を説明し、意向を確認していく、町としては基盤整備事業のほかにも町道杉並木公園線延伸計画を含めた原水駅周辺まちづくり基本調査

に基づく開発構想がありますので、関係課とともに地元関係者を対象とした事業説明を行いたいと思っております、それも踏まえて、その後地権者の意向を集約した上、新町北受地区の土地利用の計画の方向性を判断していく必要があると現時点では考えておりますという答弁が、農政課長からありました。また、前回の新町北受地区基盤整備事業の要望書を出し、議会を傍聴されていた方が、基盤整備については6月にしっかり聞いたので、もうよかです、道の通る可能性があるなら、そっちはしっかり議会で聞いてくれ、基盤整備にしる杉並木公園線延伸や開発にしる、早く道筋を明確にしてほしいと言われていました。いろんな調査や手順、予算の捻出など、課題も多いと思いますが、関係する地域の皆様方の意見にも耳を傾け、町の将来にとってよりベストな方向を示していただくように要望しまして、次の質問に入ります。

3番の原水駅東側踏切の道路拡張計画の方向性を問うに入ります。

先ほどの質問の続きになりますが、セミコンテクノパークへの通勤の様子を私が見に行ったとき、ちょうど菊陽北小学校の通学時間とも重なっておりましたので、その様子も見てまいりました。原水駅の西側、東側の踏切を新町区、駅前区、光団地などの生徒が数多く登校していました。その通学路である踏切をセミコンテクノパークや各自の会社へ通勤する多くの車も横切り、子どもたちが非常に危険な状態で環境も悪く、登校しているんだと感じさせられました。

余談にはなりますが、この子どもたちが安心・安全に登校できるように、毎日5人ないし6人の交通ボランティアの方々が踏切周辺の交通整理に当たっておられました。私も、現在学校教育の管轄でもあります文教厚生常任委員会の委員を仰せつかっております。その意味から考えましても、毎日ボランティアで子どもたちを見守っておられます方々に感謝するとともに、こういう方が陰でまちづくりを支えているんだと頭の下がる思いでございました。

後日、菊陽北小学校の校長先生にお聞きしましたところ、全児童数350人のうち約20%の69人の子どもたちが原水駅東側の踏切を渡り登校しているという話でした。少しでも道路が広がり通りやすくなることは、子どもたちの安心・安全を考えたときに非常に助かるというような話もされておりました。この踏切改修計画には、今年度の当初予算に約5,000万円の改修費を計上してあります。早期の着工が望まれます。今後、どのような過程を経て改修を行っていくのか、道がどのくらい広がるのか、最終的にいつごろを目途に工事が終了するのか、あわせて質問をいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えいたします。

議員御質問の原水踏切は、原水駅の東側の県道熊本菊陽線と町道菊陽北小学校原水駅線との平面交差部に位置しており、現況は幅員が約4メートルと狭く、歩行者、自転車の通行に危険な状態であると認識しております。そのため、町では通学児童を含む歩行者の安全・安心確保を図るため、西側に歩道を整備し、歩行者と車両を分離する計画であります。車道についても、幅員を拡幅する改良が可能か協議しております。今後については、J R及び警察など、関

係機関と協議を進め、通学、通勤時間帯の危険問題の早期解消に向け努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 議長にお願いがあります。ちょっと体調が悪くなりましたので、座ったまま質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） はい。

○7番（佐々木理美子君） 原水東側踏切の方向性についてはまだ分からないところもありますが、説明はよく分かりました。同じ通学路関連で考えますと、両側踏切も東側踏切同様に非常に危険な状態でございます。この踏切は、主に新町、新町西区の子どもたちの通学路となっております。町道菊陽空港線延伸に伴い、踏切の上を高架線が通るわけですが、将来的にこの踏切についてどのような考えを持っておられるのでしょうか。それに、熊本県であったりJRなどの構想もあると思いますので答えられない部分はあるかと思いますが、町として今現在把握されている情報でもあれば、答えられる範囲で答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） お答えします。

議員御質問の原水駅から西側の踏切、この踏切の名称は馬場踏切でございます。この踏切がある路線は県道新山原水線でありまして、菊陽空港線延伸事業での県の施行区間になります。今後、県が予備設計業務の中でJRと協議等を進めていきますが、町としては地元からの意向を踏まえ、踏切改良について県やJRに要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 幹線道路は、私たち人間に例えるならば大動脈だと思います。道路整備は、それほど菊陽町にとっては重要な位置づけにある事案と私なりには考えております。企業を誘致するにも家を建てるにも、道がなければ全てが成り立ちません。人間も一緒に、自分の人生においても何事も筋道は立てなければなりませんし、道を間違っただけではいけないと思っております。そのためにも、一番重要になってくるのは、やはり子どもたちの教育のあり方、環境づくりだと思っております。ありがたいことに、今現在の菊陽町に関して言えば、学校教育においては小・中学校全教室に電子黒板、空調設備設置など、熊本県随一の教育を後押しする環境づくりができております。また、光の森の防災広場の整備、防災センターの建設など、防災に強いまちづくりを目指し施策を進めておられます。

現在、菊陽町は約4万2千人の人口を抱えております。人口が増えるのを喜んでばかりはいられません。それだけの莫大な予算も必要となってきます。さらに、住みよい安心・安全なまちづくりを実現するためにも、新たな工業団地を立地し、企業を誘致して、さらなる税収アップを図るのは的を射た施策だと賛成できます。企業を誘致することも大事な政策の一つである

ことは間違いがありません。しかし、一議員として物事を考えたとき、その政策による弊害や問題点も提起しながら、総合的な観点から町の将来を考えていかなければなりません。企業の進出はありがたい反面、交通渋滞という弊害も生み出します。町内至るところでの交通渋滞が発生しています。特に、子どもたちの通学路の安全性の確保を最優先に考えていかなければならないという観点から、この道路問題を取り上げました。この件に関しまして、一議員としていろんな角度から今後も進展をチェックしていかなければならないと考えております。

最後になりましたが、東部には原水工業団地という社内有数の先進技術拠点を有しています。日常より車の通行量が多く、特に朝夕の交通渋滞は近年の重要課題となっております。それに加え、原水北東部に新たに21ヘクタールを超す大規模な工業団地が整備される運びとなっており、杉並木公園近辺に総合体育館建設も決定されました。ますます交通量が増加することが予想されます。予算の捻出、用地の確保などの道づくりへの道のりは遠いかもかもしれませんが、どうかこの3本の道路整備計画を含めたあらゆるインフラ整備を重点施策として考えていただくように要望しまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩をいたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時32分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に続き会議を開きます。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さん、こんにちは。議員番号5番、公明党の西本友春です。

今回は、過去に提案したきくよう健康倶楽部についての結果と再度の提案、自転車保険加入促進の取組について、消防団の充実強化についての提案、また今年度から実施されましたピロリ菌検査の助成についての現状について質問を行います。

質問は、質問席にてさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 私自身、きくよう健康倶楽部の会員となって1年以上たちますが、その間、友人や知人にきくよう健康倶楽部のことを紹介し、会員への勧奨を行い、今まで10名以上の方が会員となりました。町も年会費の無料を今年度も実施され、加入しやすい状況づくりに努めるとともに、ウォーキングポイント以外に健康プログラム参加ポイントや、平成30年9月の一般質問で提案させていただいた、町主催の体操等の運動を行う講座等への新たなポイント新設や歩数イベント等で、会員がポイントを獲得しやすい努力をしてこられました。また、町は、目標ではないが2,000名までは推進をしたいと言ってこられました。会員全体の推移と男

女別、世代別の現在の会員数はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） きくよう健康倶楽部の会員全体の推移と男女別、世代別の現在の会員数についてお答えします。

御質問の会員全体の推移は、平成30年9月定例会の西本議員からの一般質問で、平成30年3月末662名、8月末1,064名とお答えしたところでありましたが、その後も会員数は順調に伸び、平成31年3月末には1,630名の会員登録者数となりました。このうち、残念ながら年度更新をされずに退会された方が166名、未更新者が89名の計255名がいたことから、平成31年4月1日現在の会員数は1,375名に減少しました。その後は、遅延更新者や新規会員の加入により、令和元年7月末現在で1,673名となっています。

次に、男女別の会員数であります。男性が610名で、女性が1,063名となっています。

また、世代別の会員数であります。20代が44名、30代が126名、40代が226名、50代が237名、60代が513名、70代が438名、80歳以上が89名となっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 年度更新等で255名、それとまた毎月退会される方もいらっしゃるということなので、今後そういう方の、町としては退会防止のために意見なり何なりをしっかりと聞いていただいて、次年度更新とか退会防止策にもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに要望をしておきます。

今年度から、「さんふれあ」の健康増進室及び軽運動室の利用がこのポイントで可能となりましたが、平成30年9月の一般質問で、「さんふれあ」以外の協賛店で利用できるようにすることも可能ではあると考えておりますが、課題もありますので、解決に向けて検討するとともに、今後協賛店から意見を伺うなどして協議してまいりたいというふうに考えておりますとの回答でしたが、たまったポイントでポイントのつく食事の協賛店でも利用を可能にするこの検討結果はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 御質問にお答えします。

きくよう健康メニュー協賛店は、タニタ監修による健康メニューを提供する店舗であり、平成30年4月から6店舗7品目のメニューを提供し、きくよう健康倶楽部会員に健康メニュー1食につき10ポイントが付与されております。現在、会員が獲得したポイントは、1ポイントが1円に相当し、500ポイントを単位として、「さんふれあ」で利用できる商品券と交換が可能になっております。

御質問のポイントと交換した商品券を「さんふれあ」以外の協賛店で利用できるようにすることの検討につきましては、昨年の西本議員の一般質問での提案後、協賛店から意見を伺い協議した結果、商品券が利用できるようにしてほしいと伺っております。このきくよう健康メニ

メニューは、健康メニュー開発事業として平成29年度、平成30年度の2か年で10店舗で14品目の健康メニューが提供されましたが、一部の協賛店では、通常メニューと比較して調理の手間がかかる、食材のロスが発生するなどの意見も伺っております。このため、提供中止となったメニューもあり、本年4月時点では4店舗5品目の提供となっております。このような状況の中、先日、現在健康メニューを提供されている協賛店と再度協議を実施したところ、今後も継続して健康メニューを提供する確認ができたところでございます。このことを踏まえまして、来年4月からの商品券利用を目指し、協賛店全てで実施できるよう、関係課と協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 来年4月からということですが、ポイントは還元できるんで、できるだけこれは早く、要は協賛店が減っていつているという現実があるということで、協賛店に対してしっかり還元をしてあげることが大事になってくる、協賛店を減らさない対策にもなるんで、4月からというのは分かりますが、前倒しできるものはしっかり前倒しをしていただきたいというふうに要望いたします。

きくよう健康倶楽部のポイントは、年間を通じて500ポイント単位で交換ができ、500ポイントごと交換する人、また年度末にまとめて交換する人とさまざまです。特に、年度末にまとめて交換する人の場合、かなりのポイントがたまっている人がいると想定されます。

きくよう健康倶楽部のポイント交換は3月31日までの期限となっており、交換をし忘れた人の救済措置はできないのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） ポイントの交換は年度末で切れるため、交換するのを忘れた人の救済措置はできないのかについてお答えします。

地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする地方自治法第208条第1項で規定されています。このことから、本町のきくよう健康倶楽部事業につきましては、3月31日までにポイントを商品券と交換していただくこととしています。平成30年度のきくよう健康倶楽部のポイント交換方法につきましては、平成31年2月末までに獲得したポイント分を500ポイント単位で総合交流ターミナル「さんふれあ」で利用できる商品券500円分に交換できるようにし、平成30年10月18日から平成31年3月31日までに、役場健康・保険課と総合交流ターミナル「さんふれあ」の2か所で交換を行ったところであります。商品券の有効期間は、商品券発行日より1年後の月末までとしています。なお、平成31年3月分に獲得したポイントは、令和元年度分としております。

ポイントの交換方法の周知につきましては、平成30年10月の総合交流ターミナル「さんふれあ」のリニューアルオープンに合わせまして、平成30年10月5日現在の獲得ポイント数と交換期間、交換場所等を明記して、平成30年10月5日付で会員の皆さんへ郵送し、お知らせをしま

した。2回目の周知は、平成31年度きくよう健康倶楽部の更新手続についてのお知らせの際に、平成31年1月25日現在の獲得ポイント数と交換期間、交換場所等を明記して、平成31年1月28日付で郵送し、お知らせをしました。また、会員に配付しておりますきくよう健康倶楽部事業手引きや広報きくようの11月号、2月号、3月号、そして町ホームページにもポイントの交換方法について掲載し周知したところであります。

以上のとおり、ポイントの交換方法につきましては、会員の皆様への個別通知や広報等を通してしっかりと周知をしているところであります。また、令和元年度からは、1年を通してポイント交換ができます。年度ごとの決算による事業評価の関係からも、現在の方法が最善の方法と考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 町はいろいろ周知をしているということで、それは理解をいたしました。

それから、5,000歩歩いて10ポイント、1万歩歩いて15ポイントで1日のマックスポイントとなります。30日連続で1,000歩歩いて450ポイントです。毎日10ポイントを獲得したら、500ポイントためるのに50日かかります。これほど、500ポイントを獲得するためには大変な労力と時間が必要となります。

こんなに苦労して獲得したポイントですが、ポイント交換は500ポイント単位での交換となっており、残りのポイントは翌年度に繰り越すことができない現状となっているが、繰り越せるようにシステムの変更はできないのかについてお伺いします。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 残りのポイントを翌年度に繰り越すようにシステムの変更はできないのかについてお答えします。

きくよう健康倶楽部の健康ポイントのシステムは、タニタ製の活動量計によるタニタのからだカルテというシステムを使用しています。歩数計機能のある活動量計を持って1日に5,000歩以上歩くことや、健康づくりのプログラムなどに参加することでポイントが付与されるといった健康づくりを後押しするための健康ポイント事業であり、会員の健康寿命の延伸を実現することを目的としております。残りのポイントを翌年度に繰り越すシステムに変更とした場合、交換後の残りが500ポイント未満の方、獲得ポイント自体が500ポイント未満だった方、交換するのを忘れて500ポイント以上ある方など、いろいろなケースがあるものと思われます。500ポイント未満を翌年度へ繰り越すこととした場合、残りの500ポイント未満のポイントを確認しながら、前年度繰越しポイントとして手作業による入力作業をする必要があります。また、翌年度に繰り越す条件として、次年度への更新申請を行ったものでポイント交換を行い、かつ残りが500ポイント未満に限り翌年度にポイントを繰り越すとか、ポイント交換をしていないものについては最高で499ポイントを翌年度にポイントを繰り越すなどのルールづくりが必要になります。さらに、年度当初は年度更新の会員管理とも重なりますもので、さま

ざまな課題が出てくるものと思われま。このように、整理しなければならない課題もたくさんありますし、この事業は健康づくりを目的とした事業でありますので、現在の方法で引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 私はシステムだからできるというふうに思ってたんですけど、少しイメージが違ってるようで、もしできれば、今度一度タニタさんの方に確認だけ、システムのところだけは確認しといていただいでよろしいですか。そこはお願いしときます。

続きまして、次の質問に移ります。

環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあります。そのため、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。そこで、万一の事態への備えが必要であります。また、自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあります。そのことも踏まえ、国は今年1月、国土交通省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足させました。現在、保険の補償内容や自動車損害賠償保険と同様、全国一律で自転車利用者に保険加入を義務づけるかどうか検討を行っています。自転車は、子どもから高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があります。こうした点も踏まえた上、丁寧な論議も求められています。また、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されています。

菊陽町の自転車事故は平成30年13件であります。自転車事故対策とその周知についてはどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

春と秋の全国交通安全運動の実施に合わせて、毎年2回町の交通安全対策会議を開催しております。出席者は、警察署、交通安全協会、安全運転管理者等協議会、町区長会、交通安全女性の会、老人クラブ連合会、各小学校、保育園の代表や役員の方々、それと町の交通指導員で、交通安全運動の重点推進項目の確認等を行っております。この中で、毎回自転車の安全利用や事故対策についても確認がなされ、各所属団体等での周知、運動の推進がなされております。また、町の交通指導員が15名いらっしゃいますが、朝の通勤、通学時間における交通指導車による巡回指導と、交差点等に立たれて交通指導を月に3回されており、その際も自転車の安全利用の指導もされているところであります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 町はいろんな部分でやってるということは分かりましたが、京都市では、10年に自転車の安全・安心な利用を促す条例が成立をしました。これは、公明党単独で議会に

提出したもので、当時議員提案の条例案が同市で初めて実現したことが大きな注目を集めました。同条例は、全国で初めて市立小・中学校で自転車交通安全教室の実施を義務づけるとともに、販売業者らに保険加入促進の努力義務を課す内容でありました。この条例を改正し、18年4月からは自転車保険の加入義務づけが始まりました。

小・中学校における安全教育についてはどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） お答えいたします。

小・中学校においては、児童・生徒に自他の安全を主体的に守ろうとする力を育成するため、学校の教育活動全体を通して安全教育を実施しておりますし、家庭や地域の方々と連携、協力しながら、その取組の充実に努めております。

例えば、小学校5、6年生では、保健の授業で校舎内外での安全な暮らしについて学習しております。その中で交通事故を防ぐための学習をするなど、各教科や学級活動などで周囲の危険に気づいて的確な判断のもとに安全に行動することを学んでおります。

自転車に関する学習については、町内の全ての小・中学校において実施されているところであります。具体的には、大津警察署や菊陽町交通安全協会の指導員の方々、自動車学校の教官の方を指導者としてお願いし、安全な自転車の乗り方の講話を聞いたり、実際に自転車に乗って乗り方のマナーやルールを学んだりするなど、各小・中学校で児童・生徒の実態に合わせた、より効果的な学習になるよう取り組んでおります。さらに、日常の安全指導については、ヘルメットの着用や1列走行などの励行や指導などを帰りの会や全体集会など、機会を捉えながら交通安全を心がける指導や命を守る指導を行っております。また、中学校においては、自転車通学許可の際に自転車の整備点検と保険への加入を義務づけております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 実体験というか、自転車に乗り経験してもらいながらの安全の授業をされているということですので、そういうのは継続して、またぜひお願いしたいというふうに思います。

続きまして、3番目の町民の自転車保険の加入状況と、その周知についてどのように行っているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

自転車保険の加入状況は、町では特に把握はしておりません。また、加入の周知につきましては、先ほど申しました町の交通安全対策会議の中で、毎回推進項目に上げて周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 事故が多くなって、自転車の損害賠償が非常に高額になっているので、町の広報紙あたりも通じて、そういうPRもまたぜひお願いをしたいと思います。

自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は、都道府県、政令指定都市レベルでは本年3月末現在で26を数え、制度化の動きは一層広がりを見せています。熊本県も平成27年4月1日施行で促進の条例が制定されています。自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せていますが、どのように認識しているのかをお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

自転車の保険については、先ほど議員が申されました国土交通省の自転車の運行による損害賠償保障制度のあり方等に関する検討会において自転車版自賠責制度の創設が検討され、今年3月の会議で、ナンバープレートが必要となったり自転車利用の促進が阻害される可能性があるなどの理由で自賠責制度の創設は見送ることとされ、当面は地方自治体の条例制定をサポートし、国としても情報提供をしていくと結論づけられました。

また、自転車保険の加入を義務化している自治体は、町村ではまだ少ないようですが、都道府県政令市においては増加しております。熊本県が自転車利用者に保険加入の努力義務を規定した条例を定めておりますので、町ではその条例の趣旨を踏まえ、自転車保険の加入促進に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 自転車がかかわる事故は総数こそ減少しているものの、自転車対歩行者に限ると年間約2,500件で、横ばいが続いています。近年は、歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど、高額賠償の判決が相次いでいます。ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状であり、17年に歩行者が死亡、または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は6割にとどまっています。自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。定額の費用で手厚い補償を得られるのが特徴です。しかし、保険に未加入だったために高額の賠償金を払えなければ、被害者は十分な補償を受けられず、泣き寝入りするしかありません。このため、住民に自転車保険の加入を勧める自治体が増えています。いずれの自治体も、通学や通勤を含め、自転車を利用する全ての人を対象になります。また、自転車の販売店やレンタル店に対しても、購入者や利用者が保険に加入しているかどうか確認し、保険加入を勧めるよう協力を求めています。自治体の自転車保険加入の促進の取組についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

自転車対自転車、自転車対歩行者などの事故が多く起こっております。御存じのとおり、県内でも今年の6月に死亡事故があったという例も出ております。また、それにあわせて、高額補償事故、これも相当ございまして、町としましても自転車保険の加入促進は当然必要だというふうに思っております。県の方で条例ができております。県の責務、県は市町村と協力してやりなさいと、それから当然自転車に乗る人、保護者、それから事業者、それから小売店舗、こういったところにもいろいろな努力規定があります。町としましても、この条例の趣旨を踏まえまして、自転車保険の加入促進には取り組んでまいりたいというふうに思います。その手法につきましては、先ほどもおっしゃいましたとおり、広報とかホームページ、それからいろんな場面でやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 交通事故総合分析センターの平成26年年齢別の人口10万人当たり自転車運転中の加害者数では、13歳から15歳が18人、16歳から18歳が29人と、加害者になる数が多くなっています。京都府城陽市では、自転車利用者の保険加入が平成30年4月1日より義務化されました。それに伴い、中学生が補償対象となる保険加入にかかわる保険料等の一部に対して、1世帯につき年間1,000円を上限として保険料等に係る費用の2分の1を補助しています。また、全国では10以上の自治体がTSマークつき取得への助成を行っています。菊陽町にもこういう補助について提案をしたいと思いますが、どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 自転車保険の加入促進は必要であると思っておりますけれども、今のところ保険料やTSマーク取得に対する補助は検討しておりません。他市町村の動向等を見てまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほども言いましたように、事故が多い年代は13歳から18歳、これが約4割になっております。そういうのを踏まえて、できるだけ子どもたちが加入しやすい状況をつくっていただいて、子どものそういう事故とか、そういうのに対しての見守りというか、子育ての支援の一つとしてぜひ検討を進めていただきたいというふうにお問い合わせいたします。

では、次の質問に入ります。

消防団の充実強化についてでございます。

近年の豪雨、高潮、暴風、波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化、激甚化に我が国はさらされています。このような自然災害に事前から備え、国民の生命、財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性が増しており、喫緊の課

題となっています。また、平成30年7月豪雨、台風21号、北海道東部地震をはじめとする近年の自然災害により、ブラックアウトの発生、空港ターミナルの閉鎖など、国民の生活、経済に欠かせない重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生しております。これらの教訓を踏まえ、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう平時から万全の備えを行うことが重要であり、その対策が急務となっていることから、国土強靱化計画の中から重点化すべきプログラム等20プログラムを選定し、緊急対策として3年間に限り臨時特例的に設けるために、平成30年12月14日に閣議決定されました。その一部として、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救助用機材等の整備を促進することを目的としております。消防団設備整備補助金についてどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

消防団設備整備補助金は、平成30年度から令和2年度までの3年間に限った国の補助事業で、補助率は3分の1で、市町村負担に対し特別交付税措置80%の事業です。補助対象となる資機材は、エンジンカッター、チェーンソー、油圧切断機、AED、ジャッキ、トランシーバーとなっています。この補助事業については、県を通じて事業の通知がありました際に、消防団の幹部会議で事業の説明をさせていただきました。対象となる資機材のうち、チェーンソーとトランシーバーは既に全部の班に配置済みであり、エンジンカッターや油圧切断機等は取扱いが特殊で危険も伴い、消防団員では配備しても活用が難しいのではないかとのことでした。また、AEDについては、管理等の課題があるとのことでした。このようなことから、補助申請は見送っているところでございます。令和2年度までの事業ですので、次年度についても消防団と導入についての協議をしてみたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 次年度で、これは随時だったと思うんですけども、特に私の方としてはAEDですね。消防団はいろんなところに駆けつけをいたしますんで、災害時とかいろんなのを含めるとAEDに対するエントリーはしっかり行っていただきたいと。管理上そんなにはないと思うんで、消防団の方にもそういうのをしっかり覚えていただいて、災害時の対応の一つとしてしていただきたいんで、次年度は必ずAEDのエントリーをお願いいたします。

続きまして、2番目の救助用資機材積載型消防ポンプ自動車の無償貸付事業に対してどのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付事業は、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ車を無償で貸し付け、訓練を実施することにより、消防団の災害対応能力の向上を図り、

地域防災力の強化を目指すとされている事業です。この救助用資機材搭載型ポンプ自動車は、エンジンカッター、チェーンソー、ライフジャケット、担架、油圧切断機、トランシーバー、AED、投光器などの資機材を搭載したポンプ自動車であります。

この事業への取組ということですが、本町の消防団の各班に配置しているのはポンプ車ではなく小型ポンプの積載車であり、ポンプ車は常備消防で配置をされております。本町の消防団においては、ポンプ車1台を導入しましても訓練等での活用は難しいと思われれます。また、ポンプ車を保管する場所の問題もあります。このようなことから、この貸付事業に取り組んでおりません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） さっきの方の事業で、課長がエンジンカッターやチェーンソーの部分は非常に厳しいということをおっしゃったんですけども、今の災害は結構地震で崩れてる場合、救助するときにエンジンカッター等が非常に有効的に材木もしっかり削除できるので、救助も進むので、先ほどのエントリーと、無償貸し付けは置く場所とかいろいろあるでしょうけれども、国がただで貸し付けしてくれるんだから、逆に言うとエントリーして消防団の強化を図る必要があると思いますので、ちょっとだけ観点を改めていただいて、無償貸し付けというところをしっかりと理解していただいてエントリーをしていただきたいというふうに私からは提案をさせていただきます。

平成30年12月の一般質問で公用車へのドライブレコーダー搭載を提案し、新車以外では町外への出張での使用が多い共用の公用車を中心に、後方の状況を録画するため前後方向を録画できる機器の設置を検討していきたいとの回答後、公用車への搭載が行われていますが、災害時にいち早く現場に駆けつける消防団車両は、災害状況の記録や災害現場活動の検証及び交通事故等の記録に活用するとともに、消防団員の安全運転や運転技術向上に対する意識向上を図ることが可能です。石川県の津幡町では、平成30年度消防団車両全てにドライブレコーダーを搭載されました。消防団車両へのドライブレコーダー搭載を提案するが、町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

交通事故等の発生時には、その状況を確認するものとしてドライブレコーダーは非常に有効であり、最近はおおりに運転や大事故等を撮影した映像がよく報道されています。町の公用車も新規購入車や町外出張に使う車などにドライブレコーダーの搭載を始めており、消防団の積載車も公用車の一つでありますので、搭載を計画しているところでございます。今後、消防団と十分協議して進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 消防団は初めて聞きましたけど、ありがとうございます。近年、消防、防災分野において、無人航空機の導入が進んでいます。無人航空機は、空の産業革命とも言われ多くの可能性を有しており、既に空撮や農業の分野で広く活用されています。消防、防災分野においては、主に災害現場において迅速で広域な情報収集に効果を発揮することが見込まれ、各消防本部による無人航空機の導入が進んでいます。平成28年の熊本地震では、無人航空機による行方不明者の捜索が行われ、平成29年7月の九州北部豪雨では、緊急消防隊の活動に当たり、無人航空機による道路閉鎖状況や流木の流出範囲の確認が行われました。そのほか、平成28年12月の糸魚川市大規模火災においても無人航空機による鎮火後の被害状況確認が行われるなど、災害時に無人航空機が活用されるケースが増えています。

消防庁では、平成30年度末までに消防活動用視察システム——いわゆる無人航空機です——の配備を20の消防本部に増築する予定としています。岐阜県の関市では、消防団ドローン部隊があり、ドローン部隊は現役の消防団員10名で構成され、さまざまな場面での情報収集に活躍しているとのこと。6月に阪本俊浩議員より、ドローンを活用した緊急時の情報収集や対策として提案もありましたが、消防団の情報収集活動としてドローンの必要性を提案いたしますが、町はどのように考えているのか伺いたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

ドローンの消防、防災分野での活用としては、建物火災や山林火災の発生時において、その状況の確認や消防署員、消防団員の活動状況の把握、また救助活動では要救助者の捜索などの活用が考えられます。このように、ドローンは消防、防災分野において有効に活用することができ、消防団に配置することは有効であると思われませんが、ドローンの操縦ができる団員の育成などの課題も考えられます。このあたりの課題を含めまして、消防団としっかりと検討してまいりたいと思っております。また、菊池広域連合消防本部ではドローンの導入も検討がなされているとのことで、そのあたりの状況も踏まえて検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 消防庁では、消防学校における消防団員の教育訓練として、全国の都道府県の消防学校にドローン、オフロードバイク、小型動力ポンプを令和元年度までの3年間で無償貸し付けが完了いたします。消防団員への教育訓練を実施することで、消防団の災害対応能力の向上につながるものです。

消防学校における教育訓練に対しての今までの取組と今後の取組について町はどのように考えているのか伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

本町の消防団は、消防学校が実施する指揮幹部訓練、それから普通科訓練、女性隊員科訓練などに毎年約30名ほどの団員が参加し、災害対応能力の向上を図っております。議員が申されました都道府県の消防学校へのドローン等の無償貸し付けですが、熊本県の消防学校には平成30年度に訓練用ドローンが国から無償貸し付けされております。現在、県の消防学校では、ドローンに特化した教育訓練は実施されておられませんけれども、指揮幹部訓練の中でドローンについての研修が組み込まれており、内容は航空法等などの関連法令、ドローンの機体の紹介や点検、操作のデモンストレーションなどということです。実際の操作技術の研修はなされていないということでありました。このようなドローン等の新たな研修も組み込まれ、消防団員の訓練参加は非常に有効でありますので、今後も消防団における災害対応能力の向上のため、各訓練への参加を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 参加も必要ですけども、ぜひ町の方からも今後こういう形で使うからドローンの操作の研修も行ってくれということで、しっかり申入れを県に対して行っていただきたいというふうに思っておりますので、その取組もしっかりお願いします。

最後の質問に移らせていただきます。

ピロリ菌検査への助成を実現するために、平成29年5月24日には菊陽町民の声として1万1,705名の署名を後藤町長に提出させていただいて、後藤町長の判断のもと本年度から実施されましたピロリ菌検査、5月13日から9月30日までが実施期間となっているが、検査の実施状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） ピロリ菌検査事業の実施状況についてお答えします。

初めに、ピロリ菌検査事業について御説明いたします。

ピロリ菌検査事業は、血液または尿検査でヘリコバクター・ピロリ菌抗体の測定を実施することにより、効果的に胃がんの予防、早期発見を図るとともに、町民の健康維持及び増進に寄与することを目的としています。ピロリ菌検査事業の対象者は満40歳以上の町民の方で、過去にピロリ菌の検査や除菌をしたことがない方としています。ピロリ菌検査を受けたい方は、健康・保険課の窓口または電話で事前申請をしていただきます。受け付け後に申請書を交付しますので、受領後、町指定の医療機関に予約をしていただきまして、その後、血液検査または尿検査によるピロリ菌検査を受けていただき、医療機関の窓口で自己負担額の1,000円を支払っていただきます。後日、医療機関からピロリ菌検査の結果通知書を受け取っていただき、結果が陽性の場合、除菌を希望される方はかかりつけ医または専門医を受診し、除菌治療を受けていただくこととなります。

御質問の実施状況につきましては、8月30日時点での申込者数が92名となっております。また、検査実績は7月分までの請求が38名であり、このうち陽性者が7名、陽性率は18.4%とな

っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） このことに関して打ち合わせをする中で、人数はやっとこの前聞いたんですけども、助成金の算出に際しては、既に実施中の市町村の実績等を鑑みて400人分で予算化をされています。92名ということで、その中にピロリ菌がいた方もいらっしゃったんで、除菌が終わったとか、そういうのもまた後追いで調べられれば、声をしっかりと把握していただきたいというふうに思っています。

残り1か月となりました。私自身も実績を聞いたときに、8月に7か所の会合に私自身参加させていただいて、約70名の方にしっかりとこのことを訴えて、まだまだ受診できますんで、ぜひ受診してくださいというふうに訴えはしてきたんですけども、残り1か月ということできくとなかなか全部の予算の消化はきついのかなというところはあるんですが、今後の受診者数の向上と10月以降の対策、取組、どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 初めに、今後の受診者数の向上対策をどのように考えているのかについてお答えします。

ピロリ菌検査の受診者数につきましては、先行して実施しております自治体の初年度の実績が約600名だったことや、先ほどおっしゃられましたピロリ菌検査の実施及びその助成を求め町民の皆様からの署名が1万1,705名もあったことから、初年度は400名と見込んで予算化したところであります。しかしながら、結果として8月31日現在での申込者数は92名となっておりますというところでございます。

ピロリ菌検査の受診者数の向上対策としましては、ピロリ菌検査事業の周知を行い、町民の方にこの事業を知っていただくことにあります。ピロリ菌検査事業につきましては、広報きくよう5月号や町ホームページへの掲載、それから総合健診時や健診結果の説明会でのお知らせ、医療機関や各町民センターにチラシの配置などによる周知を行いました。今後も、町民の方への周知を積極的に行っていくところでございます。

次に、実施期間の検討についてであります。

本年度は初年度であったこと、またインフルエンザの予防接種が10月から始まることから、実施期間を5月13日から9月30日までとしまして、町内の11の医療機関と契約をいたしました。次年度につきましては、本年度の実績を踏まえて、実施期間を延ばして実施することが可能かどうか医療機関と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 実は、私も案内に行くときに聞かれました、どうやって受診したらいいかということで。私も説明して、町民センター等に置いてあるんで、それをしっかり見てくださ

いということはあるんですが、なかなか町からの広報紙とか、そういうのでも伝わりづらいものがあるんで、たまには行政区での回覧板とかあると思います。もう9月で終わるんで、逆に言うと行政をお願いして回覧板でもしっかり周知していただくような、そういう取組もしていただくと上がっていくのかなというふうに思いますので、そういうのもあわせて検討をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時50分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和元年9月9日（月）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

令和元年9月10日（火）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和元年9月13日（金）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（4日目）

（令和元年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和元年9月13日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第35号 菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第36号 菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第37号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第38号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第39号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第40号 菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第41号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第42号 菊陽町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第43号 令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第44号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第45号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第46号 令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第47号 令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第48号 令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第49号 令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第50号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第51号 町道路線の変更について
- 日程第18 報告第4号 平成30年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第19 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣瀬英二君

2番 矢野厚子君

3番 大久保 輝 君  
6番 那須 真理子 君  
8番 中岡 敏博 君  
10番 福島 知雄 君  
12番 渡邊 裕之 君  
14番 甲斐 榮治 君  
16番 小林 久美子 君  
18番 上田 茂政 君

5番 西本 友春 君  
7番 佐々木 理美子 君  
9番 布田 悟 君  
11番 坂本 秀則 君  
13番 佐藤 竜巳 君  
15番 岩下 和高 君  
17番 北山 正樹 君

3. 欠席議員

4番 阪本 俊浩 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木 定伸 君  
書記 益満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤 三雄 君  
教 育 長 上川 幸俊 君  
総 務 部 長 阪本 浩徳 君  
健康保険部長 服部 誠也 君  
土 木 部 長 小野 秀幸 君  
総 務 課 長 板楠 健次 君  
税 務 課 長 内藤 優誠 君  
町 民 課 長 富田 久美子 君  
介護保険課長 宮川 照之 君  
経済部次長兼  
商工振興課長 川上 一弘 君  
下 水 道 課 長 丸山 直樹 君  
学 務 課 長 矢野 信哉 君  
生涯学習課長兼  
中央公民館長 梅原 浩司 君

副 町 長 吉野 邦宏 君  
教 育 部 長 吉永 公紀 君  
福祉生活部長 阪本 章三 君  
経 済 部 長 士野 公典 君  
会計管理者兼  
会計課長  
総務部次長兼  
財政課長 酒井 章彦 君  
子育て支援課長 西本 一浩 君  
和 田 征 君  
健康・保険課長 東 桂一郎 君  
経済部次長兼  
農政課長 古賀 直之 君  
建 設 課 長 矢野 和幸 君  
総務課総務法制係長 小泉 秀和 君  
施設整備課長 山川 和徳 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

今日は、阪本俊浩君から病気のため欠席届が出ておりますので、お知らせをいたします。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第35号 菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第35号菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町民課長、説明を求めます。

○町民課長（富田久美子君） おはようございます。

それでは、議案第35号菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、印鑑登録証明書へ旧氏の記載を可能にするため、また個人番号カードと利用者証明用電子証明書を利用し、コンビニ等の民間で設置している多機能端末機で証明書の申請及び交付を可能にするため、菊陽町印鑑条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、3枚めくっていただきまして、参考資料の新旧対照表により説明させていただきます。

なお、改正につきましては、字句の追加及び修正がありますが、主なものについて御説明いたします。

まず、1ページ中ほどの第5条、登録印鑑の規制についてであります。

印鑑の登録申請の受理について、第1項第1号の改正は、条文に用語の定義があるため分かりにくのですが、実質的に変わるのは下線部分の冒頭と末尾に旧氏を加えるもので、これにより旧氏での印鑑の登録ができるようになります。

同項第2号の改正は、職業、資格、氏名以外に加え、旧氏または通称以外をあらわした印鑑は登録できないとする改正であります。

次に、1枚めくっていただきまして、2ページの下の方の第12条、印鑑登録の抹消規定であります。

現行の第1項第3号の規定は、氏名、氏または名の変更により、登録されている印鑑が住民基本台帳に記録されているものではなくなった場合は、当該印鑑の登録を抹消するものです。その抹消事項に旧氏を加えるものであります。

次の3ページ中ほどの第14条は、印鑑登録証明書の交付規定であります。

改正後の第5項にありますように、条文では個人番号カードと表記していますが、いわゆる

マイナンバーカードの交付を受けられた方は、コンビニ等の多機能端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる旨の条文を新たに加えるものです。

最後に、この条例の施行期日でございます。

表紙から2枚目をお開きください。

下から4行目の附則を見ていただきますと、旧氏の記載に関するものは、施行期日を令和元年11月5日としております。これは、改正された住民基本台帳法施行令等が令和元年11月5日から施行されることから、その期日に合わせたものです。

また、コンビニ交付に関するものは、コンビニ交付開始を今年度中としておりますので、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、規則が定める日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第36号 菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第36号菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

それでは、議案第36号菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを説明いたします。

まず、提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が

創設され、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関し、必要な事項を定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、1枚めくっていただきたいと思えます。

条例の内容を説明いたします。

重要な部分を中心に主な内容を説明をさせていただきます。

まず、第1条は、本条例の趣旨ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により創設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、定義ですが、第1号でフルタイム会計年度任用職員を、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいうとしており、1週間当たりの勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるものであり、正職員と同じ勤務時間の常勤職員ということになります。第2号では、パートタイム会計年度任用職員を、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいうとしており、1週間当たりの勤務時間が常勤職員に比べて短い職員のことになります。

第3条は、会計年度任用職員の給与ですが、第1項でこの条例における給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当をいうとしております。第2項で、給与の支払い方、第3項で実費弁償についてを規定しております。

第4条は、フルタイム会計年度任用職員の給料表ですが、給料表は菊陽町の一般職の職員の給与に関する条例で規定する行政職給料表を準用することとし、職務の内容と責任に応じて別表に定める等級別基準職務表に掲げる区分に応じて給料表の1級1号給から2級125号給までを適用し、給与条例の適用を受ける職員との均衡を考慮し、規則で定めるとしております。

第5条は、フルタイム会計年度任用職員の職務の級ですが、第1項でその職種ごとに、その複雑困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は職務表によるとしてしております。第2項では、職務の級は任命権者が決定するとしています。

第6条は、フルタイム会計年度任用職員の号給ですが、新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定するとしております。

第7条で、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給、第8条で地域手当、第9条で通勤手当、第10条で時間外勤務手当、第11条で休日勤務手当、第12条で夜間勤務手当、第13条で宿日直手当について規定しています。地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当については、基本的には正職員の給与条例を準用することとしております。

第14条は、勤務1時間につき支給する給料及び手当の端数処理について規定しております。

第15条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当ですが、第1項で任期が六月以上のフルタイム会計年度任用職員には、正職員の給与条例を準用し、期末手当を支給するものとするものです。第2項では、任期が六月に満たないフルタイム会計年度任用職員について、1会計年度内の任期の合計が六月以上となったときは期末手当の支給の対象となる、任期が六月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすとするものです。第3項では、6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度末まで任用され、その翌日の次の年度の初日から再度任用されて、その合計が六月以上となったときも、任期が六月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすとするものです。

第16条では、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当についてですが、その種類、支給を受ける者の範囲、支給方法は、菊陽町職員の特殊勤務手当に関する条例の定めるところによるものとするものです。

第17条は、フルタイム会計年度任用職員の1時間当たりの給与額の算出についてを規定しております。

第18条は、フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間に勤務しないときの給与の減額についてを規定しています。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬ですが、第1項で月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額について、第2項で日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額について、第3項で時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額について規定しています。第4項では、第1項から第3項までの基準月額についてを規定しています。

第20条は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬を、第21条は、休日勤務手当に係る報酬を、第22条は、夜間勤務に係る報酬、第23条は、報酬の端数処理について、それぞれ規定をしております。

第24条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当ですが、フルタイム会計年度任用職員と同様に期末手当を支給することを規定しており、基礎額は在職期間における報酬の一月当たりの平均額とすることを規定しております。

第25条は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬ですが、正職員と同様の計算で出た額を支給するとしております。

第26条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給ですが、第1項で計算期間と支給期日を、第2項で日額または時間額の職員の支給についてを、第3項及び第4項で月額の職員の支給についてをそれぞれ規定しています。

第27条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出ですが、第1項ではその計算方法を、第2項では第28条で定める報酬を減額する場合の勤務1時間当たりの報酬額についてをそれぞれ規定しています。

第28条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額についてを規定しています。

第29条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償ですが、支給要件に該当する場合は、常勤職員の通勤手当に当たる費用弁償を支給することとしています。

第30条は、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償ですが、その額は、菊陽町職員の旅費に関する条例の規定を受ける職員の例によるとしています。

第31条は、給与からの控除、第32条は、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について、それぞれ規定しています。

第33条は、規則への委任を規定しています。

最後に、附則で施行期日を定めており、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第36号の菊陽町会計年度任用職員の給与に関して、今説明を受けたんですけど、1つは、今回この任用制度になり、期末手当、通勤手当、時間外勤務手当、退職手当などが出るのは非常に大歓迎なんですけど、菊陽町の場合はフルタイムとパートタイムがありますけれども、どのくらいの割合でこの移行に関して考えておられるのかというのが第1点です。

それから2つ目に、今回こういう制度、待遇の改善がありますけれども、これによって町の持ち出し、人件費の見込みは、概算でいいんですけども、どの程度考えられているのか。

それから、第3点目ですけれども、この待遇が改善することにより、今まで臨時職員だった方が任用職員になるんですけれども、そのとき業務による責任の度合いというのは今と変わるのかどうか、この3点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

まず、1点目のフルタイム任用職員、パートタイム任用職員のそれぞれの割合ということですか。これにつきましては、今現在の臨時・非常勤職員の職務の内容、時間等を精査しておりまして、今のところ何割になるとかそういったことについては、まだ分かっておりません。

それと、2番目のこの制度によって人件費がどのくらい増えるのかということですが、けれども、まだ詳細には試算しているわけではございませんし、また任用の仕方、任用の数によっても変わってくるものと思われましても、今現在見込んでおるのは約4割の増程度はあるのかなというふうには思っております。

それと、3番目の質問で、責任の度合いということですが、これにつきましても次年

度に向けて任用をしていくわけですが、その職務のそれぞれの部門部門で変わってくるかと思しますので、その辺の職務それと職責、責任ですね、その辺の度合いもこれから任用に向けて進めていく中で検討していくということになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質問はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 先日の全員協議会の説明で、基本的には理解をしたつもりでおりますけれども、少し詳細なところで質問なり確認なりをさせていただきたいと思えます。

7項目ほどありますので、質問は3回しかできませんから一遍に、まずまとめて質問したいと思えます。

第1点目です。従来の非常勤職員、臨時職員がありました。これはもう廃止をされるのか、廃止をしてこの会計年度任用職員制度にすっぽり変わってしまうのか、その辺についてまずお尋ねしたいと思えます。

それから2点目、かつて税法上の130万円の壁と通称言われておりました、あれ150万円に変わりましたですかね、税法上の壁がありましたけれども、例えば今後、会計年度任用職員で、この中にはパートタイムがありますけれども、その壁を越えたくない雇われ方をしたい人に対する対処はどう考えているか、これが2点目です。

それから、3点目です。いろんな職種があります。行政職、学習サポーター、特別支援指導員、学校図書館司書、用務員、給食関係、保育士等々ありますけれども、全職種が新制度の対象になるのかどうか3番目ですけど。

4番目に、この会計年度任用職員は、年度ごとに採用試験の対象になるのか。年度で切られてますので、その年度ごとに試験を受けなくてはいけないのかということです。

それから次に、会計年度任用職員は、採用に年齢制限があるのかどうか、同じくその定年があるのかどうか、5番目ですね。

6番目に、雇い止め、要するに任用期限が切れた場合または雇用継続をする場合、両方あると思えますが、この通告がどの時点でなされるのか、大体常識的に3月の予算が決定しないと次年度のことについては対応できないというふうには思いますが、これまでの非正規の方々の気持ちをしんしゃくをしてみると、次がどうなるのかというのが一大問題で、毎年その不安を抱えておるとい状況ですので、その点は従来どおり3月末になってしまうのかどうか、その辺をお答えいただきたい。

それから、最後です。会計年度任用職員とちょっと長たらしい名前になりますので、その略称か何かあるのかどうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

まず、第1番目の今までの臨時・非常勤職員はそのまま残るのか、全部廃止するのかという質問ですかね。これにつきましては、この前御説明いたしましたように、基本的には会計年度任用職員それと常勤職員等ということで、この前図をお配りしましたけれども。それ以外に例外的にあるのは、臨時的任用職員というのが、新しい地方公務員法第22条の3第1項または第4項、それから地方公務員育児休業に関する法律の第6条第1項第2号ということで、例えば正職員が育休をとって、その欠員の補充として雇う、これにつきましては会計年度任用職員ではなくて臨時的任用職員というようなことになります。あと、緊急的に一時的に任用する場合、それともう一つ、そういったところが臨時的任用職員というふうなことで、会計年度任用職員とは異なる任用ということになります。

それから、2番目の130万の壁、これ配偶者控除のことだと思いますけれども、これについてその壁を越えたくない人がいた場合ということですが、これにつきましては町の方から募集をして採用するわけですので、その採用、募集の条件に合った方が応募して任用されるということが基本でございますので、その雇われる方に合わせて町がどうするということは基本的にはないということでございます。

それから3番目が、いろんな職種があるが、今まである職種全部を対象とするのかということですね。これにつきましては、先ほど言いましたとおり、次年度に向けてのどういった職種をどう採用していくかということは今検討しておりますので、これについてはまだ検討中ということでございます。

それと、年度ごとに採用ということで、毎回試験を受けるのかということですかね。これにつきましては、もちろん毎年度選考になるか、筆記試験になるか分かりませんが、何らかの面接試験、何らかの試験はやるということになります。

それと、年齢制限ですけれども、これにつきましてはこれから規則等で定めてまいりますので、今のところまだどうするかというのは決めておりません。

それと、雇い止めということですが、これにつきましては会計年度任用職員は任用の期間を定めますので、当然いつからいつまでの、雇われるのはいつまでということがありますので、そしてまた新たに次年度にも任用を希望される方はまた応募していただくということになりますので、雇い止めという考え方は少し、ちょっとないと、そういった制度ではないということ御理解いただきたいと思っております。

それから、略称はあるのかという質問でしたけれども、今のところ略称等はございません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体理解ができましたが、少し抜けてるところがあります。

定年を聞きました、定年があるのかどうか。まあ、ちょっと待ってください。

それと、任用期間が切れて、例えば継続雇用になるのかならないのかというその通告ですね、どの時点でなされるのか、その2点、よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） まず、定年ですけれども、こういったものも規則で定めるということになるかと思えます。

それと、継続をいつ通告するのかということですかね。これにつきましては、会計年度任用職員なので、先ほど言いましたが任期が決まっておりますので、また次年度は新たに募集をかけまして試験をしてもらうということになりますので、それに合格すればまた次年度も更新ということになります。その詳細な時期については、今のところいつするかというのはまだ決めておりません。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 最後です。

今の一番最後の件ですが、先ほど申し上げたように、これは社会の安定性にもかかわってくる問題ですけれども、次の年度に自分がどうなるのかというのは、被雇用者としては大変気になるところなんですよね。だから、それが従来どおりであれば3月の予算が決定をして、それから検討をして通告というふうなことになるというふうに理解しておりますけれども、何かその辺の不安を解消することも考えるべきではないかなと思ったものですから、この質問をいたしました。ここでは答えられないでしょうけれども、ぜひ御検討をお願いしたい。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第36号菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、反対討論をいたします。

先ほど質問もしましたけれども、フルタイムの場合に期末手当、通勤手当、時間外勤務手当、退職手当など、待遇がよくなることは大歓迎だし賛成をしています。しかし、やはり任用1年、自治体の判断で、先ほど甲斐議員さんと総務課長のやりとりでは雇い止めとかではないということでしたけれども、自治体の判断で次から雇い止めというか、働いている人にとってはそういうこともできますし、そういうことになる可能性もあるし、やっぱり1年間の任用というのは不安定で、自分がずっと働けるかどうかというのものではないかというふうに思います。

それから、先ほど人件費の見込みとかは約4割の増ということで、ちょっとそれだけではよく分からないんですけれども、合志市なんかはフルタイム、パートタイムの割合などはほとんどフルタイムでいくとか、人件費が何千万円とか出されていますけれども、町の場合は責任の度合いなどもこれから検討していくということなんですけど、その辺についてはまた今後ただし

ていきたいというふうに思っています。ただ、根本的に私は、この菊陽町、非正規の職員が、以前は、数年前は九州県内でも4番目で県内でもトップの非正規率ということがありました。そういうことも議会で取り上げてきましたけれども、やはりこれが現状追認する制度ではないかというふうに考えます。本当は、公務員の場合は災害時とかいろいろ考えると、正規の職員の方が働かれるというのが一番望ましいと思うんですけども、今回この任用制度になった場合は、非正規の方が待遇は改善するにしても固定され、現状を追認する制度ではないかということに危惧するために反対をします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第37号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第37号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第37号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを説明いたします。

まず、提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度の創設等に係る関係条例の整備等を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容を説明いたします。

本条例は、会計年度任用職員制度の創設に係る9つの条例を一括して改正するものでございます。

恐れ入りますが、5枚目以降をお開きください。

参考資料で新旧対照表をつけておりますけれども、そちらで説明していきたいと思っております。

まず、参考資料の1ページを御覧ください。

菊陽町職員の定数条例の新旧対照表でございます。

第1条は、この条例における職員の定義ですが、現行の3行目の括弧書きの「臨時」を、改

正後は臨時の職員「臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る」に改めるものでございます。これは、地方公務員法の改正により、これまでの臨時・非常勤職員の任用根拠が明確化されたことに伴い、改正後の地方公務員法による臨時的任用職員は定数に含まれることとなりますが、そのうち臨時の職に関する場合は定数に含まれないとするものです。

ここで、臨時の職に関する場合とは、1年以内に廃止することが予想されている職員に関する任用の場合でございます。

なお、会計年度任用職員は定数には含まれません。

次に、2ページを御覧ください。

菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表であります。

第3条で報告事項を規定していますが、現行の3行目の職員の次に、「及び同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員」を加えるものであります。これは、報告事項の職員についてフルタイム会計年度任用職員が含まれるとするものでございます。

3ページを御覧ください。

菊陽町職員の分限の手續及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。

第3条は、休職の効果について規定していますが、現行の第3項の次に、「第4項法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは、「法第22条の2第1項、第2項の規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内」とする」を加えるものでございます。これは、心身の故障のための休職期間を会計年度任用職員については、任期の範囲内とするものでございます。

4ページを御覧ください。

菊陽町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。

第3条は、減給の効果について規定していますが、現行の「給料月額」の次に、「法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、菊陽町会計年度任用職員の給与、費用弁償に関する条例第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額」を加えるものでございます。なお、条例番号が入っておりませんのは、先ほど御審議いただいた条例で公布前のためでございます。この規定については、これはパートタイム会計年度任用職員を懲戒により減給する場合についての規定を加えるものでございます。

5ページを御覧ください。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の新旧対照表でございます。

第2条第2項第3号と第10条第3号の「第22条第1項」を「22条」に、条件附採用の附のこごとへんの「附」からこごとへんがない「付」に改めるものでございます。これは、地方公務員法の条項、字句に合わせた改正でございます。

6ページを御覧ください。

職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表でございます。

第7条は、育児休業している職員の期末手当等の支給についての規定ですが、現行の第2項

の第1行目から2行目にかけての「育児休業をしている職員」の次に、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、以下、会計年度任用職員というを除く」を加えるものであります。これは、会計年度任用職員については勤勉手当の支給はないため、育児休業中の勤勉手当について除外規定を設けるものでございます。

第8条は、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整についての規定ですが、現行の1行目、「育児休業した職員」の次に、「会計年度任用職員を除く」を加えるものでございます。これは、会計年度任用職員については、育休復帰後の号給調整について除外規定を設けるものでございます。

第19条は、部分休業ができない職員についての規定ですが、現行は「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする」と規定していますが、改正後はそれを明確にし、部分休業することができない職員を第1号で「育児休業法第17条で規定する短時間勤務職員」、第2号で「特定職に引き続き在職した期間が1年以上あり、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員、再任用短時間勤務職員以外の非常勤の職員」と規定するものです。

7ページを御覧ください。

第20条は、部分休業の承認についての規定ですが、現行の3行目の「非常勤職員」の次に、「再任用短時間勤務職員等を除く、以下この条において同じ」を加えるものでございます。これは、今回の会計年度任用職員制度により、これまでの非常勤職員が明確化されたことに合わせて再任用短時間勤務職員も明確にし、この条文における部分休業の取扱いから除外するものでございます。

第21条は、部分休業している職員の給与の取扱いですが、現行の1行目、「職員」の次に、「会計年度任用職員を除く」を加え、改正後の第1項の次に第2項を加えております。この第2項では、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与等の減額について規定しております。

9ページを御覧ください。

菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表ですが、第22条の次に1条追加し、第22条の2として地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず常勤の職員との均衡、その職務の特殊性を考慮して別に条例で定めるとしてあります。これは、会計年度任用職員の給与については、先ほどの議案第36号の菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において決めましたので、この1条を加えるものでございます。

10ページを御覧ください。

菊陽町職員の特殊勤務手当に関する条例の新旧対照表でございます。

第1条は目的ですが、現行の下線部、「菊陽町職員の給与に関する条例（昭和32年菊陽町条例第6号）第6号」を改正後は「菊陽町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年菊陽町条

例第6号)及び菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条」に改めるものでございます。これは、会計年度任用職員の特殊勤務手当の規定を先ほどの菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において定めたため改正するものでございます。また、この条例において引用する条例の題名を修正したところであります。

11ページを御覧ください。

菊陽町職員等の旅費に関する条例の新旧対照表でございます。

第1条は目的ですが、現行の2行目の「職員」の次に、「非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く）を除く、以下同じ」を加えるものでございます。これは、公務による旅費の支給について、再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員以外の非常勤職員はこの条例から除外するものでございます。

第3条第3項は、現行の1行目の地方公務員法の後の（昭和25年法律第261号）を削るものであります。これは、改正後の第1条第1項で地方公務員法を引用しましたので、第3条第3項では法律番号を省略するものでございます。

すいませんが、4枚目に戻っていただきたいと思っております。

附則で施行期日を定めておりまして、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第38号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第38号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第38号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

まず、提案理由でございます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び人事院規則15-14の改正により、本町職員についても時間外勤務命令を行うことができる上限を定める等の措置を講ずるに当たり、当該条例の一部を改正する必要があります。また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度の創設等に係る当該条例の整備を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容を説明します。

3枚目をお開きください。新旧対照表をおつけしております。

3枚目の新旧対照表ですが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表です。

まず1行目は、この条例の題名ですが、現行の題名には菊陽町がついておりませんので、題名の頭に菊陽町をつけるものでございます。

次の第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務についての規定ですが、第2項の次に第3項として、「前項の規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める」を加えるものであります。これは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び人事院規則の改正に伴い、時間外勤務命令の上限など、必要な事項を規則で定めるとするものでございます。

次に、第8条の2第3項の下から2行目の第8条を前条に改めるものであります。これは、字句の整理を行ったものであります。

次に、一番下の行から次のページにかけては、第18条ですが、現行の見出し中、「臨時または非常勤の職員」を、改正後は「会計年度任用職員」に改めるものでございます。

また、第18条中、「臨時または非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間職員を除く）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものでございます。さらに、下から2行目の「町長」を「規則」に改めるものであります。この第18条の改正は、これまでの臨時非常勤職員を明確化することに伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については規則で定める基準に従い、任命権者が別に定めることとするものです。

1枚目に戻っていただきたいと思います。

附則で施行期日を定めておりまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議案第39号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第39号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。

議案第39号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、お手元の議案を2枚おめくりください。

改正内容は、「支給認定保護者」を「教育保育給付認定保護者」に改めること、「支給認定子ども」を「教育・保育認定子ども」に改めることの2点です。

本年10月から、幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴い、無償化の対象となる子どもが認可外保育施設等を利用する場合においても教育・保育施設と同様の給付手続を行う仕組みが新たに設けられることになりました。このため、認可外保育施設等での給付手続と教育・保育施設への給付手続を区別する必要があることから、子ども・子育て支援法において給付手続に関する用語を改めております。本条例で使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例によるとしているため、本条例の一部を改正するものです。

1枚目にお戻りください。

最後に、附則において、この条例は令和元年10月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第40号 菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について**

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第40号菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第40号菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

まず、提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。

3枚目をお開きください。

菊陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の新旧対照表でございます。

第4条は、団員の欠格事項について規定しており、現行の「第1号から第4号に該当する者は団員となることができない」となっておりますが、改正後は第1号、「成年被後見人または被保佐人」を削り、第3号の「免職」を「懲戒免職」に改めるものでございます。そして、第2号を第1号に、第3号を第2号に、第4号を第3号とするものでございます。

この改正は、平成28年5月に成年被後見人制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年

被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、必要な見直しを行うこと等が定められました。また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月に公布され、同法の中で地方公務員法が一部改正されました。これに伴い、今回本条例において成年被後見人と被保佐人を消防団員の欠格事項としない改正を行うものでございます。

1枚目に戻っていただきたいと思えます。

附則で施行期日を定めておりまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第41号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第41号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第41号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを説明いたします。

まず、提案理由でございます。

消費税法及び地方税法の改正により、10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられることを考慮し、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する考え方を踏まえ、関係条例における使用料等の消費税相当額を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明をいたします。

この条例は、16の関係条例の一部を改正するものであり、各担当課にまたがるものでありますが、私の方で一括して説明をさせていただきます。

内容の説明は、参考資料の新旧対照表により行います。

恐れ入りますが、8枚目の参考資料の1ページをお開きください。

参考資料の1ページから4ページは、菊陽町町民センター設置条例の新旧対照表であります。

まず、別表第1は、勤労青少年ホームの使用料ですが、和室、講義室、音楽室、料理実習室の冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改めます。また軽運動室は、これまで空調設備がありませんでしたが、今年度空調設備を整備予定でありまして、冷暖房費220円を新たに設定するものでございます。

次に、別表第2の1、地域センターの施設使用料ですが、各地域センターの各室の冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改めるものでございます。

2ページの方をお願いします。

次に、2、地域センター設備使用料ですが、菊陽町光の森町民センターの音響設備と液晶プロジェクターの使用料1回「320円」を「330円」に改めるものでございます。

次に、別表第3は、働く婦人の家使用料ですが、和室、講義室、調理室の冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改めるものであります。

次に、3ページの別表第4の1、レクリエーション施設使用料ですが、菊陽町光の森体育館の全館、ステージを含む、「400円」を「420円」に、バレーボールコートとバスケットボールコート1面「200円」を「210円」に改めるものでございます。また、バドミントンコートと卓球場、1面「150円」を「160円」に改めるものであります。

次に、2、レクリエーション施設設備使用料ですが、菊陽町光の森体育館の体育館の音響設備1回の町内者「320円」を「330円」に、町外者「640円」を「660円」に改めるものでございます。

次は、5ページですけれども、菊陽町東部町民センター設置条例の新旧対照表であります。

別表の和室、会議室、調理室、ふれあいの間、コミュニティホールの冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改め、多目的ホールの冷暖房料1時間当たり「200円」を「220円」に改めるものであります。

6ページを御覧ください。

菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例の新旧対照表であります。

別表第1の和室、交流室A、交流室Bの冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改めるものであります。

7ページを御覧ください。

菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の新旧対照表でございます。

別表の1、施設使用料の健康相談室、栄養指導室、機能回復訓練室、集会及び運動指導室、教養娯楽室の冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改めるものでございます。

8ページを御覧ください。

菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の新旧対照表であります。

別表第1のア、普通手数料、10リットルにつき「108円」を「110円」に、イ、最低手数料、1回につき「620円」を「630円」にそれぞれ改めるものでございます。

9ページを御覧ください。

菊陽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の新旧対照表であります。

第12条は使用料の算定ですが、2行目の「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

10ページを御覧ください。

菊陽町都市公園条例の新旧対照表であります。

別表第4中の、菊陽杉並木公園スポーツ広場の4分の1面、1時間「270円」を「280円」に、全面、1時間「1,080円」を「1,100円」に改めるものであります。

11ページを御覧ください。

菊陽町杉並木公園管理センター設置条例の新旧対照表であります。

別表第1、菊陽杉並木公園管理センター使用料の学習室1室につきとホールの冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」にそれぞれ改めるものであります。

12ページを御覧ください。

菊陽町下水道条例の新旧対照表であります。

第15条は、使用料の算定方法ですが、2行目の「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

13ページを御覧ください。

菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の新旧対照表であります。

別表の1、スポーツの場開放の体育館全館の使用料1時間当たり「400円」を「420円」に、バレーボールコートとバスケットボールコート1面の使用料1時間当たり「200円」を「210円」に、バドミントンコートと卓球場1面、1時間当たり「150円」を「160円」に改め、一番下の運動場夜間照明の使用料1時間当たり「860円」を「880円」に改めるものであります。

2、文化・学習活動の場開放の武蔵ヶ丘中学校武道場談話室と菊陽中学校音楽室の冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改めるものであります。

15ページを御覧ください。

菊陽町公民館設置及び管理等に関する条例の新旧対照表でございます。

別表の各室の冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改めるものであります。

16ページを御覧ください。

菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例の新旧対照表であります。

別表の各室の冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改めるものでございます。

17ページを御覧ください。

菊陽町南部町民センター設置及び管理に関する条例の新旧対照表であります。

別表の和室A、和室B、会議室、調理実習室の冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改め、多目的ホールの冷暖房料1時間当たり「200円」を「220円」に改めるものであります。

18、19ページを御覧ください。

菊陽町図書館設置及び管理に関する条例の新旧対照表であります。

別表は、図書館ホール使用料ですが、左側の現行を右の表とおリ改正するものでございます。

19ページの備考の3の「3,240円」を「3,300円」に改めるものであります。

20ページを御覧ください。

菊陽町ふれあいの森研修センター設置及び管理に関する条例の新旧対照表であります。

別表中、各室の冷暖房料1時間当たり「100円」を「110円」に改め、宿泊の場合の使用料、大人1人「510円」を「520円」に、子ども1人「300円」を「310円」に改めるものであります。

21ページを御覧ください。

菊陽町町民総合運動場設置条例の新旧対照表であります。

別表第1の2、放送施設使用料1回につき「1,080円」を「1,100円」に改めるものであります。

別表第2の1、菊陽町町民総合運動場夜間照明使用料1面当たりの野球場の1時間につき「1,620円」を「1,650円」に改め、ソフトボール場の「1,080円」を「1,100円」に、多目的広場「1,620円」を「1,650円」に改めるものでございます。

22ページをお願いします。

菊陽町町民体育館条例の新旧対照表であります。

別表の1、施設使用料の体育館全館の使用料1時間当たり「400円」を「420円」に、バレーボールコートとバスケットボールコート1面の使用料1時間当たり「200円」を「210円」に、バドミントンコートと卓球場1面の使用料1時間当たり「150円」を「160円」に改めるものであります。

2、放送施設使用料1回につき「320円」を「330円」に改めるものであります。

すいませんが、5枚目をお開きください。

5枚目ですけれども、8行目から次のページにかけて附則でございます。

附則の第1項で、この条例は令和元年10月1日から施行するとしております。

附則の第2項から第9項で、経過措置を定めております。

第2項では、この条例による改正後の菊陽町町民センター設置条例、以下条例が幾つもありますが、すいませんが、そこは省略させていただいて、の規定は、この条例の施行日、以下施行日という、以後に使用許可を受けた者に係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた者に係る使用料についてはなお従前の例によるとしております。

第3項では、この条例による改正後の菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、施行日以後に行うし尿の収集、運搬に係る手数料について適用し、施行日前に行われたし尿の収集、運搬に係る手数料についてはなお従前の例によるとしております。

第4項では、施行日前から継続して農業集落排水処理施設を使用している者に係る使用料にあつて、施行日前から令和元年10月31日までに初めて使用料の額が確定する者、施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日以後である者、事項において特定使用料という、にあつては当該確定した者のうち同項で定める部分については、第6条の規定による改正後の菊陽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるとしております。

第5項では、特定使用料のうち前項の規定によりなお従前の例によるとされた部分は、特定使用料のうち施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう、以下この項において同じ）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算して金額に係る部分とするとしております。

第6項では、前項の月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときはこれを一月とするとしております。

第7項から第9項までは、第4項から第6項までの規定と同様に、下水道条例の一部改正に係る経過措置を定めております。

以上で説明を終わりますが、この条例については各課にまたがりまますので、御質問については担当部課長がお答えしますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今説明いただきました議案第41号ですけれども、これだけ使用料等値上げなんですけど、どれだけの財源が見込めるのかということと、町は消費税が8%から10%に値上げをされても特に国に納めなければいけないということはないと思うんですけど、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 使用料について、財源の見込みはということでございすけれども、こちらにつきまして、平成30年度の各施設の使用料についての部分で試算をして

おるところでございますけれども、それにつきますと約47万円程度がこの消費税の改正によつての金額となるということでございます。

それから、消費税は国へ地方公共団体は納める必要がないのということでございますけれども、こちら消費税に係る分につきましては国の方からも、いわゆる最終的に消費者に負担していただくということで適正な転嫁が求められているところでございますので、それぞれ施設を利用される方につきましては、その改正分は負担していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 消費税が10%に上がるということで、それを転嫁するということが、僕としてはもう妥当だなと思っておりますが、ちょっと料金の決め方で二、三お尋ねしたいことがあります。二、三じゃない。

まず、5ページをちょっと見ていただきたいと思うんですが、5ページの多目的ホールの使用料ですけれども、冷暖房の使用料です。従前は200円だったのを220円にすると、そういうことで、これは10%に伴って金額の値上げだと、そのように思います。

続いて、13ページをちょっと見ていただいてもいいですか。

13ページは、スポーツの場の開放というところですが、バレーボール、バスケットボールが200円ですよ。でも、改定後は210円。先ほどは200円から220円、こっちが200円から210円、この違いが一番最後の施設使用料というところでバレーボールコート、それからバスケットボールコートが時間当たり200円が、やっぱりこれも210円なんです。冷房使用料が220円になって、施設使用料が210円になっているという、ここの差というのはなぜ出たのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 生涯学習課課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） お答えいたします。

今回の施設使用料につきましては、これまで消費税が導入されました平成元年度の消費税率3%、消費税率の改定がありました平成9年の5%、平成26年の8%の際に見直しを行っており、このたびの10月からの消費税率10%の引き上げに当たり、同様に施設使用料の改正を行うものであります。

施設使用料の改正に当たりましては、これまでの消費税率改定時の使用料の見直し方法と同様に消費税率導入前の施設使用料を基準額とし、それに消費税率を乗じて積算しております。

今回の場合、基準額に10月以降の消費税率10%を乗じて施設使用料を算定し、算定した額が現在の使用料より10円以上の増額となったものについて施設料を改正しております。

御質問の冷暖房費につきましては、基準額が100円でございます。これが今回10%に上がりますので、110円ということで改正をさせていただきます。

次に御質問がありました、体育施設のバレーボールコートにつきまして、消費税導入前の基礎額が400円でした。以前は、施設の使用料が午前、午後、夜間というふうな区分で、そちらの使用料が400円でした。前回、施設使用料の改正をするに当たりまして、こちらの午前、午後、400円を、区分としまして午前440円、午後440円、それに電気代を110円を加算しまして、午前、午後が合わせまして8.5時間になりまして、午前、午後の440円を2倍しまして110円、電気代110円を8.5倍した額、これが1,815円になりますが、これを今現在が1時間当たりの使用料となっておりますので、8.5時間当たり1,815円を1時間当たりに換算しますと213円となります。ですので、10円未満の端数については切り捨てまして、今回210円という試算になりました。ですので、今現行の200円を今回210円ということで改めさせていただきますものになりました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第41号に反対の討論を行います。

1つは、消費税、そもそも8%から10%の値上げについては反対をしてるんですけども、その中で今回地方公共団体は消費税を納める必要がないということと、各施設の使用料、先ほど質問しましたが約47万円程度ということですけども、やはり町民に負担をかけるというのは問題だと思いますので、反対です。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

執行部の皆様をお願いします。

説明をするときは、必ず私の名前、議長としっかり答えないと私も左右分かりませんので、何回も言わなんでしょう。その辺のところ、今度言いませんから、当てませんからね、しっかり言ってください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第42号 菊陽町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第42号菊陽町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、議案第42号菊陽町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

まず、提案理由でございます。

これまで何度も説明をさせていただきましたが、固定資産税の課税誤り及び個人住民税の課税業務における免税牛売却所得の入力漏れによります処理誤りにつきまして、町長と副町長の責任を明確にし、町長及び副町長の給与を減額するため、本条例を改正するものでありまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料により説明をさせていただきます。

参考資料の1ページをお願いいたします。

第1条は、町長の給料の特例でございますけれども、改正前の「平成31年4月1日から平成31年7月31日まで」を改正後は「令和元年10月1日から令和元年10月31日まで」に改めるものでございます。これによりまして、町長の給料につきましては10月分を10分の1減額するものでございます。

第2条は、副町長の給料の額の特例でございますが、同じように改正前は「平成31年4月1日から平成31年6月30日まで」でございましたが、改正後は「令和元年10月1日から令和元年10月31日まで」に改めるものでございます。これによりまして、副町長の給料につきましても10月分を10分の1減額するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は令和元年10月1日から施行するといったしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時21分

再開 午前11時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第43号 令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第43号令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第43号令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和元年度もはや5か月が過ぎ、歳入予算の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不足額が生じたものなど、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に6億5,543万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億552万7,000円と定めるものです。

次に、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

次の2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正は、1の追加が1件ございます。納税通知書等作成、印字、封入、封緘業務委託で、期間が令和2年度から令和4年度までの3年間、限度額が582万4,000円です。

8ページをお開きください。

第3表の地方債補正は、1の変更で、臨時財政対策債の限度額を1億1,820万円減額し1,480万円に、社会福祉施設整備事業の限度額を350万円増額し2,510万円に、県営土地改良負

担事業の限度額を160万円増額し440万円に、小学校施設整備事業の限度額を3,410万円減額し1億8,960万円に変更するものです。

12ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の2固定資産税、目の1固定資産税は4,201万8,000円増額しています。内訳は、説明欄に記載のとおりです。

次に、款の12地方特例交付金、項の4子ども・子育て支援臨時交付金、目の1子ども・子育て支援臨時交付金は、10月からの幼児教育・保育無償化に伴う県、町の負担分を本年度に限り交付されるもので、1億3,923万9,000円増額しています。

下の13ページを御覧ください。

款の13地方交付税は、普通交付税を9,897万3,000円減額しています。普通交付税の決定額845万1,000円による減額となります。

款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、節区分の5児童福祉費負担金は、説明欄の施設型給付費負担金で、10月からの幼児教育・保育無償化に伴う県、町の負担分が款の12地方特例交付金として交付されるため、その分の予算を組み替えたことにより9,623万9,000円減額、子育てのための施設等利用給付交付金で同無償化に係る預かり保育、認可外施設利用の国負担分を2,476万9,000円増額しています。

14ページをお開きください。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金は、旧武蔵ヶ丘第一保育園の建て替えに係る光の森武蔵ヶ丘保育園施設整備費補助の単価増により1,583万4,000円増額しています。

目の3衛生費国庫補助金、節区分の5感染症予防事業費等補助金は、風疹の感染拡大防止のための補助金を310万6,000円計上しています。

目の7教育費国庫補助金は、節区分の1小学校費補助金で、菊陽北小学校トイレ改修事業が国の平成30年度第2次補正予算での採択となったため、本町では平成30年度補正予算に計上したことによりまして、令和元年度当初予算に計上していた菊陽北小学校大規模改造事業のうち当該事業分1,049万4,000円減額し、節区分の3幼稚園補助金で幼児教育無償化に伴う預かり保育等利用給付補助として758万4,000円増額しています。

下の15ページを御覧ください。

款の18県支出金、項の2県補助金、目の3衛生費兼補助金は、説明欄の少子化対策総合交付金で、熊本県少子化対策総合交付金事業を実施するための補助金として234万3,000円を計上しています。

目の9災害復旧費県補助金は、節区分の1農林水産業災害復旧費補助金で7月の大雨による馬場地区内の新町井手災害復旧費補助として455万円計上し、節区分の3平成28年熊本地震復興基金交付金で菊陽南小学校区の放課後児童クラブ建設に、光の森仮設団地のみんなの家と他

市町村の同施設の再利用する事業、共同墓地復旧支援事業に対する補助金として1,850万9,000円増額しています。

次に、款の19財産収入、項の2財産売却収入、目の3有価証券売却収入は、保有しておりました熊本空港ビルディング株式会社の株券800株を熊本国際空港株式会社へ売却したことにより2億1,400万円計上しています。

16ページをお開きください。

款の21繰入金、項の1特別会計繰入金、目の1特別会計繰入金は、平成26年度に国庫財政調整のため、法定外繰出しとして繰り出しておりましたものを一般会計へ戻し入れすることにより、国民健康保険特別会計繰入金を1億円計上しております。

下の17ページを御覧ください。

款の22繰越金は4億2,106万6,000円増額し、計を5億7,106万6,000円としております。これは、平成30年度からの繰越金を補正するものです。

18ページをお開きください。

款の24町債は、先ほど地方債の補正で説明したとおりですが、項の1総務債は臨時財政対策債を1億1,820万円減額し、項の2民生費は老人福祉センター施設整備事業350万円増額し、項の5農林水産業債は、県営堀川地区農村地域環境保全整備事業のため、県営土地改良負担事業を160万円増額し、下の19ページを御覧いただき、項の9教育債は菊陽北小学校施設整備事業を3,410万円減額しています。

20ページをお開きください。

次は、3の歳出になります。

歳出の中でそれぞれの目に、給料、職員手当等がございますが、これは職員の増員及び人事異動による組み替え等によるものですので、説明等は省略させていただきますが、54ページ以降の補正予算給与費明細書を後ほど御覧いただければと存じます。

それでは、増額の大きいものを中心に御説明いたします。

下の21ページを御覧ください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の3財政管理費は、節区分の23償還金利子及び割引料で、平成30年度の交付税検査における錯誤分の返還として3,987万3,000円計上しています。

22ページをお開きください。

目の8財政調整基金等費は2億1,500万円計上しています。地方財政法第7条第1項の規定により、平成30年度の歳計剰余金5億7,106万6,000円の2分の1を下らない額を積み立てる必要がありますので、令和元年度は2億9,000万円を積み立てることといたしました。内訳は、財政調整基金に既に当初予算で計上している7,500万円を差し引いた2億1,500万円を計上しています。

24ページをお開きください。

項の2徴税费、目の1税務総務費、節区分の23償還金利子及び割引料で、固定資産税住宅用

地の課税誤り及び法人町民税の確定申告による還付として、説明欄の還付金を3,840万8,000円、還付加算金を663万3,000円増額しています。

少し飛びますが、31ページをお開きください。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の15工事請負費は、菊陽南小学区の放課後児童クラブ建設で、光の森仮設団地のみんなの家と他市町村の同施設の計2棟を再利用する工事であり、施設本体、設計、施工管理、外構を含む一括発注とする事業を2,963万円のうち2,900万円計上しています。節区分の19負担金、補助及び交付金は、説明欄の私立保育所等整備補助金で、光の森武蔵ヶ丘保育園の施設整備に対する国庫補助基準単価の増により1,781万2,000円増額しています。

32ページをお開きください。

目の4保育園費は、節区分の20扶助費で、説明欄の認可外施設等利用給付は、10月からの幼児教育無償化に伴う利用給付分として2,197万8,000円計上し、説明欄の預かり保育利用給付は、同無償化に係る預かり保育、一時預かり保育事業利用給付分として2,756万2,000円計上しています。

34ページをお開きください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の3環境衛生費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定費用負担金は、計画期間を令和2年度から令和12年度までの10年間とする同計画を策定するに当たり、熊本市への本町負担分として216万3,000円計上しています。

38ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費、節区分の19負担金、補助及び交付金、説明欄の土地改良区工事等助成金は、曲手地区護岸改修工事ほか2件の工事等に対する助成金を534万7,000円計上しています。

目の17農業構造改善事業費は、「さんふれあ」施設の温泉の源泉用水中ポンプ取り替え工事に対する負担金を357万4,000円計上しています。

下の39ページを御覧ください。

款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費は、プレミアム付商品券事業について、当初実行委員会を立ち上げる計画で節区分の19負担金、補助及び交付金での予算計上としていたものを商工会への業務委託とすることにより、節区分の13委託料へと予算の組み替えを行っております。

40ページをお開きください。

目の2企業誘致費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、説明欄の工場等立地促進補助金を5,974万3,000円増額しています。

下の41ページを御覧ください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費は、節区分の11需用費で道路舗装

及び区画線などの劣化による修繕のため4,000万円、42ページをお開きいただき、節区分の12役務費で側溝清掃のため600万円、それぞれ増額しています。

次に、目の3道路新設改良費は、節区分の15工事請負費で新山2号線路面排水対策1,300万円、節区分の17公有財産購入費で駅前地区内里道を拡幅整備するため1,100万円、それぞれ増額しています。

下の43ページを御覧ください。

項の4住宅費、目の1住宅管理費は、節区分の15工事請負費で青葉台団地への外部階段手すり設置のため130万円増額しています。

45ページをお開きください。

款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費は、節区分の13委託料で国土強靱化地域計画策定のため323万3,000円増額しています。

46ページをお開きください。

款の10教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費は、節区分の1報酬で、説明欄のスクールソーシャルワーカー報酬は、現在1名のスクールソーシャルワーカーを配置しており、さらに1名増員し、相談業務の充実を図るため247万3,000円増額しています。

下の47ページを御覧ください。

項の2小学校費、目の5学校建設費は、節区分の15工事請負費で菊陽北小学校大規模改造事業のうちトイレ改修事業が国の平成30年度第2次補正予算での採択となったため5,534万円減額しています。

48ページをお開きください。

項の4幼稚園費、目の1私立幼稚園費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の市立幼稚園就園奨励費補助金について、10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、補助金から扶助費への予算組み替えにより3,191万9,000円減額し、節区分の20扶助費で、説明欄の私立幼稚園給付費は、補助金から扶助費への予算組み替え及び同無償化に係る幼稚園預かり保育事業など利用給付分と合わせて4,765万5,000円計上しています。

51ページをお開きください。

款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、7月の大雨による馬場地区内の新町井手災害復旧事業のため700万円計上しています。

最後に、53ページを御覧ください。

款の14予備費は、予算調整のため779万7,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第44号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第44号令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第44号令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、武蔵ヶ丘北小学校施設拡張整備のための用地取得を土地取得特別会計において先行取得し、その後に一般会計において当該用地を購入する計画であり、そのため土地取得特別会計の補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に8,138万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,227万2,000円と定めるものです。

次に、第2条で地方債の補正を計上しているところです。

2ページをお開きください。

2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、1の変更で武蔵ヶ丘北小学校施設拡張用地取得のため公共用地先行取得事業の限度額を8,050万円増額し、2億9,040万円に変更するものです。

5ページからは補正予算に関する説明書になります。

8ページをお開きください。

まず、2の歳入ですが、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、

88万3,000円増額し、計を186万円としています。

次に、款の4町債、項の1町債、目の1総務債は、武蔵ヶ丘北小学校施設拡張用地取得のため8,050万円を計上しています。

下の9ページを御覧ください。

次は、3の歳出です。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は8,138万3,000円計上しており、内容は武蔵ヶ丘北小学校施設拡張用地取得のための節の12役務費、13委託料及び17公有財産購入費です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 公共用地先行取得債の事業なのですが、武蔵ヶ丘北小学校の用地拡張ということですが、北側というふうに考えてございますか、武蔵ヶ丘北小学校の北側。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 北小学校の拡張に伴いましては、北と西側に農地が広がっております。この部分のうちの6,000平米を取得したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時1分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第45号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第45号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） こんにちは。

それでは、議案第45号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1枚めくっていただき、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）をお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に4,706万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億7,491万2,000円と定めるものです。

第2条で地方債の補正を計上しております。

次の2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正であります。ここでの説明は省略させていただきます。内容につきましては5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正は、1の変更で工業団地整備事業の限度額を1,800万円減額し、1億450万円に変更するものです。

8ページをお開きください。

2の歳入につきまして御説明申し上げます。

款の3繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、平成30年度からの繰越金で6,506万4,000円を増額し、計を1億6,506万4,000円とするものです。

款の4町債、項の1町債、目の1土木債、節の区分で工業団地造成事業債は、平成30年度からの繰越金と今回の追加補正額との調整を行い、1,800万円減額し、計を1億450万円とするものです。

下の9ページを御覧ください。

3の支出につきまして御説明申し上げます。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、節区分17公有財産購入費で（仮称）第2原水工業団地整備事業の土地購入費として4,700万円を計上しております。増額の理由につきましては、農地以外の山林やため池などの土地購入費で、所有権移転後に全額を支払いするための予算でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第46号 令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第46号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第46号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に1億4,939万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,889万4,000円と定めるものでございます。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明申し上げます。

款の11繰越金、項の1繰越金、目の1その他繰越金は、前年度からの繰越金を1億4,939万4,000円増額し、計を1億6,939万4,000円としています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について御説明いたします。

款の9諸支出金、項の3繰出金、目の1一般会計繰出金は、平成26年度に一般会計から繰り入れしました法定外の財政調整繰入金金の返還分として1億円を計上しております。

款の10予備費は、平成30年度国民健康保険事業費納付金の精算が令和2年度にあるため、繰

越財源として4,939万4,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第47号 令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第13、議案第47号令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第47号令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,989万4,000円と定めるものでございます。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明申し上げます。

款の5繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、平成30年度からの繰越金を210万円増額し、計を1,010万円としています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について御説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、平成30年度後期高齢者医療保険料の収納結果による納付金の精

算分として210万円を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第48号 令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議案第48号令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第48号令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に9,263万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億9,931万8,000円と定めるものです。

次に、2ページをお開きください。

歳入は、繰入金及び繰越金の増額です。下のページで、歳出は、総務費及び予備費の増額です。

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の10繰越金は、平成30年度の決算が確定したことにより9,258万6,000円を増額し、1億713万5,000円としております。

次に、9ページを御覧ください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を3,641万8,000円増額しております

が、説明欄に記載の前年度の事業実績に基づく国、県等への返還金である償還金になります。

最後に、10ページを御覧ください。

款の予備費を5,616万8,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第49号 令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第15、議案第49号令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第49号令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算編成の主な理由としましては、支出では公共下水道事業で熊本北部流域下水道建設負担金が増になったものであります。また、収入では、下水道使用料で事業所の汚水量増加により予定額を増加したものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後、補正予算実施計画書で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款事業収益を420万6,000円増額し、13億5,710万6,000円としております。

また、下段の支出の第1款事業費用を420万6,000円増額し、13億299万4,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を830万円増額

し、9億7,649万3,000円としております。

また、下段の支出の第1款資本的支出を830万円増額し、13億6,287万1,000円としております。

御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し3億8,637万8,000円不足しておりますので、その補填財源についての説明を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。

第4条企業債の補正につきましては、後で内容は説明しますが、限度額を流域下水道事業分で900万円増額し、1,220万円としております。

また、流域関連下水道事業分で200万円減額し、5億9,960万円とし、企業債全体の限度額を700万円増額し、7億1,750万円に変更しております。

続いて、第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費の補正につきましては、187万3,000円減額し、4,507万8,000円としております。

続いて、第6条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を130万円増額し、9,356万5,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明します。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきまして、直接徴収分で事業所からの汚水量が増加しており、420万6,000円を増額し、次の7ページの支出で項の1営業費用の420万6,000円の増額に充てるものです。

また、支出の営業費用の目の1環境費のうち備考欄の委託料330万円につきましては、緊急時の管路等補修業務の委託料が年度末までの分として不足する見込みであるため増額するものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入の項の1企業債、目の1企業債のうち備考欄の流域下水道事業債は、支出で熊本北部流域下水道建設負担金が国の国土強靱化3か年計画による交付金の前倒し採択により、来年度に予定していた浄化センター電気設備改築更新工事を本年度実施することになり、900万円を増額するものです。

また、備考欄の公共下水道事業債は、支出で人事異動による人件費等の減額に伴い200万円を減額するものです。

企業債全体の補正額としては、700万円の増額となります。

続いて、項の4補助金、目の3他会計補助金は、支出の農業集落排水事業でマンホールポンプの老朽化によるふぐあいが発生しており、早期の取替えを必要としているため、一般会計繰入金を130万円増額するものです。

次に、9ページを御覧ください。

資本的支出の項の1建設改良費、目の1施設費は、備考欄で先ほど収入で説明いたしました

熊本北部流域下水道建設負担金900万円増額と人件費等の200万円減額を合わせた700万円の公共下水道事業の増額と、マンホールポンプ取替え工事130万円の農業集落排水事業の増額の合わせて830万円を増額するものです。

次の10ページからは、補正後の令和元年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第50号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第16、議案第50号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第50号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

全体で24路線の内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

菊陽第二土地区画整理事業の施行に伴い築造した区画道路でございまして、今回町道に移管するために必要とされる道路境界の確定測量と道路法に基づく道路台帳の基本となるデータの整備が完了したことから、津久礼地区の1から6までと2ページ目、原水地区の7から12までの計12路線について認定をお願いするものであります。延長、幅員については、一覧表のとおりであります。

3ページを御覧ください。

13の路線は、馬場3号線であります。場所は、馬場区玄番橋の北側の民間住宅地開発で築造

され、町に帰属された道路であります。

4 ページを御覧ください。

14の路線は、宮ノ下2号線であります。場所は、上津久礼地区の県道瀬田竜田線南側、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

5 ページを御覧ください。

15の路線は、下沖野11号線であります。場所は、三里木北区の三里木町民センター東側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

6 ページを御覧ください。

16から22の7路線は、沖野2丁目の県道辛川鹿本線北側に位置し、地区計画により民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

7 ページを御覧ください。

23の路線は、新町19号線であります。場所は、新町地区の県道熊本菊陽線と町立みどり保育園の間に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

8 ページを御覧ください。

24の路線は、原水駅前7号線であります。場所は、原水駅の南西側に位置し、グループホーム菊陽スマイルの西側を南北に抜ける既存の里道であり、地元からの要望により町が道路改良事業を行うため認定を行い、お願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第51号 町道路線の変更について

○議長（上田茂政君） 日程第17、議案第51号町道路線の変更についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第51号町道路線の変更について御説明いたします。

提案理由であります。三里木区内のイオン菊陽店東側において、町道駄飼代久保線の完成に伴い、町道三里木廣街道線の終点位置が変わりましたので、道路法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

図面を御覧ください。

青色の破線の路線が、菊陽第二土地区画整理事業によって施行されたモノコパレス菊陽店の北側及び西側に位置する町道駄飼代久保線であります。この路線の完成に伴い、町道三里木廣街道線の赤線の破線部が廃止となり、旧終点が西側の新終点に移動したものであります。このことにより、延長が1,049.02メートルから587.03メートルとなります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 報告第4号 平成30年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（上田茂政君） 日程第18、報告第4号平成30年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 報告第4号平成30年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。

1枚めくっていただき、健全化判断比率の報告書を御覧ください。

報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比

率があり、上段の数値が実際の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支額について分析するものですが、決算では5億7,106万6,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないということです。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計を加えた実質収支額で、決算では11億9,705万4,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないということです。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に費やした一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準25%に対し7.9%という結果となりました。

最後は、将来負担比率です。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準350%に対し算入されないという結果になりました。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲内にありますので、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

1枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書です。

資金不足比率は、公営企業である下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計に関するものです。資金剰余が下水道事業会計で1億7,429万5,000円の黒字、工業団地造成事業特別会計で1億6,506万4,000円の黒字となりますので、資金不足比率として数値にあらわすことができないということになります。したがって、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計は、経営状況は安定していると言えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号平成30年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（上田茂政君） 日程第19、報告第5号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 報告第5号有限会社さんふれあの経営状況について御説明申し上げます。

有限会社さんふれあは、町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度決算に関する書類及び令和元年度予算に関して報告するものであります。

1枚めくってください。

平成30年度の決算報告書になります。

2ページの貸借対照表を御覧ください。

左側が資産の部、右側が負債の部となっております。

左側、資産の部でございます。流動資産計5,270万2,012円に固定資産計580万2,677円を加えた資産の部合計が5,850万4,689円となっております。

右側の負債の部では、流動負債計3,600万9,991円に固定負債の85万9,788円を加えた負債の部合計が3,686万9,779円となっております。

その下段の純資産の部合計が2,163万4,910円、負債及び純資産の部の合計が5,850万4,689円でございます。

次に、3ページ、損益計算書を御覧ください。

売上高は、温泉売り上げ、トレーニングジム売り上げ、大広間売り上げ、売店、氷菓里売り上げ、直売所売り上げ、直売所委託料収入、その他収入を合わせた売上高の合計が1億446万7,183円となっております。

次に、売上高から仕入れなどの売上原価1,250万523円を減じた売上総利益は、9,196万6,660円となっております。その下段の販売費及び一般管理費は、1億2,836万8,013円となっております。

なお、内訳については、次の4ページを御覧ください。

役員報酬、職員の給与、手当、水道光熱費、業務委託料、燃料費、衛生管理費などに要した額が記載されております。

恐れ入りますが、3ページに戻っていただき、中段の売上総利益9,196万6,660円から販売費及び一般管理費1億2,836万8,013円を減じますと、マイナス3,640万1,353円の営業利益となります。この営業利益に営業外収益253万1,616円を加え、営業外費用344円を減じたマイナス3,387万81円が経常利益となります。これに特別損失1万2,008円と法人税、住民税及び事業税7万1,000円を減じたマイナス3,395万3,089円が当期の利益となります。

7ページをお開きください。

5月16日に監査が実施され、5月30日に有限会社さんふれあから報告されたものであります。

次に、参考資料の次のページをお開きください。

収支予算に関する平成30年度計画とその実績及び令和元年度計画を添付しております。

交流ターミナルの管理運営に当たり、町と有限会社さんふれあとの間に締結されました菊陽町総合交流ターミナルの管理運営に関する協定書第6条では、営業利益の半額以上の額を町へ納付すると規定しておりますが、交流ターミナルの大規模改修に伴い、平成30年度におきましては10月のリニューアルオープンまでの間、温泉部門、食事部門の休業により大幅な減収減益となり、赤字決算となりました。このため、町への寄附金の支出はありません。

なお、同協定第21条の規定に基づく協議を経て平成30年3月に締結しました大規模改修工事に伴う損失に係る協定に基づき、令和元年5月17日に大規模改修工事に伴う休業期間中の従業員の人件費等の補償費用として1,500万円を交付しております。この補償費につきましては、一番右側の令和元年度計画の下から4行目の営業外収益の中に含まれております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時42分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和元年9月17日（火）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(令和元年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和元年9月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 発議第4号 本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書(案)

日程第3 発議第5号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)

日程第4 議員派遣について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第52号 財産の取得について

日程第2 議案第53号 都市公園を設置すべき区域について

日程第3 同意第4号 菊陽町教育委員会委員の任命について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 布 田 悟 君

10番 福 島 知 雄 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 北 山 正 樹 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 部 長 吉 永 公 紀 君

総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君

福 祉 生 活 部 長 阪 本 章 三 君

健 康 保 険 部 長 服 部 誠 也 君

経 済 部 長 士 野 公 典 君

土木部長 小野秀幸君
総務課長 板楠健次君
都市計画課長 井芹渡君
学務課長 矢野信哉君

会計管理者兼
会計課長兼
総務部次長兼
財政課長
総務課総務法制係長
施設整備課長

酒井章彦君
西本一浩君
小泉秀和君
山川和徳君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（上田茂政君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件について、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務常任委員会、産業建設常任委員会の順とします。

まず初めに、文教厚生常任委員長佐々木理美子君。

○文教厚生常任委員長（佐々木理美子君） 皆さんおはようございます。

今定例会で文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員長の報告をいたします。

最初に、付託案件についてです。認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第4号平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号平成30年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、以上4件でございます。

9月9日、10日の2日間で、各課から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議を行いました。経過につきましては、資料が配付されておりますので、主なものについて報告させていただきます。

まず、図書館について。

図書館ホールの使用料は、平成30年度は658万2,455円の歳入になっている。町外の方の利用はどれくらいで、どのような演目で使用されているのかという質問には、ホールの町外利用は全体の4分の1で、社交ダンスやジャズダンスの発表会、ピアノの発表会での使用が多いということでした。

学務課に入ります。

スーパーバイザーの役割は何かとの質問には、久留米大学の教授に講師に来ていただき、学校の困難な事案に対してスクールソーシャルワーカーにアドバイスをいただいている。また、スクールワーカーと教育委員会との連携についても助言をいただいているとのことでした。

また、給食調理委託料1,585万7,414円とあるがの問いには、菊陽西小学校の給食室改修に伴い、デリバリー給食を提供するためにかかった費用のうち、保護者負担の差額である。改修期間は、4月初めから9月4日までです。新しい給食室は広々としていて、子どもたちは、改修が早く終わり、給食を食べたいと言っていたそうです。

次に、生涯学習課、中央公民館に入ります。

菊陽町体育協会補助金と総合型地域スポーツクラブ育成補助金の違いはという問いには、菊陽町体育協会の補助金は町内の各スポーツ種目協会への補助金。菊池郡市や熊本県民体育祭への参加、主催イベントを開催するための費用に使われています。総合型スポーツクラブ育成補助金は、NPO法人スポーツクラブきくように助成され、町民向けの各種スポーツ教室の開催費用に使われています。今年4月からの小学校運動部活動の社会体育移行では、受け皿としてジュニアきくスポを立ち上げ、活動していただいているとのことでした。

次は、町民課です。

マイナンバーカードの発行状況はとの問いに、7月31日現在で申請が5,582件、交付が4,640件、交付率は11%となっています。熊本県内の交付率は約13%です。来年2月3日から、コンビニでの住民票、戸籍、税務関係の交付が始まりますが、交付率も伸びるのではないかとのことでした。

福祉課です。

被災住宅応急修理補助金と復興基金の転居費用助成金、民間賃貸住宅入居支援助成金は平成30年度で終わりかという問いには、被災住宅応急修理補助金は平成30年度までで、転居費用助成金、民間住宅入居支援助成金の申請期間は令和2年2月28日までとの報告でした。

子育て支援課です。

民営化した保育所の建物売払い金の対象園と金額の内訳はとの質問では、売払い金の対象園は白菊園、白鈴園、さくら園です。白菊園は1,357万2,500円、白鈴園は1,124万7,500円、さくら園は1,837万2,500円という売払い金の内訳です。

また、病後児保育「こあら」、「ゆーかり」の利用状況は、これは平成30年度実績で475人でした。ちなみに、平成29年度は351人でした。

それから、子どもの健やかな成長を支援するため、9億590万5,000円の児童手当も支給されております。また、学童クラブきくようには運営委託料として8,500万8,000円、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金として844万6,000円と、子育てに手厚い支援が行われています。今後、今以上の子育て支援の充実に向けて尽力いただきますようお願いいたします。

健康・保険課に入ります。

運動指導委託料の委託先、対象者については、委託先はくまもと健康支援研究所である。20代から50歳代、40代・50代、60歳以上の3つのコースを対象に健康推進コースを開催しています。来られた回数ごとに健康ポイントを交付しているとのことでした。

子ども医療費が無料になったが、受診件数は増えたかの問いには、子ども医療の対象が中学3年生まで拡大した平成23年度以降は受診数は横ばいであるとの答えでした。

国民健康保険特別会計の審議においては、人間ドックの補助金と利用率について質問がありました。健康・保険課によりますと、30歳以上の国民健康被保険者と利用者487人で計算して約8%で、補助金はどのコースでも2万5,000円ですという回答でした。

また、特定健診受診率の目標を60%にしているが、達成できていないというお話でした。自分自身の健康は、家族を含め、健康や幸せにもつながります。町全体が健康であれば、町の利益にもつながります。その辺も配慮して、今以上の啓発活動を進めていくべきだと感じました。

介護保険課では、敬老会の補助金についての各地区への分配方法や開催方法についての質問、介護保険特別会計では、介護予防教室、生活支援コーディネーターの内容についての質問がありました。

以上が2日間の主な審査の経過です。

なお、2日目の10日午後より、民間保育園のラビット保育園、西部支所の児童館と放課後学童施設にじいろ、武蔵ヶ丘北小学校の電子黒板を活用した算数、英語の授業の様子を視察しました。

付託されました案件、認定第1号平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定、認定第4号平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号平成30年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、全員賛成で認定すべきものと決しました。

なお、質疑については自席で答弁をいたします。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第4号平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを質疑いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成30年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第6号平成30年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、総務常任委員長西本友春君。

○総務常任委員長（西本友春君） 皆さんおはようございます。

総務常任委員会の委員長報告を行わせていただきます。

認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定について、認定第2号平成30年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての審

議状況を報告いたします。

人権教育・啓発課では、団体活動助成金では既に補助金の交付をやめている自治体ほどの程度あるのかに対し、県内21市町村のうち熊本市、山鹿市、玉名市が行っておらず、八代市については補助金という形ではなく、各種研修会の都度、旅費と参加費を助成するという形で交付している状況で、菊池郡市2市2町は同じように助成しているとのことでした。

次に、阿蘇大津人権擁護委員協議会補助金ですが、法務省から囑託されている各市町村の人権擁護委員が集まって活動する協議会で、委員は無報酬のため、加盟市町村の人口割と委員数で算出されたこの補助金が活動資金となっており、熊本地方法務局阿蘇大津支局管内の市町村が対象となっております。

次に、小学校における学習会の回数は約300回で、単価は、講師に対し1回2,200円となっております。

そのほかに、同和問題はもとより、人権に関するさまざまな課題、いじめ、女性差別、障がい者、LGBTなどに対して職員研修及び議員研修を行い、関係する人たちの意識を変えていくことが大切との皆さんの意見もありました。

財政課では、事故繰越しとは何かに対し、平成28年度に事業を予定したものについて、平成29年度に繰越しを行ったが、業者不足等の理由により事業が完了しなかったため、再度、平成30年度へ繰り越したものです。通常であれば翌年度に事業が完了しますが、今回は熊本地震関連事業であったため事業が完了しなかったもので、今回が初めてのケースで、通常はあり得ないとのことでした。

また、平成30年度は1,519万9,000円だった地方交付税の今後の見込みに対しては、固定資産税、住民税が増加しているため、このままでいけばいずれは不交付になる可能性はありますとの回答で、町長が常日ごろから言っている「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」のために、町独自の政策及び事業運営をすることが必要だと私個人的には感じました。

次に、財政調整基金積立金の積立基準については、前年度の剰余金について、地方財政法の中で2分の1を下らない金額について財政調整基金に積み立てることになっているとのことでした。

アスベストの検査については、庁舎内にアスベストが吹きつけられた天井があり、通常は飛散するものではないが、毎年空気中の濃度検査を行っているために、除去しない限り今後も検査は続くとのことでした。

会計課においては、口座振替手数料、窓口収納手数料及び公金収納データの作成業務委託料についての質問があり、口座振替、窓口払いに対して金融機関に支払う手数料で、両方とも1件10円の手数料となっております。

議会事務局に対しては特段ございませんでしたが、今回、議場のシステムを変更いたしましたので、議員の皆様には一度は説明する時間を設けたいとのことでしたので、お知らせをいたします。

総合政策課では、ふるさと基金の返礼品についての質問があり、もともと「さんふれあ」で扱っている野菜等が中心でしたが、平成29年度以降、返礼品の見直しを行い、平成30年度末では76品目ほどあります。その中でも馬刺の申込件数が多くっており、今後も申し込みしやすい価格帯の設定や、広く町内に返礼品の募集をかける等の取組を続けていくとのことです。

また、返礼品なしでの町が提案する政策に対し寄附を募るようなものは、現在、該当するものはないとのことです。

現在、町が運営している巡回バスバス停道路占用料は、バス停が設置されているのが国道ならば国に、県道であるならば県に占用料を支払っており、平成30年度分は国は免除されているために、全て県に対する支出となっているとのことです。

また、現在の巡回バス委託料が2,885万円となっていることから、今回の公共交通体系の見直しでは現在の経費を目安として実施する予定だが、詳細な算出はできていないとのことです。

空家等対策計画策定業務委託料では、平成29年度からの繰越事業で、菊陽町において今後増えていくであろう空き家等について、その発生を抑制し、空き家等の適正管理と利活用を盛り込んだ菊陽町空家対策計画を策定した委託料となっております。

情報系端末台数は全体として270から280台で、年度ごとに少しずつ更改を行っており、平成30年度はリース切れの端末が63台で、その設定料となっております。

税務課につきましては、不納欠損の主な原因として、財産がない、生活を著しく困窮させる、3、処分をすることができる財産がともに不明、4、死亡か倒産の4つになっており、また固定資産を滞納される方は、不動産の資産は所有しているが、基本的に支払うお金がない方で、町としては分納相談や納付を促す催告を行っているとのことです。

被災した家屋や納屋を取り壊した場合の固定資産税の取扱いでは、住宅を取り壊した場合は住宅用地の軽減がなくなり、固定資産税が高くなる可能性もありますが、熊本地震による住宅取り壊し後の土地については、法改正により令和2年度まで引き続き軽減が適用される場合があるのと、納屋を取り壊した場合は、駐車場として利用したりすると高くなる可能性もあるが、更地で何も管理してない状況であれば雑種地の中でも一番低い評価となり、固定資産税は安くなるとのことです。

選挙管理委員会では、毎年の選挙で下がり続ける投票率を上げるためにどのような取組を行っているかについては、光の森町民センターにおける期日前投票所の開設期間を1日から4日に行ったり、若年層への啓発として18歳、19歳の有権者に啓発はがきを送っていますが、今回も低下したので、委員は2年に1度視察研修をしており、情報収集に努めて改善を図りたいとのことでした。

総務課では、三里木町民センターのテニスコートは今年度修理が行われるが、総合体育館完成後の使用方針では、当面使用するが、将来的には検討の必要性があるとのことです。

国の法律が変わって嘱託員の身分がなくなるが、その後の文書配布については区長会、自治

会と協議中だが、区長会からは文書配布を今後の業務から分けてほしいと希望が出ており、これを受けて業者委託または自治会委託を検討している状況とのこと。

町全体の職員定数は250人だが、平成30年度の正規職員は227人、臨時職員は136人、非常勤職員は214人。今年度の正規職員は236人で、次年度採用については、今年度の退職者数や各課等の業務量の関係があるので現時点で採用人数は確定していないが、増員する方向で募集を考えているとのことでした。

(仮称)防災センター整備事業基本設計業務委託は、防災センター内の部屋割りや設備の方向性が流動的だったことや、職員によるプロジェクトチームの資料作成、運営支援もあわせて行ってもらうこととしたため、コンサルタント業者を指名して入札を行ったものでございます。

土地取得特別会計におきましては、平成18年度に南側用地を含めた土地を約21億円で取得をし、キャロピア建設時には南側用地を土地取得特別会計から一般会計へ戻し、その資金で町債を返済したもので、今回の北側用地は平成28年度には返済を完了しておりましたが、今回の防災広場2ヘクタールのうち、もともと町所有だった2,033.9平方メートルを除く1万7,966.1平方メートル分について、今回、土地特別会計に11億4,095万2,866円を支払い、一般会計へ買い戻した。しかし、土地取得特別会計には町債が残っていないので、その金額を一般会計へ繰り入れたものです。残りの約1ヘクタールについても、このような事業国庫補助があれば今回と同じ形になるということで、しっかり取り組んでいくとのことでした。

また、委員会の現地視察では、熊本地震のときに敷地内のコンクリート外壁が崩壊し、隣のおうちのカーポートと車を壊し、基礎部分の鉄がさびたり崩壊しており、いつ崩壊してもおかしくない状況で、菊陽町空家対策等協議会において特別空き家の認定がなされた戸次地区にあるプレハブと、現在建設中の(仮称)光の森多目的広場のグラウンドと管理棟を視察をいたしました。

続きまして、総務常任委員会に付託された認定の審議結果について報告をいたします。

認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認定第2号平成30年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

なお、質問は自席にて行わせていただきます。

○議長(上田茂政君) 総務常任委員長の報告を終わります。

これから質疑、討論、採決を行います。

認定第2号平成30年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(上田茂政君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号平成30年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長福島知雄君。

○産業建設常任委員長（福島知雄君） 皆さんおはようございます。産業建設常任委員長の福島知雄でございます。

去る9月9日、産業建設常任委員会に付託された案件を一件ずつ慎重に審議をいたしましたので、御報告いたします。

今回、産業建設常任委員会に付託された案件は、認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定のうち産業建設常任委員会に属する事項について、認定第3号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第34号平成30年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上3件でございます。

まず初めに、農政課の審議報告をいたします。

出席委員、説明者は御覧のとおりでございます。

付託案件は、認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項についてでございます。

委員より、林業振興費、委託料、負担金を毎年払い続けていくと木の売却では採算がとれない。この件は他市町村との関係で進めていくのは理解しているが、過年度分を含めると大きい。今後の方針を明確にして説明できるようにしてもらいたいという質疑に対しましては、委託内容としては、町有林を瀬田裏に約3.4ヘクタール及び岳河原に約3ヘクタール所有しており、合わせて約6.49ヘクタールの下草刈りの管理を行っている。また、瀬田裏の作業道路3,810メートルの維持管理、岳河原の防火線払い1,400メートルも行っているという答弁でございました。

委員より、今後の町工事等に町有林の木材を利用するような計画を立て、回収できるようにしていただきたいという提案もありました。

さらに、林業には多目的な目的で地下水涵養の意味合いもあると思うが、回収できるよう考慮する必要があるという提案もございました。

委員より、「さんふれあ」で雨漏りが発生したようだが、原因は何かとの質疑に対しまして

は、構造木の締めつけボルト部分とはりにすき間があり、台風の横雨により漏水が発生した。対策として、ボルトのすき間を埋めて止水するようになりましたというところでございます。

続きまして、商工振興課の審議報告をいたします。

出席委員、説明者は御覧のとおりです。

付託案件は、認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項、認定第3号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

まず、認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項についてを審議いたしました。

委員より、杉並木沿線下草刈り委託はどこに委託しているのかという質疑に対しましては、例年、シルバー人材センターに委託しているというところでございました。

委員より、商工会の補助金が増えるようだが、いつから上げる計画かという質疑に、今年度から170万円増額し、950万円の補助をする予定である。これは、経営指導員増員に係る人件費に充当される予定であるという答弁でございました。

委員より、建築組合に4万5,000円の補助をしているが、理由は何かという質疑に、すぎなみフェスタや鼻ぐり井手祭で子ども向けブースの出展を行うなど、地域貢献をさせていただいているからであるという答弁でした。

続きまして、認定第3号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明がありました。丁寧な説明によりまして、質疑事項はありませんでした。

次は、農業委員会の審議報告をいたします。

出席委員、説明者は御覧のとおりでございます。

付託案件は、認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項についてでございます。

委員より、国有農地等管理処理事業補助金の歳入があるが、場所はどこかとの質疑に、新山にある菊陽レディースクリニックの東側にある国有農地等であるという答弁でございました。

ほかに質疑はありませんでした。

続きまして、下水道課の審議報告をいたします。

出席委員、説明者は御覧のとおりです。

付託案件は、議案第34号平成30年度菊陽町下水道会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。

まず、下水道課について審議報告いたします。

委員より、下水道施設の老朽箇所の調査はどのように行っているかという質疑に、管路についてはストックマネジメント計画の中で布設年度をエリア分けしており、古いエリアから順次、テレビカメラを用い、状況調査をしているという答弁でした。

委員より、下水道使用料の料金改定の検討状況はどうかという質疑に、本年度中に10か年の

経営戦略を策定する。収支計画についても策定するようになっている。その内容次第で判断する予定であるという答弁でございました。

続きまして、農業集落排水事業について審議報告いたします。

委員より、農業集落排水事業は今後いつまで続くのかという質疑に、既存集落の管整備は終わっている。開発等により管を延長する必要があるときに設計委託、工事を行うことになっているという答弁でした。

委員より、今も国の補助金はあるかという質疑に、農業集落排水事業としては完了しているため、国の補助金はないということでした。

続きまして、環境生活課の審議報告をいたします。

出席者、説明者は御覧のとおりです。

付託案件は、認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項についてでございます。

委員より、し尿処理費がかかるということは水洗化されてない場所があるということだが、なぜ水洗化されてない場所があるのかという質疑に、土地の形状や環境により配管が難しく、既存の下水管への接続ができない場所が存在するためであるという答弁でした。

委員より、下水道の普及率は100%になることがないのであれば、今後もし尿処理費がかかり続けることになるが、対象地域はどこかという質疑に、農業集落排水区域であるということでした。

次に、都市計画課の審議報告をいたします。

出席委員、説明者は御覧のとおりです。

付託案件は、認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項についてでございます。

委員より、都市計画基本図作成業務委託料で1,080万円の支出があるが、過去に測量、作成したものに修正を加えているが、これだけの費用がかかったのかという質疑に、2500分の1の基本設計に加え、10000分の1の総括図も作成しているということでした。

委員より、公園緑地管理業務委託料に2,180万円とあるが、地区委託と業者委託の割合はという質疑に、街区公園は地区へ委託しており、102か所で430万円程度である。光の森公園のような比較的広い公園については業者へ委託しており、14か所で1,200万円程度であるということでした。

また、第二土地区画整理事業の完成予定はという質疑に、令和3年度を予定をしているということでした。

続きまして、建設課の審議報告をいたします。

出席委員、説明者は御覧のとおりです。

付託案件は、認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項についてでございます。

委員より、住宅使用料について、収入未済額が多いが、生活困窮によるものか、悪質な滞納ではないのかという質疑に、滞納者は地震後に急激に増えている。地震の影響により職を失った方や、支出が増え、生活が苦しくなった方が多く見られる。滞納者には個別に交渉してるということでございます。

また、委員より、橋梁点検業務委託について、老朽化の判断によりかけかえが必要な橋梁はあるのかという質疑に、かけかえ及び大規模な改修を必要とする橋梁はないということでした。

以上で審議に対する答弁の報告を終わります。

これから産業建設常任委員会に付託された案件につきましての採決結果を報告いたします。

まず、認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定のうち産業建設常任委員会に属する事項については全員賛成でした。したがって、認定第1号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については全員賛成でした。したがって、認定第3号は認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第34号平成30年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の報告については、可決及び認定することに全員賛成でした。したがって、認定第34号は可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会に付託された案件の審議報告を終わります。

なお、現地視察におきましては、菊陽空港線の延伸の現地を視察してまいりました。

以上で報告を終わります。

なお、質問は自席にてお受けいたします。

○議長（上田茂政君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第1号の反対討論をします。

その理由は、第1に、馬場入道水の教育集会所の建設に9,539万7,000円の支出がされたことです。入道水教育集会所の活動の中では、みどり園ほしの会のみで、それ以外は特にやられていません。人権教育、啓発の拠点とされていますが、利用状況などから見て非常に多額だと思います。また、人権啓発というのであれば、西本委員長の報告にもあったとおり、今、LGB

Tの問題やいじめ、女性、障がい者の問題、ハンセン病などいろいろありますので、町としてもそういうところもしっかりと取り組む必要があると思います。

2つ目に、人権啓発推進費の団体活動助成金380万円について、これも減額をいつも求めてきましたが、ほとんど同額出ていますけれども、運動団体への支出なので、やめるべきだと思います。県内でも、お隣の大きな熊本市をはじめ玉名市や山鹿市では支出されていませんし、八代市では必要な経費だけを出すというふうに運用されていますので、この点も問題だと思います。

3つ目は、マイナンバーについてです。このカードは、先ほど報告にありました交付開始から3年半、4年たっていますが、全国でも13%の普及率で、菊陽町内では11%です。今、国はいろいろマイナンバーを使って今後また検討してますけれども、私、これだけ広がらないのは、個人情報への漏えいやプライバシーを侵害する危険を抱えている。町民にとっては非常に必要性が低いと思います。これは、繰越明許で432万円システム改修で上がっていましたが、この取組も問題だと思います。

第4なんですけれども、待機児童の問題ですが、毎回のように議会で取り上げてきましたが、保育士の処遇改善なども進めて一刻も早い解消をと訴えていますけれども、なかなか改善されません。また、今度の議会で任用制度などが新たに変わりましたが、職員の非正規率が県内でもトップと言える高さです。町は、人口も急増し、町民の要求も多様化しています。皆さん行政の方々の努力もあって、税収も県内でもトップクラスです。その財源を生かして、待機児童の解消や非正規職員、臨時職員の労働条件、もっと正職にするとか、そういう待遇改善が必要だと考え、こういう点については改善をというふうに思っています。

以上の理由で反対をします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 認定第1号につきまして賛成の立場で討論いたします。

まず、学校教育施設整備の環境整備については、第5期菊陽町総合計画の中で基本方針として、児童・生徒の増加及び老朽化に対応するため計画的な整備を進めますという基本方針が打ち出されています。菊陽北小学校、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘中学校、3つの学校の改修工事の進捗状況を確認しました。この3つの事業は、3件とも年度をまたぐ事業であり、30年度におきましては合計で約4億2,373万円を執行して改修工事が行われております。ほかにも、5,370万円をかけた菊陽中学校のプール改修工事、菊陽南小学校のブロック塀対策業務など、子どもたちの安心・安全対策も含めた教育に対する環境整備が行われております。

また、子育て支援の充実を図るため、放課後児童健全育成事業で、菊陽西小学校のなのはな、武蔵ヶ丘北小学校のにじいろ、新たに2つのクラブが開所し、保育の受け皿の充実が図られております。

それから、町立保育所の民営化という大きな事案もございました。いろんな意見やうわさも

飛び交いましたが、私ども議会の議決を経て、町立保育所5園は予定どおり運営を民間に移管しております。

道路整備には約4億2,000万円という大金が使われております。生活道路の維持管理や、古閑原上堀川線交差点改良をはじめとした道路新設改良工事がつつがなく行われております。

震災関係では、熊本地震で被災した菊陽町民体育館の災害復旧工事には当初予算に3,593万円が計上してありました。この件につきましては、昨年に一般質問をしております。予算額での改修が行われており、答弁にもありましたように、予定どおり9月からの利用が再開されております。

また、数多くの方が利用されている町民グラウンドのトイレ改修も行われており、清潔になり、皆さん喜んでおられると思います。

防災に関しましては、防災に強いまちづくりに向けてソフト、ハード両面から体制づくりが行われております。新たな災害対策本部の運営マニュアルやBCPを策定し、防災士育成にも、39名の方に防災士育成受講費が助成されております。

(仮称)光の森多目的広場の整備については、賛否両論あり、物議を醸しましたが、昨日、進捗状況がどうなっているかを確かめてきました。建物等の骨格は既に建ち上がっており、整備に向け、着々と事業が進展しております。

(仮称)防災センター整備については、昨年6月に一般質問を行っておりますので、しっかりと確認させていただきました。1,300万円の予算に対し、答弁どおり、基本設計料2件合わせて1,291万円の支出がっております。

農業、商工業で主なものは、内覧会にも案内をいただきました「さんふれあ」の大規模改修工事には2億3,270万円の支出がっております。その中で、新しい企画も取り入れてトレーニングジムが新設されました。事務に設置されております何種類ものトレーニング機器だけでも約2,411万円の費用がかかっております。そのうち地方創生事業からの補助金が581万円あり、実際の町の支出は1,830万円ということですが、運用状況については、せっかく大金をかけてつくった施設でございます。今後、定期的な統計をとり、調査していく必要性も感じたところです。

また、菊池郡市広域連携の中核を担っております菊池広域連合へのし尿処理費や消防費などの菊陽町の負担額は4億2,834万円となっております。特に、し尿処理費の合計は4市町合計で4億1,335万円となっており、このうち菊陽町の占める割合はごくわずかであり、約7.5%で3,117万円と、管内で最も少ない支出額となっております。これは、現在まで何十年もかけて、下水道事業をはじめ環境衛生対策に町が力を入れて取り組んできた成果のあらわれだと思います。

ただ、繰越しもやや目につきます。これは、全くの私の個人的な意見でございます。容認できる繰越しとできない繰越しがあると思います。国、県からの助成金の絡みとか、用地買収の遅れとか、やむを得ない場合は仕方ありません。しかし、努力してできる範囲内のことは、せ

っかく予算立てをしているわけですので、なるべく年度内の予算執行ができるように頑張りたいと思います。

最後になりますが、目新しい政策を施行されたことは十分に評価していい部分だと思います。平成30年度は、新しく、健康づくり推進を目的とした健康ポイント事業、きくよう健康倶楽部を設置、実施されております。万歩計の活用は、健康に対する啓発活動にもつながり、歩くことの大切さを再認識する機会にもなったと思います。この政策が新たな付加価値を生み出し、健康のみならず高齢者対策などにも反映していくような気がいたします。町が掲げる、みんなが健康で暮らせるまちづくりにもつながってきます。

また、将来における町の財政運営を考えたとき、医療費、社会保障、高齢者対策などへの莫大な費用算出が今以上に増加するものと思われまます。そういう観点からも、病気を防ぐための早期予防対策は欠かせません。このような健康ブームを後押しする取組は、町民の皆様方にも十分評価していただけたのではないのでしょうか。そういう政策への賛同も含め、予算の執行状況も私なりに健全であると判断いたしました。

以上のような理由により、認定第1号菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成討論といたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号平成30年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長報告は認定とするものです。この決算は各委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

認定第3号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、議案第34号平成30年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号平成30年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定するものです。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第34号は可決及び認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 発議第4号 本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第2、発議第4号本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、布田悟君外11名の議員から提出されました。

提出者を代表して、布田悟君に趣旨の説明をお願いします。

○9番（布田 悟君） 傍聴の皆さん、おはようございます。

戦後、先の大戦後、憲法が改正され、発布されて72年を過ぎました。その間、日本国を取り巻く周辺の事態、具体的に申し上げますと中国、韓国、北朝鮮、そしてロシア、その周辺隣国により日本国の領土の安全を脅かすような事態が起きております。

また、日本国列島を覆う大自然の脅威、阪神・淡路大震災、そして東日本大震災、3年半前に起きました熊本県におけます大震災。この震災における自衛隊の、国民、とりわけ熊本におきましては熊本県民、南阿蘇、益城町、菊陽町、大津町、熊本市、この地におけます大地震による莫大な人的そして物的損害を救援、そして人命を救出する自衛隊の活躍は目覚ましいもの

でありました。

今まで、そのような自衛隊の活躍を中心とする国防問題、そして日本国民の財産と生命を守る、そのような必要性につきまして、自衛隊の必要性につきまして論議されたことはありませんでした。このような状況の中でありまして、特に憲法改正における少子・高齢化に伴う現在の問題、そして教育問題。また、熊本県は地方に当たりまして、関東、関西を中心とする都市と地方の格差、これも広がってきております。日本国のあり方、そして日本国における家族のあり方も考え直さねばなりません。

憲法典におきましては、憲法前文の問題に、てにをはの問題から、おかしい、現代になじまない、これはどこの国によってつくられたものであろうかというような矛盾も十分指摘されております。そのような中、今に至りまして72年間も憲法改正がされていないというのは、全世界を見ても日本国は不思議な国であります。敗戦国であったドイツも、七十数回を超す憲法改正をしております。

そのような理由をもちまして憲法改正が必要な状況でありますけれど、約10年前に設置された憲法審査会は一度も開催されておられません。これは、国民の負託を受けた衆参両議院における国会議員の職務放棄とも言える怠慢であります。地方議員であります我々を含めまして、そのような議員が国民の負託に応えられないような行動をとった場合は、これは罷免の問題でもあります。

しかしながら、国会議員はその立場にあぐらを組んで何もしない。国民のための必要性があるにもかかわらず、憲法改正の発議に向けての具体的な討論を開始しようとしません。それは主に野党側にあるわけでありまして、そのような憲法審査会が一刻も早くまともな、国民の負託に応える、現在の日本国の置かれた状況を踏まえた論議が進められるよう、国に対して衆参両院議員、そして議長に対して意見書提出を求めるものであります。

議員皆様方にはその点を十分御理解いただき、菊陽町民の代表である、そして熊本県の一翼を担う地方議員であるということを認識していただいて、どうか賛同いただきたいと思います。

趣旨の説明にかえます。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○17番（北山正樹君） それでは、提出者の布田議員に質問をいたします。

意見書（案）にいろいろと書いていただいているわけですが、その中で、ちょうど中ごろですけども、自衛隊の憲法への明記などについて発言したことを発端に憲法改正にかかわる国民的な関心が高まっていますということをここに述べて、その下に、産経新聞、FNNの合同世論調査で67.5%云々と、こう書いてあるわけですけども、それではお尋ねしますが、朝日新聞

とかNHKとか、ほかの調査ではどのような数字になってるのかをお答えください。

それと、先ほど趣旨説明の中で、ドイツは70回ぐらい変えたと言ってますよね。ドイツは基本法ですけれども、基本法の中で変えるところと変えてはいけないところときっちり分けておりますが、その変えてはいけないところがなぜ変えちゃいけないのか。そして、そのところはどのようにドイツが考えてらっしゃるのか、憲法上ですね。そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） まず、FNS関係の調査、そのパーセンテージを上げておりますけれど、朝日新聞その他の報道機関もございますけれど、FNNですね。FNSと言いました。FNNについては書いております。ただ、つらつらと全部書いてもいいんですけど、憲法改正につきましてもその点は新聞社、報道機関の主義主張もございますので、そこで偏ったパーセンテージが出てるところもありますけれど……

（17番北山正樹君「いや、何%かって聞いているんですよ」の声あり）

おおむね自衛隊の憲法改正については賛成、5割を超えてるという調査結果、アンケート結果が出ていたと思います。

それと、西ドイツ、ボン基本法、これにつきましては憲法改正はしてはいけない、そういう憲法条文もあるということですけど、私はそこまでは見ておりませんが、これはいずれにしても憲法改正がそこでされたということが重要であります。憲法改正発議がされて、それが国民の前に一回も提示されないということが問題なんです。西ドイツは敗戦国。しかしながら、東西に分けて東西冷戦の中にもありましたけれど、しかしそのような中でもちゃんと憲法改正はされてるわけでありまして。日本国は72年間も、一度も土俵にも上げられることなく憲法改正がされなかったということでもあります。だから、国会議員はその発議をする義務があるわけで、その義務を放棄している野党側、政党名は言いませんけれど、お分かりと思いますけれど、言いませんけれど、これは明らかに国民に対する職務怠慢ということでもあります。

西ドイツ、ボン基本法については、当初申し上げましたとおりであります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 質問にきっちり答えていただきたいなと思うんですよ。

で、NHKも朝日新聞もおおむね50%を超えてるといようなお答えだったですね。僕が言っているのは、これは町民の皆さんを代表して、この町議会が国会に意見書として提出するわけでしょう。その趣旨に間違いやちょっとした偏った考え方があるということは、町民を代表した議会の決定というのには僕はふさわしくないと思ってるわけです。

ですから、先ほど言いましたけど、西ドイツではなくてドイツの基本法です、今ね。ドイツの中では、憲法改正していいところ、これは主に行政の運営に関するところなんです。他国に対する武力行使とか、そういうことについては、過去の戦争に関する、そこから出てき

た反省に基づいたものについては変えてはいけないうてなってるわけですよ。

ですから、そこを知らないでこういうのを提案するというのが僕はいまいち理解できないんですけども、憲法改正というのは国会が決めることですから、国会がその任に当たるためには、丸投げをするということは僕はふさわしくないと思ってます。ですから、ここに書いている趣旨のことぐらい、または趣旨説明で述べられたことぐらいはきっちり答えるということが必要だと思いますので、改めて聞きますが、NHKとか朝日新聞等では何%だったんですか。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） それは、いつの時点でのパーセンテージかというのを言ってもらわないと分かりませんよ。これは常時変わるわけでありまして。先ほど言いましたような大震災とか周辺事態、危機が出てきたから、憲法改正の、特に自衛隊明記の問題が出てきたわけでありまして。それを、これ以上は言いませんけれど、私はそこまで各社の新聞、報道機関、そういったところが何%かというのは、ここは調べてはおりませんが、皆さん御存じだと思いますけど、報道されましたよね。あの熊日でさえ憲法改正については5割を超えてるという報道があったと、そういうふうに私は認識しております。

それともう一つ、ドイツの憲法改正についてですけど、ドイツの憲法改正についてはそういった規定があるかもしれません。ここは日本なんですよ、日本。ただ、ドイツに限らずほかの、これは何か国もあります、憲法改正してるのは。そういった1か国の憲法改正について日本の憲法改正との矛盾点を出して、それがいかにも憲法改正になじまないような指摘をされるのは、これはちょっとどうかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、菊陽町も地震による損害を受けております。そして、自衛隊による復旧支援活動、私たちは体験してきましたでしょ。北山さんも分かるでしょ。みんな体験してるわけですよ。水もいただきましたよ。風呂にも入りましたよ。そういった自衛隊の活動をしっかりと見てきてるわけですよ。だから、菊陽町にとっても、熊本県にとっても、もちろん日本国にとっても、憲法改正の中に自衛隊を明記すると。自衛隊の方々、自衛隊の組織としても誇りを持って活動できるような、そういった憲法に規定することが必要だと思うからこうやってやってるわけです。日本国民が望んでることでもあります。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 発議第4号、反対討論を行います。

今回の意見書は、憲法のあり方について各政党の考え方の提示を求め、早急に憲法審査会に

において本格的な議論が行われるように要望する意見書案が提出されています。以下の理由で反対をします。

その前に、今、朝日新聞の世論調査等を質疑がありましたので、少し紹介します。参議院選挙直後に朝日新聞が実施した世論調査では、安倍内閣を支持するが42%を占める一方で、改憲に積極的な勢力が3分の2に届かなかったことはよかったとするのが43%となっています。安倍首相に一番力を入れてほしい政策では、年金など社会保障が38%、教育、子育てが23%、景気、雇用が17%に続き、憲法改正は3%にこのときの調査ではすぎません。これは、朝日新聞の7月24日付です。

私の反対理由の一つなんですけれども、憲法審査会といいますと、かつての日本国憲法について広範かつ総合的な調査、以前はそういうのを憲法審査会は目的にしてたんですけれども、今は全然根本的に違っています。今の憲法審査会は、自民党などが強行採決で成立させた憲法改正手続法、国民投票法に基づき設置をされています。憲法審査会が、改憲原案の発議と審査を任務にしているからです。だから、以前の憲法審査会と今の憲法審査会は全く違うということです。今の憲法審査会は、改憲の原案の発議が任務なんです。それを任務としている以上、憲法審査会での議論は改憲原案づくりに直結することになります。

反対理由の2つ目です。憲法改正の発議に向かっていくための議論は、国民の多数が改憲を求めているもとでは私は必要ないというふうに思っています。朝日新聞の世論調査では、先ほど紹介しました、ほかに政策をいっぱい、安倍政権を本当に支持をするという42%もある調査の中でも、憲法改正が3%と非常に低い状況です。また、安倍首相は、内外の重要問題が山積しているにもかかわらず、先ほど布田議員の方から言われました北朝鮮や韓国や中国、ロシアとの関係もそうですけれども、重要問題が山積しているにもかかわらず、野党が求めた予算委員会開会要求も無視して国会質疑を行いませんでした。その一方で、国民の多数が望んでもいない改憲原案づくりを何が何でも押し通そうとしています。今の状況では憲法審査会は動かすべきではないと考え、反対討論とします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 発議第4号に対して賛成の立場で討論いたします。

この憲法は、戦後、アメリカの主導によってつくられたものであります。特に、その前文を見ても日本語としておかしい表現のままであり、各条文にしても、現代の日本国家、家族のあり方も変化し、少子・高齢化や教育問題、地方と中央の格差の増大など、現在の憲法が予想しなかった事態が現状であります。よって、ここに憲法改正に向けての国会における具体的な議論を早急に開催することを望み、衆参両議院に要望するものであります。

以上をもって賛成討論とします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 発議第4号に対して反対の立場で討論をいたします。

発議書を見れば、この結果については明確になっていると思いますけれども、政治に携わる者として自分のスタンスを明確にしておきたいと思います。

この発議書は、表題を見れば、単に憲法について議論してほしいということなので、何も問題はないとの判断をされた人もいらっしゃると思います。国会に関することですので、地方議員である私たちがこの段階で賛否を討論しても仕方がないという判断もあったかと思いません。国会に議論を促すのは当然だという判断もあったと思います。しかし、意見書の文面をよく読めば、この発議書の憲法をめぐる態度は極めて明確であります。すなわち、自由民主党の言う憲法改正の方向性を踏まえた発議書であるというふうに私は捉えました。

私は、自民党の憲法改定の案には反対の立場をとっております。理由は、主に4点です。1つは、自衛隊の憲法への明記。2つ目が、緊急事態条項を入れるということですね。それから3番目に、参議院等で合区がなされました。1県から1人じゃなくて、区を合わせてですね。合区の禁止、これを憲法に入れる。それから、教育無償化の明記と。この4点ですね。それぞれ問題がありますが、時間の関係もありますので、合区の禁止と教育無償化の明記は省略をして、あとの自衛隊の憲法への明記、それから緊急事態条項について少し申し上げたいと思いません。

現在の憲法は、9条1項で戦争の放棄を、2項で戦力の不保持、交戦権の否認をうたっております。しかし、前文をよく読みますと、現憲法は国家の自衛権を否定しているものではありません。さまざまな国家が対立の要素を含みながら存在する現状を踏まえれば、自衛力の保持は当然であるし、私自身は自衛隊を憲法に違反した存在とは思ってはおりません。大多数の国民の認識もそうであろうというふうに思います。

しかし、自民党案のように9条の2を新設し、そこに自衛隊を明記すれば、我が国はこれまでとは全く異質の国になると私は考えます。どういう点かといいますと、この明記によって軍事行使に憲法がかけてきた歯止めが外れて、アメリカ軍の戦争に引きずり込まれる危険性が高まってくると思います。

2番目に、これが大事なんですけど、安倍首相は何も変わらないと言ってらっしゃいますが、実は大いに変わります。9条の2によって、従来の9条は自衛隊に及ばなくなったとする主張が可能になります。つまり、後からできた法が前の法に優先をするという原則ですね。だから、9条の2に自衛隊が明記されれば、その前の法は前のことだから、これはもういいんだというふうな、そういう判定。要するに、後からできた法の前からある法律に対する優位性、これを主張される危険性が多分にあると思います。

それからもう一つは、改憲の国民投票が仮になされたとしますと、今の状況では国民の過半数の支持が自衛隊に集まると私も思います。自衛隊の活動状況を見れば、そうなると思いますが、これは、実はこのことを単純に捉えてはならないと私は思います。明記して、国民投票があって過半数が自衛隊を支持するというふうなことになったら、それを政府がどのように利用

するか。自衛隊の活動範囲を広げると思います。防衛費を増やす。軍需産業を育成する。武器輸出、もう既にある程度解禁されておりますが、武器輸出が推進される。自衛官の募集。それから、国防意識を教育現場に拡張する。ちょうど前の大戦のときのような国防国家へと進みやすくなる要素を広げるといふふうに思います。特に、徴兵制など国防目的の人権制約ができるようになる。

以上が自衛隊に対する考え方ですが、2番目に緊急事態条項、実はこれがもっと大事なことだといふふうに思います。自民党案としては、大災害で国会が機能しなくなったときのことを憲法で定めると。行政権限を一時的に強化して、内閣が出す緊急政令が法律同様の効果を持つ。選挙を行わずに議員の任期を延長できる。これが自民党案ですけれども、個別の法令、例えば災害があった場合には災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、災害救助法などで十分対応できるので、緊急政令を憲法で規定しないと困ることはないと考えます。法律を運用する訓練を強化すれば済むことであります。

この緊急事態条項が盛り込まれますと、現在の議員の任期が内閣の判定によって延長されるわけですから、議員の保身とか、あるいは与党が政権維持を目的に延長をするといふふうな、そういうことも考えられると思います。世界史の教訓として、これは麻生副総理がよく言っておりますけれども、ナチス党ですね、ドイツの。ナチスは、この方法、緊急事態条項を使ってワイマール憲法を停止して、そして独裁体制を築いております。この世界的な教訓は学ばなくてはならないと思います。

まとめます。国民が今熱望しているものは、経済の立て直しであり、持続可能な社会保障政策確立のための議論であります。憲法改定についての要望は、優先度は極めて低い。これは調査に出ております。憲法改定の論議を督促すべき必然性と緊急性は何もない。そう判断します。

改憲論議に最も熱心なのは自民党であります。現在の状況下で国会における改憲論議を督促することは、自民党の党利党略の土俵にのることにほかならない。現在の自民党の国会運営のあり方を見てください。数による専制と言ってもよいような状況です。数に物を言わせた強行採決など、この手法がかつてなく危険になっている。かつてのような、かつての自民党にあったような党内論議の多様性も影を潜めております。民主主義の基本というのは少数意見の尊重です。多数決ではありません。多数決は、議論がどうしようもなく行き詰まった場合のやむを得ぬ緊急避難的手段であって、少数者をねじ伏せる手段であってはならないと考えます。

改憲論の中には、アメリカに押しつけられたから自主憲法を制定すべきという論調がありますが、それを言うなら、まずは日米安全保障条約のアメリカと我が国との地位協定の不平等の見直しを優先すべきであります。真の愛国というのは、同盟国と言われる国に対しても対等に物を言う独立自主の立場の中にあると考えます。

私は、現行憲法によって失っているものは何もないし、迷惑しているものも何もないと考えております。他人から与えられるよりも自力で獲得したものに価値があるとの考え方には賛同

いたしますが、他人から与えられようが、よいものは依然としてよい。何も悪い方向に変える必要はないというふうに考えます。

大臣とか公務員は、憲法を率先して守るべき立場にあります。総理大臣は、その最たる存在です。改憲論議が国民の中から沸き上がってきたならともかく、憲法の番人が率先して改憲を唱えるのはいかがなものか。憲法は、国家権力のそのような暴走を防ぐために存在すると私は考えます。

最後です。議案書に多数の賛同者名が列挙されておりますが、私も反省をいたしますが、かつて前副町長の辞職勧告決議案にこの手法をとったことがございます。これ反省したいと思います。この手法は、一見合理的に見えながら、議員の思考を停止させ、議論を封じてしまう働きがあります。一旦、発議書に署名をすれば、意思決定は完了して、その撤回は困難になります。複数の賛同があれば議案を提出できるのですから、賛成者の署名は必要最小限にとどめ、討論の余地及び討論による意思決定の自由を意思決定の瞬間まで保障すべきであると考えます。この場では、議論の場ではありませんので、指摘にとどめ、場をかえていずれまた議論を提起したいと思います。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 賛成の立場で討論いたします。

緊張する国際関係においては領土の安全を守るため、大自然の脅威による国土の荒廃からの復旧や、国民の生命、財産を守る活動としての自衛隊の存在意義は大きく進化してきました。熊本地震でも、熊本の被災地における自衛隊の救援活動の大きさは記憶に新しいものであり、国民の自衛隊に対する尊敬と期待度はますます大きなものとなってきたことにより、自衛隊を憲法に明記することで、その存在価値を国内外に知らしめる好機となっています。

しかし、国民の権利でもあり、国民投票の前提である国会による憲法改正発議のための討論の場である憲法審査会は、設置後10年を経過するもほとんど開催されておらず、国民の憲法上の権利を無視するものであります。

私は、自衛隊員を子に持つ親でもあります。自衛隊員は、謙虚な姿勢で日々訓練に励んでおります。その自衛隊員が、自衛隊を憲法に明記することで誇り、また士気の向上につながると思います。今現在、竹島、北方領土と、領土は実質奪われている状態です。また、北朝鮮による拉致で人間さえもさらわれております。海も空も、尖閣諸島を見れば分かります。侵犯されております。日本国はこの状態でいいのでしょうか。佐世保の水陸機動団にも部隊研修行きましたが、毎日必死に訓練されております。国土を守るためです。人を守るためです。

そんな自衛隊を憲法に明記するのはもちろんだと思いますが、それ以前の、今度の発議は議論をしてくれという意見書でございます。発議でございます。どうか町民を代表する議員の皆様、御賛同をよろしく願います。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 発議第4号本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書について反対の立場で討論をいたします。

反対する前に、僕の立場をはっきり言っときますが、僕は20年、ひよっとするともっと、以上なるかもしれませんが、僕は憲法改正は必要だと思ってきました。したがって、外国がどのような理由で憲法改正をしてるのか。日本はなぜしないのか。いろいろずっと考えてきました。僕は、日本の主権、今、坂本議員が言ったみたいに、もしくは甲斐議員が言ったみたいに、日本の主権を守る、日本の国土を守る、そのために日本の国防というのはどういうことにしたらいいのかということを一生涯僕も考えてきたつもりです。

今、日本の中では、ほかの国とは違って、憲法の上に安保法体制というのがのっかっていて、実は何らかの形で憲法違反ということの裁判が行われたときには、統治行為論という形になって憲法法制の方が優先されるという、極めて憲法の学者さんたちに言わせると日本だけの特殊な法体系になっているという指摘は、僕は物すごく重く受けとめております。

今回のこの意見書の、さっき質問させていただきましたが、こういう意見書を、趣旨ですから、ここで述べるのであれば、憲法改正というのはひとしく国民に関係することですので、別に自民党案が悪いとは僕は思ってませんけれども、ほかにもいろんな党派の方々もいらっしゃるから、やはり平均的なものを述べる必要がありますよ。FNNの67.5%というのを載せるのをもって根拠とするんだったら、じゃ、ほかの新聞社なりの調査結果というものはどうなんだというのは当然出てきますよ。

この間の参議院選挙のときに、国民が求める国に対する政策はどうかというと、憲法改正というのは5番目か6番目だったでしょ。だから、これをもってして国民に広く周知をされているとは僕は思ってないんです。二者択一で聞けば、それはそのままそういう数字が出てくるかもしれませんが、いっぱい選択肢をもって聞けば、そういうことにはならない。僕はそのように思っていますので、実はここに書いていることは、ちょっと話が違いますけど、4年前にも似たようなものが、こういう意見書が出て、趣旨の書いていることがふさわしくないと、僕は趣旨の書きかえというのを提案した記憶がありますが、これは町民を代表して出すわけですから、バランスを持った書き方、そして正確な書き方をさせていただく必要があると、最低限ね。僕は、そのように思ってます。

先ほど僕の質問に対して、ドイツは関係ないんだと、そのようにおっしゃいましたが、布田議員自らが先ほどの趣旨説明でもってドイツの問題を出しましたので、僕が聞いたんです。趣旨説明で出した以上は、それに対してきっちり答える責任が発議者にはある。僕はそのように思っていますので、そのことについて答弁がなかったということは僕は大変遺憾だと、そういうふうに思っております。

僕が今回のこれに反対する一番大きな理由です。一番大きな理由は、今の国会議員に憲法問題を考えることができるかという根本的な僕は疑問があるんですよ。つまり、全部の国会議員がだめだなんて、僕もそんな乱暴なこと言いませんよ。でも、巷間報道されておるとおり、戦争して取り返すみたいなことを平気で言っちゃうのがありますし、また憲法ではありませんが、高校生がこういう考え方だったら投票しないようにしましょうねというようなインターネット上のやりとりをやったのを、前の文部大臣が公職選挙法違反だと。でも、それは、法律の専門家からすれば全然そんなことには当たらない。

先ほどの名古屋の例でいえば、不自由展というのがありましたでしょ。それに対して、名古屋市長の河村さんがあんなようなことを言う。それを憲法の学者さんに言わせれば、憲法違反のとんでもない発言だと。河村さんも以前は国会議員でしたから。ですから、国会議員というのはそんなに憲法のことを理解できる能力があるのかというのが、実は僕が一番危惧してるところです。

4年前に安保法体制というのが可決しましたよね。それに先立って、憲法の学者のお三人の方が国会に来て、参考人質疑のときですよ。名前はいいですよ。そのお三人、それも自民党が参考人として呼ばれた方も含めて、3人の方全員が憲法違反だと。あれは集団的自衛権の問題でしたから。ですから、個別的自衛権とか集団的自衛権とかということについて本当に突っ込んだ話をした上でこの論議をしなければ、単に丸投げでもって考えてくださいというのは、発議する側としては大変無責任だと僕は思ってます。したがって、町議会で決定するにしろ、この問題に対してもっともっと突っ込んだ議論はやるべきだったと、僕はこのように思います。

したがって、今回も発議という形でいきなりぽんと出てきたという形ですが、できればこの町議会の中でこのことについて議論をするということ、何か月か分かりませんが、そういうことをやった上で、そして国の方に発議をする、しないということについての町議会の中での意思決定はするべきだった。僕は、そのように思ってます。

いろんな意味を込めて、僕は今回の発議については反対の立場です。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 賛成討論するつもりはございませんでしたけども、少し議論が偏ってるようなので、私からも賛成の立場でお話をさせていただきます。

賛成者の御意見、そして今、反対者の御意見も出ましたけども、全てが自由民主党の発議内容よっての意見の賛成と反対でございました。今、憲法改正に賛成の党は自民党だけではありません。私が支持しております日本維新の会もそうです。そういった中で、今発議されてる内容は、今御指摘があったように少し偏ったような、それはもちろん発議を求める側ですから、そのような気持ちも分かります。反対される方の気持ちも分かりますが、これはあくまでも憲法審査会の中で議論をしてくれというようなものでございます。

もちろん、自由民主党が圧倒的な数を持っておりますので、それはそれで通るかもしれませんが、私が申しました日本維新の会は、教育の無償化と統治機構の改革、そして憲法裁判所、この3つをうたっております。また、公明党さんは加憲という形で、環境権でしたですかね、そのような提案もされております。すなわち、憲法改正の中には9条だけではなくて、地方自治の問題であったり、また参議院、合区の問題も出ましたけど、果たして今、日本に二院制が必要かどうかという問題もございます。昔の貴族院がそのまま参議院になって、今は衆議院のカーボンコピーとなっているような、こういったものも議論すべきでありますし、さまざまな人権の問題も含めて憲法から見直す、こういった時代に来てるのは確かであります。よって、憲法の中の9条の、またそれにかかわる私たちの生活もあります。ですから、議論し、学ぶことは大事であります。まずはこの発議のとおり議論を進めてほしいということは問題はないと思っております。

それから、最も重要なことは、最終的には国民が決めるということでありまして。国民が49対51、一人でも反対すれば、これは憲法は改正なされないということでありまして。ですから、自民党は自民党の中で、これはいたし方ないです。自民党が、なぜ自由党と民主党が一緒になったか。これは憲法を改正するため、いわゆる党是でありますから、この政党は憲法改正するのが当然なんです。これを今までしてこなかったことを、安倍総理は恐らく自分の代でということの責任であろうかと思っております。その中においてさまざまな問題も一緒に考えるということ、これは野党も必要だと思っておりますし、雲散霧消した私も民主党にいましたので、責任感じておりますが、それぞれがばらばらになって戦ってるようではそういった意見も通らないことも考えなければならないと思っております。

国民が選んだ政党が圧倒的な政党で改憲政党でありますから、世論調査もございました。もちろんこの順位はあろうかと思っておりますけども、これを議論していく、国家として議論していくことに、私はこのことに反対することは必要ないと思っております。いずれにしても、最終的には出されたものは国民が投票で決めるということでございますので、我々も地方議会の人間として町民の皆さんの意見を聞きながら、しっかりとそのときに備えて議論ができるような準備をしなければならないと思っております。

そういった意味で、国会で一日も早く議論していただくことを願いながら、私は賛成をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第5号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第3、発議第5号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表しまして、西本友春君、趣旨の説明をお願いします。

○5番（西本友春君） 皆さんこんにちは。

先に返事をしてしまいまして、申し訳ございませんでした。

私の方からは、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）について提案理由を述べさせていただきます。

東京、池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も、高齢者運転者による事故が続いている。近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢者運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計しております。国は、17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたが、今や高齢者の安全対策及び安全運転支援の取組は待ったなしの課題であります。

また、過疎地域を中心に、いまだ生活の足として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取組であることから、この意見書を提出させていただきます。

なお、詳細については次のページにありますので、各議員の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣について、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案3件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第3として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上3件を日程追加し、追加日程第1から第3として議題にすることに決定しました。

後藤町長、提案理由の説明を求めます。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、9月3日から本日までの15日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、可決をいただきまして、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

追加提案させていただきますのは、契約案件が1件、都市公園の区域に係る案件が1件、人事案件が1件の計3件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第52号は、武蔵ヶ丘中学校給食室厨房備品購入に係る財産の取得についてであります。

武蔵ヶ丘中学校給食室は、昭和56年度に建設し、生徒数の増加により給食室が手狭になったことから、臨時的措置として平成26年度に仮設給食室を設置し、対応してきたところでございます。このたび常設の給食室を整備することとし、既存給食室の増築改修工事を施工中であり、これに伴い、厨房備品を取得する必要がありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号は、都市公園を設置すべき区域についてであります。

菊陽杉並木公園の拡張すべき区域を定める必要があるため、都市公園法第33条第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。

同意第4号は、菊陽町教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員の村松陽子様任期が、来る9月30日をもって満了となります。つきましては、新たに天野智子様を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみ申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第1 議案第52号 財産の取得について

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、議案第52号財産の取得についてを議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（山川和徳君） 議案第52号財産の取得について説明いたします。

武蔵ヶ丘中学校給食室厨房備品購入に係る財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

武蔵ヶ丘中学校給食室厨房備品購入に係る物品購入契約の内容について説明いたします。

1、契約の目的、武蔵ヶ丘中学校給食室厨房備品購入。2、財産の種類、物品。3、品名及び数量。次の2ページから4ページにかけまして、購入する備品の品名及び数量を記載しております。御確認いただきますようお願いいたします。4、契約の方法、指名競争入札。5、契約の金額、5,137万4,400円。この契約額のうち、給食厨房備品購入経費は4,340万4,000円でございます。6、契約の相手方、熊本県熊本市東区錦ヶ丘9番26号、株式会社中西製作所熊本営業所、所長福田広でございます。

次に、これまでの経緯について説明いたします。

武蔵ヶ丘中学校の給食室は、昭和56年に建設され、建設後38年が経過しております。また、近年の開発等による生徒数の増加により給食室が手狭になったことから、平成26年度に臨時的措置としまして仮設給食室を設置し、対応してきたところでございます。昨年の平成30年度に、増加する給食への対応と衛生的なドライシステムへ改修するため、増築改築工事の設計業務を行っております。本件につきましては、本年7月29日の臨時議会において議決いただきました武蔵ヶ丘中学校給食室増築改修工事に係る契約の締結の件に関連するものでございます。

次に、備品の設置及び内容について説明いたします。

5ページをめくっていただき、参考資料の1ページを御覧ください。武蔵ヶ丘中学校の全体計画配置図でございます。着色部分が増築及び改修区域であり、今回取得する厨房備品を配置する区域となります。

2ページめくっていただき、参考資料の3ページを御覧ください。厨房機器リスト表でございます。今回の改修、増築により、給食室をウェット方式からドライ方式へ変更しますので、厨房備品もドライ仕様へ変更することとなります。これに伴い、多くの備品を新規に導入することとなりますが、使用可能な既存備品は継続して使用することとしております。新たに取得する備品は227点で、ピンク色で表示しております。既存の備品利用は41点で、黄色で表示しております。

1ページ戻り、参考資料の2ページを御覧ください。備品の配置図になります。厨房機器リスト表と同様に、ピンク色で表示しておりますのが今回取得する備品の配置位置になります。黄色で表示しておりますのが既存備品の配置位置となります。参考資料3ページの厨房機器リストの品番と参考資料2ページの配置番号とは同一備品となります。例えば、参考資料3ペー

ジのピンク色表示品番A4の引き出しつき作業台は、参考資料2ページの左上付近を御覧いただき、同じピンク色表示の同一番号A4に配置する計画としております。

以上で施設整備課からの説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） それでは、武蔵ヶ丘中学校給食室厨房備品購入の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、給食室厨房備品購入であるため、本町の物品等の供給における入札参加資格を有する者の中から、指名審査会の審議を経まして、厨房機器を第1希望にしている町内に営業所がある1社、及び熊本県内に本社または営業所を有する厨房機器を第1希望にしている9社を加えた合計10社を指名しました。指名競争入札は9月2日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった4番目の株式会社中西製作所熊本営業所を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格5,653万5,160円に対しまして落札価格は5,137万4,400円で、落札率は90.87%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 2点についてお尋ねをします。

まず、これが消費税前に実施できなかったかということが一点。

それと、落札率ですね。今度、90.78というふうに非常に低い率になっております。前回の7月29日の臨時議会で提案がありましたけども、その落札率を見ますと、北小学校の体育館、これが97.98、それから第3期の部分で98.38、それと武蔵ヶ丘中学校、これの建築工事ですけども、97.9という状況になっております。落札率というのは予定価格というのが一番重要なポイントになるかと思えますけど、90.78というふうに低い落札率の理由は何かあるんでしょうか。その2点について教えてください。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 消費税の時期についてということで御質問でございます。お答え申し上げます。

本件は、御説明申し上げましたとおり、給食室の改修、増築、これとあわせて一体的に関連した工事でございます。夏休み期間を有効利用しますもんですから、この時期になったということございまして、工事とあわせて継続して時期を設定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 質問の2番目でございますけども、せんだっての工事入札につきましての落札率、それから今回の落札についての御質問でございますけども、落札率につきましては、こちらの予定価格につきましては正常な取引の中での業者の利潤を確保するために適正な価格を設定して予定価格としたことでございますけれども、それにつきましての落札につきましては、自由な競争の中での応札者の希望した価格を入札されたわけでございますので、町の方から落札率について高いとか低いとかということは申し上げるべきではないというふうに思っているところでございますけども、今回の入札につきましては人件費的なものよりも品物の価格というのが大数を占めておりますので、そういったものも影響しているのではないかとこのように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 大体内容は分かりますけど、もちろん業者の体力の問題もあるでしょう。いろんなこともあるかと思えますけど、こんなに率が違うもんなんですかね。今までの入札の中でそういう前後はあるわけですか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） こちらは物品の購入になりますけども、物品につきましては希望小売価格と申しましょうか、そういうものからしますと物品の場合にはある程度低い金額で実際購入できるというのが多い場合が通常でありますので、この金額についての部分ではそういった物品の流通の状況もございまして、一概にこちらから低いとか高いとかということは申し上げることではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 最後になりますけど、今から総合体育館の建設とか、いろんな意味で工事関係、建築関係、土木関係出てくると思います。そういう中で、予定価格というのが一番重要なポイントになってくると思います。それで、予定価格によって前後がかなり出てくるんですよ。金額が多ければ多いほどその差は出てきますんで、一生懸命されていらっしゃるの私も理解しますが、パーセンテージに差があったもんですから、疑問に思っ質問をしたところです。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬議員、いいですか、それで。

（1番廣瀬英二君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

那須真理子君。

○6番（那須真理子君） 課長の答えの中に、使用可能な備品を購入したというのがありましたけ

れども、購入月日を書いてありませんから、これはっきり分かりませんが、冷凍庫とか冷蔵庫、こういう品物に関しましてはどうでしょうか、電気代がかえって高く以前のはつきますので、そういうことを考えたときは今買いかえた方がいいのがあったのじゃないかと懸念をしますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 今回の備品の導入に当たりましては、冒頭説明申し上げましたとおり、ドライ方式にかえるところでございます。極力、冷蔵庫関係は、もちろん消費電力の問題もございませぬども、まだ十分に使えるということから、使えるものは食欲に使っていただくということで、有効利用を図りたいという観点から使用したところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第53号 都市公園を設置すべき区域について

○議長（上田茂政君） 追加日程第2、議案第53号都市公園を設置すべき区域についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（井芹 渡君） 議案第53号都市公園を設置すべき区域について説明いたします。

本件は、都市公園である菊陽杉並木公園の拡張に伴い、都市公園法第33条第1項の規定に基づき、菊陽杉並木公園を拡張すべき区域を定める必要があるため、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。

都市公園菊陽杉並木公園の設置、拡張する区域について説明いたします。

公園区別は、総合公園であります。公園名は、菊陽杉並木公園でございます。新たに拡張する公園の所在地は、菊陽町大字原水字上中野5352番3の一部ほか28筆及びこれらに介在する法定外公共物であります。

参考資料の1ページを御覧ください。字図に、その区域を示しております。図面左側が北に

なります。

参考資料の2ページを御覧ください。黄色着色部分が、現在の菊陽杉並木公園全体面積約17ヘクタールを示しております。また、赤色着色部分が先ほどの公園拡張範囲約3.4ヘクタールを示しており、そのうち青色着色部分が新たに取得する土地約2.5ヘクタールの範囲でございます。

菊陽杉並木公園は、平成10年12月の開園以来、さんさん公園の愛称で多くの町民の皆様に親しまれてまいりました。また、平成11年に開催されましたくまもと未来国体では、アーチェリー競技会場となっております。今回、総合体育館をはじめテニスコート、アーチェリー練習場及び駐車場などを整備するため、拡張を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 同意第4号 菊陽町教育委員会委員の任命について

○議長（上田茂政君） 追加日程第3、同意第4号菊陽町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、同意第4号菊陽町教育委員会委員の任命について説明をいたします。

先ほど、町長の提案理由もありましたように、現菊陽町教育委員会委員の村裕陽子様任期が来る9月30日をもって満了となります。つきましては、新たに菊陽町教育委員会委員に天野智子様を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

それでは、天野智子様につきまして御説明いたします。

住所は、菊陽町光の森6丁目17番地12、光の森6町内にお住まいの方でございます。生年月日は昭和53年6月24日で、現在41歳でございます。

天野様の学歴、略歴等につきましては、先にお配りしております参考資料のとおりでございますが、短大卒業後、民間の会社に就職されまして、現在はパン、料理教室を主宰されております。また、レストランにも勤務されておられます。これまで町の町民センター等におきます主催講座の講師などもなされております。さらに、現在、菊陽町明るい選挙推進協議会委員を務められており、これまでも菊陽町地域女性の会の副会長、男女共同参画審議会の委員、また青少年健全育成町民会議の役員なども務められておまして、行政にかかわる活動にも積極的に御尽力をいただいております。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定では、現に子どもを教育している保護者の意向を教育行政に反映させるため、委員への保護者の選任が義務づけられております。このようなことから、保護者でもあります天野様を任命いたしたく、提案することとした次第でございます。

天野様は、温厚、誠実な人柄であるとともに、識見、経験とも豊かであり、保護者選任の教育委員として適任者であると思っておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は4年でございます。今年10月1日から令和5年9月30日までを予定してるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第4号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほか整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思っております。

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和元年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時17分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 佐々木 理美子

菊陽町議会議員 中 岡 敏 博

菊陽町議会会議録
令和元年第3回9月定例会

令和元年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田茂政

編集人 菊陽町議会事務局長 高木定伸

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代)(096) 232-2111

議会事務局TEL(096) 232-4919